

平成27年第3回（3月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 3月10日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に参加した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第2号 諸般の報告について	4
議案第5号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について	5
議案第6号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	30
議案第7号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	32
議案第8号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	33
議案第9号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について	37
議案第10号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	38
議案第11号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	39
議案第12号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について	40
議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	44
議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	45

議案第 1 6 号	出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について	4 6
議案第 1 7 号	出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 7
議案第 1 8 号	出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 7
議案第 1 9 号	出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	4 9
議案第 2 0 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	4 9
議案第 2 1 号	出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について	5 1
議案第 2 2 号	出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	5 1
議案第 2 3 号	出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	5 2
議案第 2 4 号	出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	5 2
議案第 2 5 号	出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	5 3
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について	5 4
議案第 2 7 号	指定管理者の指定について	5 4
議案第 2 8 号	指定管理者の指定について	5 4
議案第 2 9 号	平成 2 7 年度出雲崎町一般会計予算について	5 5
議案第 3 0 号	平成 2 7 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 1 号	平成 2 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 2 号	平成 2 7 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	5 5
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 4 号	平成 2 7 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 5 号	平成 2 7 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 6 号	平成 2 7 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	5 5
議案第 3 7 号	平成 2 7 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	5 5
	予算審査特別委員の選任	7 8
	予算審査特別委員会の正副委員長の互選	7 9

議案第 38 号 教育委員会教育長の任命について	79
散 会	80

第 2 日 3 月 12 日 (木曜日)

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	82
欠席議員	82
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	82
職務のため議場に出席した者の職氏名	82
開 議	83
一般質問	83
宮 下 孝 幸 議員	83
三 輪 正 議員	92
諸 橋 和 史 議員	97
高 桑 佳 子 議員	109
散 会	115

第 3 日 3 月 20 日 (金曜日)

議事日程	117
本日の会議に付した事件	118
出席議員	119
欠席議員	119
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	119
職務のため議場に出席した者の職氏名	119
開 議	120
議事日程の報告	120
議案第 13 号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	120
議案第 14 号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	120
議案第 15 号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	120

議案第 1 6 号	出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について	1 2 0
議案第 1 7 号	出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 2 0
議案第 1 8 号	出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 2 0
議案第 1 9 号	出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 2 3
議案第 2 0 号	出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	1 2 3
議案第 2 1 号	出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について	1 2 3
議案第 2 2 号	出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について	1 2 3
議案第 2 3 号	出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	1 2 3
議案第 2 4 号	出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	1 2 3
議案第 2 5 号	出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	1 2 3
議案第 2 6 号	指定管理者の指定について	1 2 3
議案第 2 7 号	指定管理者の指定について	1 2 3
議案第 2 8 号	指定管理者の指定について	1 2 3
陳情第 8 号	J A改革に関する陳情書（平成 2 6 年次分）	1 2 8
議案第 2 9 号	平成 2 7 年度出雲崎町一般会計予算について	1 3 3
議案第 3 0 号	平成 2 7 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 1 号	平成 2 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 2 号	平成 2 7 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 3 号	平成 2 7 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 4 号	平成 2 7 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 5 号	平成 2 7 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 6 号	平成 2 7 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 7 号	平成 2 7 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について	1 3 3
議案第 3 9 号	出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	1 3 6

発議第 1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	137
発議第 2号 農協改革に関する意見書	138
議員派遣の件	139
委員会の閉会中継続調査の件	139
閉 会	139
署 名	141

平成27年第3回（3月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 11日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
3月10日	火	本会議第1日目（招集日）
11日	水	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
12日	木	本会議第2日目（一般質問）
13日	金	休 会
14日	土	休 会
15日	日	休 会
16日	月	休 会
17日	火	予算審査特別委員会
18日	水	休 会
19日	木	議案調整日
20日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(3 月 10 日)

平成27年第3回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年3月10日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第2号 諸般の報告について
- 第 5 議案第 5号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について
- 第 6 議案第 6号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 7 議案第 7号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 8号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第 9 議案第 9号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第10号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第11号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第12号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第20 議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第21 議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について
- 第22 議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 第23 議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第26号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第28号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算について
- 第30 議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第31 議案第31号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第32 議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第33 議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第34 議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第35 議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第36 議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第37 議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第38 議案第38号 教育委員会教育長の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成27年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、3月3日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三輪正議員及び1番、宮下孝幸議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月20日までの11日間に決定しました。

◎議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第1号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第2号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第2号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県町村議会議長会第66回定期総会について報告します。去る2月20日、新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報告します。

次に、諸橋和史議員から、去る2月28日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第5号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第5号 平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第5号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度の当初予算は、33億2,300万円でスタートいたしましたが、途中6回の補正によりまして、1億4,200万円余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の主な減額、また国の経済対策を盛り込んだ補正予算、地域住民生活等緊急支援のための交付金の創設を受けまして、急遽予算計上し、事業執行を見通し、繰越明許費を計上いたしました。

主な歳出の新規事業、追加分につきましてご説明をいたしますと、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費では、空き家・空地の有効利用、そして安全・安心な管理を図るための情報データベース化の経費を計上いたしました。また、26年分として確定いたしましたふるさと応援寄附金の積み立てを計上いたしました。

第3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、更生医療給付費、障害福祉サービス費の追加を、3目では国保会計の事業報告電算システムの改修に係る繰出金を追加計上いたしました。

7目保健福祉総合センター管理費では、施設修繕料の追加を、9目保健福祉事業費では制度改正に伴う地域包括支援センターの電算システムの改修費を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、釜谷梅のオーナー制度に向けた梅栽培組合への補助を、また青空市直売所の機能、販路拡大に向けた事業主体のJAへの補助を、5目農地費では県からの県営中山間六郎女地区の換地清算金関係費を計上いたしました。

2項林業費、2目林業振興費では、民有林造林事業補助金を追加計上いたしました。

7項商工費、2目商工振興費では、町商工会が行うプレミアム商品券発行事業への補助を、また3目観光費では町紹介ビデオの製作委託料を計上いたしました。

5目地域交流施設費では、ホッと情報館陽だまりの整備を計上いたしました。

次に、8款土木費、5項住宅費、5目住宅用地造成費では、新たに計画する住宅団地の事業推進計画策定のための宅地造成会計への繰出金を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費では、柏崎市への消防事務委託料を追加計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、体育館照明落下防止工事につきまして、本年度予算での採択となりましたので、工事関係費を計上いたしました。

3項中学校費、1目学校管理費では、アスベスト除去の対象箇所追加により、調査設計委託料を追加計上いたしました。

4項社会教育費、7目妻入り家屋保存事業費では、旧津又邸の利活用計画の委託料を計上いたしました。

次に、歳入では、町税見込みによる減額、地方交付税の留保分の全額計上、分担金、使用料、寄附金、事業費の確定・執行見込みに伴う国・県支出金、町債の補正、また財源調整によりまして、財政調整基金の繰り入れを減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額7,781万4,000円を追加し、予算総額を35億4,325万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計、7号の補足説明お願いいたします。

町長の提案の理由のとおりでございますが、年度末を控えての事業管理を精算見込みによる増減、あと人件費関係の見込みによる精算を含めております。また、本年度2月3日に成立した国の経済対策を盛り込んだ補正予算、緊急支援の交付金の創設を受けまして、急遽このたび交付金関係を財源といたしまして歳出を盛り込んでおります。年度末での計上のため、ほとんどが繰り越し事業としてお願いいたしまして、繰越明許費を組んでおります。

それでは、歳出からお願いいたします。267ページご覧いただきたいと思います。歳出関係でございます。総務費でございます。まず、5目の財産管理費についてでございます。施設修繕料というふうなことで、庁舎の暖房の配電盤がちょっと不備がございまして、今別なルートからとっておりますが、急遽これを整備する必要があるというふうなことで今回のせかせていただきました。

それと、役務費の電話番号着信変更設定料ということなんですけど、以前からちょっと住民の方から苦情がございまして、役場から電話が入りまして、履歴を見ますと代表番号しか出ないというふうなことで、いろいろ電話会社と調整してございましたら、ちょっと費用をかけてやると設定ができるというふうなことで、直通番号からの今度確認ができるというふうなことで、早いほうがいい

ということで、時間もかかりませんので、急遽年度内に対応させていただくというふうなことで、今までご迷惑をかけた部分でございます。

続いて、7目企画費についてでございます。これにつきましては、全員協議会で以前ご説明させていただきましたが、空き家の所有関係での情報の一元化というふうなことで、このたび国の補正予算受けての今回計上というふうなものでございます。現在国とのやりとりをしておりますが、やはり管理システムをつくって、その後どういうふうにこれを生かしていくかというふうなことがやっぱり求められております。ということで、現在の所有管理者、上下水道の状況、間取り、建坪、土地の所有者、賃貸の意向、老朽化の状況、相続関係など詳細に調査した中でデータを整理して、さらに貸し出し、また売却、そういうふうな情報を含めて空き家バンクへの登録、また不動産会社への希望があればの情報提供なんかも利用できればというふうなことでシステムを整備したいというふうなものでございます。関係する各課で協調しながら事業を進めていきたいというふうなことで、あと空き家の調査員関係も今後、どのぐらいの件数かわかりませんが、1件1,000円ぐらいというふうなことで今考えておりますけど、今回賃金というふうなことで計上させていただいたというふうなことでございます。

続きまして、268ページお願いいたします。ふるさと出雲崎応援基金積立というふうなことで、当初の計上100万円でございますが、26年のふるさと納税確定いたしましたので、今回追加というふうなことで計上させてもらっております。27年の財源としてそれぞれの目的に合ったものにご希望というか、指定があったものに繰り入れるというふうなやり方をとっておりますので、一旦基金に積んでというふうな形でございます。

交通安全対策費につきましては、光熱水費、予定したよりやはり今回ちょっと高くなって、かかってしまったというふうな部分で追加というふうなことで、該当修理の希望があるというふうな部分で上げさせてもらっております。

次に、飛びまして270ページお願いをいたします。選挙費でございます。新潟県議会議員一般選挙費でございます。今回の選挙、4月3日告示の4月12日投開票というふうなことでございますが、これ2年次、2年度にまたがるというふうなことで、ポスター掲示板につきましては本年度中というふうなことで、当初10区画予定しておりましたが、全体の中で12区画というふうなことで上のほうから来ておりますので、その辺の部分の追加というふうなものでございます。定数6の中での選挙区の対応でございます。

続きまして、271ページでございます。障害者福祉費関係でございます。負担金の関係で障害者就業施設の関係の追加の補助がございますが、ふれあいサポートセンターのトイレ改修、2分の1補助をしておりましたけど、部材等の全体の増嵩というふうな部分ありまして、補助金分も追加というふうなことでございます。

障害者福祉サービス費、扶助費については、これは実績見込みによる追加でございます。

国民健康保険事務費、これは町長の説明のとおり電算システム改修というふうなことで、これは特別会計でのものがございます。

保健福祉センター管理費につきましては、修繕料を追加してございますが、これも急遽実は正面の玄関の雨どいが、雨が強くなりますと利用者に雨が落ちてきてというふうな部分で、雨どいをとというようなことと、火災感知器ですかね、警報器、これはちょっと点検の部分で出たもので急遽の修繕、あとデイサービスセンターの浴室の建具が不備というふうなことで、これも急遽取りかえというふうなことで、本年度中に実施ということによりお願いいたします。

続きまして、272ページお願いいたします。保健福祉事業費の印刷製本費でございます。認知症ケアパス作成費というふうなことで印刷製本費追加してございます。それと、包括支援センターのこれも要支援者の関係の制度改正に伴う電算システムの改修が出てきております。

273ページ、これ5目地域子育て支援拠点事業費というふうなことで、これも国の補正予算で急遽前倒しで実施というふうなことで、目を新たに新設いたしまして、ふれあいの里で実施する本町の地域子育て支援拠点事業というふうなことでの関係費を今回計上してございます。

子育て支援員、あとちびっこルームの整備なり備品関係の整備というふうな部分で今回交付金事業として計上をいたしました。

続いて、衛生費関係省略させていただきまして、276ページ、農林産業費をお願いいたします。これも農業振興費の中ほど、釜谷梅ブランド支援、それと青空市、これも先ほど町長の説明のとおり国の補正予算の交付金のものがございます。梅の木のオーナー制度にかかわる部分、新たな加工品の開発というような部分と青空市の整備というふうな部分で、この部分については国の補正予算に該当するものとししないものがございますので、26年度の補正予算と27年度の当初予算で両方でご審議いただくというふうな部分で、国の該当する部分だけ計上をさせていただいているというふうなものでございます。内容的には、以前ご説明いたしました、直売所につきましてはレジスター関係、オンラインのレジスター関係、商品の陳列関係、その辺を整備したいというふうなものでございます。

それと、277ページの負担金関係、補償補填関係、これ六郎女地区の換地の清算というふうなことで、六郎女地区の最終の換地清算金というふうなことで県から入りまして、町が受け、地元、地元から町が受け、また県へ回すというふうなことで、これで最終的に全ての換地の清算というふうなことで、歳入歳出というふうなことで連動して、金額的には歳入歳出同額になりますけど、ぐるっと回って清算というふうなことになります。

277ページ、林業費につきましては、これ民有林造林事業を追加してございます。主に間伐関係の補助金の追加というふうなことで事業費が伸びた部分で追加計上というふうなことでございます。

続いて、278ページ、商工費のほうでございます。商工振興費のほうでプレミアム商品券、これも交付金を財源としたものでございます。一般世帯20%、いたわり世帯30%のプレミアム率での、1

セット1万円で1世帯2セットまで購入可というふうな形で今回お願いしたいということでございます。

続いて、観光費の委託料、町紹介ビデオの関係、これにつきましては、この部分は観光費でのせてございますが、次に出てまいります地域交流施設費、279ページのこの新しい目を設置したところとの関連で、両方で整備というふうなことでございます。主に駅前の今回整備しておりますホッと情報館陽だまりの利用というふうな上映関係でつくるものでございますが、町全体での四季折々のものということで、いろんな用途があるというふうなことで観光関係で今回計上してございますが、交付金としては一体で整理をしているというふうなものでございます。

続いて、地域交流施設費の関係につきましては、主に備品関係の整備が中心になります。これにつきましては、議会資料1ページに今回備品の台数なりを載せてございます。ご覧いただきたいと思いますが、そこで今回のせたものが、給茶機はこれ購入でございますが、コーヒーの、これは有料サービスになりますけど、サービスというふうなことで、これ業者が設置しますが、いいコーヒー、うまいコーヒーをというふうなことで、こんなイメージのものを設置したいというふうなことで、備品とは関係ありませんが、今回一緒に資料として載せさせていただいたということでご覧いただきたいと思います。

続いて、土木費関係は、全体での清算がほとんどでございます。

282ページ、最後をお願いいたします。住宅建設費でございます。これ委託料、また簡水の水道加入を減にして町営の現在の建設中のひまわりハウスの建設工事のほうに組み替えてございます。全体で継続費含んでおりますので、継続費の繰り越しというふうな部分でも対応というふうなことで事業費組み替えでございます。ただ、簡易水道のこの加入金につきましては、実は町のほうで持っておりますいろんな施設廃止してはありますが、その辺の部分の加入の権利が用意できたというふうなことで、それを充てるというふうなことで、今回加入金はかからないというふうな形にさせていただきましたが、下水については水道とは違いますので、これは支出するというふうなことになってございます。

続いて、283ページ、住宅用地造成費、これにつきましては、全体の中で過去の分譲、その辺の部分と現在の状況を踏まえて、将来的な住宅用地の候補等を今回の交付金を使って計画をつくるというふうな部分で今回のせてございます。

消防費につきましては、常備消防、これは追加の部分、これ期末勤勉手当関係、職員の部分が追加になっております。その辺の部分を含めての追加というふうなものでございます。

続いて、284ページが教育費の関係でお願いいたします。小学校費でございます。国の追加配分によりまして、補助率3分の1になりますけど、小学校の照明落下防止工事が今回26年度予算というふうなことでついてございます。補助率3分の1になりますが、補助残については8割の元利償還金、率がいいんですけど、それで全国防災事業という部分が該当するというふうなことで、それを

充当する事業になってございます。

続いて、285ページは中学校の煙突関係での調査設計委託料の追加でございます。既に補正、煙突関係の調査設計お願いしてございますが、実は機械室、ボイラー室でもアスベストの関係が発見されたというふうなことで、その部分を含めた設計委託料の追加というふうなことでございます。

続いて、287ページ、最後になります。妻入り家屋保存事業費ということで、これも交付金事業でございますが、海岸の妻入り、街並代表する建物ということで旧津又邸、都市との交流の拠点というふうな部分で地域の活性化と、それを利用しての利用計画どういうものができるかというふうなことで、全体の今後の計画をというふうなことで、長岡造形大学と提携した中で、ソフト部分でございますけど、計画策定ができないかというふうなことで、今回交付金事業で急遽計上したものでございます。

歳出は以上でございまして、歳入、258ページお願いいたします。

歳入関係でございます。町税につきましては、ここに来まして法人町民税関係が追加というふうなことで計上いたしました。あと、交付税につきましては、留保ございましたので、全額計上というところでございますが、まだ特別交付税が決まってございません。当初3,500万円でのせてございますが、今後特別交付税のまた配分ございますので、その辺の部分は年度末に専決でお願いさせていただければというふうなことでございます。

分担金につきましては、先ほどの六郎女地区の換地の清算というふうなことで、県から受ける部分でございます。

以下、歳出に連動している歳入歳出関係でございます。

260ページご覧いただきますと、国庫補助金で教育費関係でございます。先ほどの小学校の照明落下防止工事の3分の1の計上でございます。

続いて、その下は地域活性化・地域住民等の緊急支援交付金ということで、新たな目で今回説明させていただきました国の補正予算に伴う交付金でございます。1,200万円のものについては、これはプレミアム商品券、2,800万円のものについてはそのほかの事業ということでございます。

飛びまして、262ページをお願いいたします。災害復旧費県補助金についてでございます。これは事業は既に終わって、25から26に繰り越した事業のものでございますが、補助金が今回ついてきたということで施越の事業ということで、補助金のみの歳入計上でございます。

それと、263ページ、土地売却収入でございます。これ海岸の稲荷町の障害者のグループホームから上のほうにかけて、ちょっと出入りの関係で町のほうで県とやりとりしておりまして、町有地の関係の払い下げを受けた部分、隣接でさらに5人ぐらいの方が関係しておりましたので、あわせて今回県から払い下げを受けて地権者に全て売却したというふうな部分で歳入計上いたしました。

次の寄附金については、ふるさと納税、先ほど歳出の説明のとおりでございます。

264ページについてお願いいたします。基金関係でございます。財政調整基金については繰り戻し

と、繰り入れ減というふうなことでございます。昨年度末、25年末は22億6,800万円ぐらい実は年度末持っておりましたが、26年当初で3億7,000万ぐらい崩しております。今まで500万円戻しましたが、今回1億400万円ぐらい戻しまして、最終的には20億ちょっとぐらいに年度末はなるのではないかなと思いますが、ひまわりハウス等の大きな工事実施しておりますので、その辺の部分で取り崩しているというふうな状況でございます。

続いて、特別会計の繰入金につきましては、これ買い戻し分の保有分の分譲が本年度できなかつたということで繰り入れを予定しておりましたが、繰り入れができない、減というふうなものでございます。

最後に、266ページをお願いいたします。町債関係でございますが、先ほどの照明落下防止工事の町債の部分、ここに今回計上しているというふうな部分でございます。

続いて、252ページをお願いいたします。継続費の補正でございます。消防分遣所の関係で継続費組んでおりましたが、途中事業費の中で電柱移設の補償が発生いたしまして、継続費の部分からその部分ちょっと流用させて対応させていただきました。ということで、継続費の部分が減額の継続と、需要費が減額になっているということでお願いをしたいと思います。

続いて、253ページ、地方債の補正というふうなことで、過疎のソフト事業関係の増減が主なものでございます。

あと、254ページはハード部分の事業で、精算を迎えまして財源、事業費の補助とのすき間の中に起債を充当して整理をさせていただいているというふうなものでございます。

続いて、255ページにつきましては、4表、繰越明許費でございます。先ほど申しあげました国の補正予算に伴う繰越明許がほとんどのものでございます。ただ、6款の農林水産業費、林業費、県単林道事業、これは船橋田中線で2カ所、ちょっと林道の滑落とあわせて舗装ができないということで、27年度へ繰り越しというふうなものでございます。

8の土木費につきましては、川西6号線、この下の道路ですが、これも一部繰り越しというふうなもので今回お願いしたいということでございます。

あと、最後289ページ、これは給与費の明細書でございますし、291ページは継続費の調書、292ページは地方債の調書というふうなことで載せてございます。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑は、ページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。ありませんか。

6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 278ページの商工費、プレミアム商品券なんですけど、これ来年度ということなんですけど、販売の日程とか、そういったような計画はどのようになっているかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） プレミアム商品券につきましては、商工会に委託をしたいと考えております。時期につきましては、7月ごろには券を発行しまして、年内を締め切りといいますか、使用期限というような形でしたいと思っております。6カ月以上を過ぎますと、また財務のほうと、財務事務所との協議が出ますので、6カ月以内に使用期限という形の中で進めたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 以前プレミアム商品券で良寛というものが発行されましたが、そのときやはり購入された方が、多いのか少ないのかあれなんですけど、セット数にしても約55%ぐらいですかね、残ったわけです、商品券が。発売枚数、発売の方法としては同じように1世帯2万円ということで発売をしたわけですが、残った部分が出て、その残った部分をいたわり世帯と一般世帯、これを1つにまとめまして、今度は先着順で販売して完売したという経緯がございましたが、前回は県内でも全国的に見ても大変有利なプレミアム率で販売されたわけですが、今回前回のそういったものを踏まえてどういったような検証をされて販売に当たるのか。また残ってしまっちはちょっとうまくないわけですので、その辺についてはどういったような考え方があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） プレミアム商品券につきましては、今回一般家庭20%、いたわり世帯30%という中で、個々のその世帯数、まず発売のときにまた数値的なもの変わるとは思いますが、そういった中で販売をしていくと。前回と同じような形、やはり最初につきましては各戸2セットというような形、それもちょっと協議の中だと思うんですが、そういった最初やはり皆さんに渡るような形でやりまして、また売れ残れば今度はまた意欲といいますか、購入の希望のある方にまたやって、残してもしょうがないという言い方申しわけないんですけど、残さないような形で、せっかくのあの補助金入っておりますので、そういった中で使い切っていきたいとは思っております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 1セット当たり、1枚当たりが1,000円で前回販売されていたのが半分の500円がいいかどうかという話も以前出たかと思っております。町長のほうの答弁の中にもそういうのも以前ございましたが、500円のほうが高齢者の方は使いやすいというようなお話もありましたし、その分いっぱい刷らなきゃだめなんで、券が厚くなるためにそういった経費もいろいろ考えなきゃだめなんだろうけど、そういったところもありますし、以前利用できない商品というものがございました。法律上でいろいろできないのが例えばプリペイドカードですとか、切手ですとか、そういうふうには、法律なのかどうなのかあれなんですけど、使えないものもありましたし、個々の商店で使えないものとかもありましたんで、そういったものをよく検証して、なるべく町民の皆さんがプレミアム商

品券を買っても町の商店には買うものがないよとか、町外に出たほうが安いのが売っているよとか、そういったようなことが起きないようになるべくよく検証なさせて、多くの人に買っていただいて町に還元できるようにしてほしいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） その辺につきましても十分検証させていただいた中で、皆さんからも意見をいただいて実施してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 279ページのこれは商工費の中で、地域交流施設費です。陽だまりの件なんですけど、そこの備品購入費の中に電動自転車ですね。今まで電気を多少使うものはありましたが、全くこれ電気の自転車だということなんですけど、この辺の台数ですとか、あと料金とか、その辺何かある程度わかりましたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 電気自転車につきましては、アシスト式のものでございます。電気のモーターで回転を補助するという形のもので、台数としましては3台を予定してございます。

申しわけありません。電気自転車になっておりますが、資料のほうの備品購入一覧見ていただくとあれなんですけど、電動自転車でございます。済みません。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） それに関連してちょっとお聞きしますが、この電動自転車ですけれども、これは来た方が使われるというんですか、その使い方はどういうふうな考え方でやられますか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 公共機関で来られる方もおられると思いますので、そういった中での移動ということでございます。

それから、済みません、先ほどの質問でちょっと答えられなかったんですが、無料で一応考えてございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 大変喜ばれると思いますので、そのようにまたやっていただければよろしいかなというように思います。

続いて、よろしいですかね。

○議長（山崎信義） はい、どうぞ。

○2番（中野勝正） ページは276ページなんでございますが、この中の農業振興費の中の3目の中の釜谷の梅でございますが、オーナー制度ということで大変注目しているところでございますが、この中で今予算的には計上してあるんですけれども、この辺の考え方をどのように徹底されていくのかお聞きします。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 徹底といいますとあれなんです、これにつきましては釜谷梅の、平成16年の災害で釜谷の奥に釜谷梅団地を、復旧の中で木を植えるということで、釜谷ですんで、梅を植えてはどうだろうかという中で梅を植えまして団地を造成した経緯の中で、これが当初は小学生等から管理をしてもらって、最終的にはその子供たちが6年生になって卒業しましたもので、今度は卒業しまして、また収穫が増えてきてございます。そういった中で、今回このような形でオーナー制度を、それとこの特産品という中でいろいろな新たなものをとということで考えております。これにつきましては、今釜谷梅組合と協議を始めておるところでございます。どういうふうな形で皆様にお知らせするかというのもまだ本当のところは決まっております。決まりましたら、また皆さんにお知らせをさせていただいた中で進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 私の持っているイメージですと、オーナー制度といいますと県外、町内問わず、例えば梅団地の木を1本何がしの対価の中で譲っていただいた中で、その1年間梅が出たらまた買っていただくようなことで全国的にやっているのがあるんです。その中を参考にされて当町もこのオーナー制度に踏み切ったのかなという考えを持っていったもので今お聞きしたんですけども、そういう考え方というのは今後煮詰めていかれる考え方ですか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 基本的といいますか、今中野議員がおっしゃられたような形で1本の、1本といいますか、1株、1カ所2本植えなんですけども、それにつきましてオーナーから、なっ
ていただいた方から年間1万円程度の会費をいただきまして、その中で組合員が保育関係管理を
しまして、とれたものにつきましてお上げをします。また、来ていただいてもいでもらうのもあれで
すし、剪定作業ですとか、そういったものに参加してもらうのもまた一つだという中では計画して、
今までよそでやっているような形のオーナー制度も踏襲した中で、また独自のものができればいい
など、こう思っているところでございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ぜひまた期待しておりますので、やっていただきたいというふうに考えており
ます。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） また戻りますけども、279ページの地域交流施設の備品のところですけども、電
動自転車3台、備品購入一覧表の資料にも3台となっておりますから3台なんでしょうけども、ど
うなんでしょう、車で来る人あるいはJRで来る人いろいろいると思いますけど、当然車で来る人

は駅前地区を探索するわけございませんから、残念ながら海岸まで車で行かれるでしょうし、JRで来る人もそこにこういう施設があるということがわかって来ていただければそれもまた、これからはそういうふうな情報発信していかなくちゃいけないんで、また使っていただけるんでしょ、3台で多い少ないという話じゃなくて、ここにこれがあることが果たしていいことなのかなという気がするんです。海岸の天領の里で自転車を貸し出しております。大変好評を得ておられて、乗って結構町なかをご夫婦あるいは友人等々、1台で動いているのをまず私は見たことありません。2台あるいは3台という形で自転車で動いておりますけども、かえて私はこれだけのものをそろえるのであれば、これはこれでお金がいっぱいあるから、これでこういうふうにやって、次はまた天領にそろえるんだということになればそれでもいいですけども、私はこういうのは天領の里のほうに置いたほうがかえて使うほうも使い勝手がいいんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがお考えになるでしょうか。というのは、JRで降りた方が海岸まで行くときにバスを使って、そして中で探索する、そういうときに天領の里に行けばこういう電動自転車がありますよというほうがかえて親切じゃないのかな。そこから電動自転車でこの坂を上がって海岸まで行ってください、そしてまた帰ってきてくださいということなんです。これちょっと小さな親切、余計なおせっかいじゃないのかなというふうな気がいたしますが、どのように考えられますか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 実は国の補正予算の中で今回天領の里にも電動アシスト自転車を要望したんですが、ちょっと趣旨が違うということで却下された経緯がございます。そういった中でございます。天領にも本当は備えたいなというところがあるわけでもございまして、そういった中でまた天領で必要であればそちらのほうも備えたいなとは思っておるところでございまして。今の陽だまり館におきましても、駅前のほうにもそれなりの文化財もございまして、そういったところを回してもらいにも備えておいてというような目的もございまして。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 何だったら私が陽だまり館で乗って天領まで行って、そこで置いてきますけど。そういった形でも使ってもいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

それと、もう一つ教えてください。机と椅子結構買われるんでしょ、一式となっておりますけど、一式というのは幾つのことをいうんですか。机と椅子の数です。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 椅子につきましては、2階のものが大部分でございまして、2階で約45、あと下のほうにも長椅子ですとか、10脚前後、長椅子と、あと普通の飲食関係といいますか、給茶機の前のほうのの等ありますけど、それで十何脚ぐらいになるかと思っております。

それから、机につきましては、2階に会議用のテーブルということで十二、三脚です。ちょっと済みません、うろ覚えで申しわけないんですけど、2階の部分の会議用のテーブルということでご

ざいます。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） ここは、会議施設とか公民館とかという性格の場所ではないんですよね。ですから、私が言いたいのは、どんなお客様が来て、座ってみたいな、ここに来てこの机でコーヒー飲みたいなと思うような机を買われるんですかって。すなわち、事務机とかテーブルとかというのは、それは2階の会議室はわかりますよ。1階では、どんなものをどういうふうにならざるんすかって聞いているんです。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 1階では、モニター関係のところには長椅子を3つほどになりますし、飲食といえますか、休憩できる場所につきましては小さな50センチ、60センチ角のテーブルを5つになります。そこに対面で腰かけていただくような椅子を用意させていただくというふうな形になっております。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 単価がどれぐらいするもので幾つそろえるかというのは、私もこの一式と書いてある中ではちょっと把握できませんけども、私が申し上げたいのは、せめてこじやれた、1階ですよ、2階はそれは事務机で構いませんよ、1階はそういった机をあるいは椅子を考えていただきたい。普通のパイプ椅子だの、長椅子だの、ちっちゃいテーブル置いてあるだけだったらこの会議施設でも同じですから。これは、観光客から来ていただいてゆっくり腰を落ちつけて、そして町の話聞いてもらう施設なんですよ。だから、そういった机、椅子をそろえていただきたい。そのつもりですよ、課長。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） そのような形といえますか、机につきましては50センチ、60センチ角の、センターに支えがありまして脚が出ているというような形のものでございます。椅子につきましても、ちょっと楽に座れるような形のものでございまして考えてございます。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 277ページ、林業費、2目の19節、これについてちょっと質問させてもらいたいですけども、町有林造林事業補助金追加ということで244万9,000円という数字が載っております。先ほど説明がありました。間伐ということで先ほど説明ございましたけれども、どの地域にどのくらいの面積に間伐があつてその二百四、五十万の補助金が出るのか、また個人の間伐についてはどういうふうに解釈すればいいのか、その2点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 直接申請であります森林組合が受託をした関係につきましては、間伐は柿木地内で10ヘクタールの団地をつくって、その経営計画を立ててございまして、その中で

行っております。それに対しての町の補助金でございます。

それから、受任申請でございますが、これは個人がやったものについて森林組合がかわって申請をするものでございますが、これにつきましては小釜谷で6反、中山で2反というふうな形で行っておりますのと、あと間伐材の運搬費ということで、県内で数少ないんですが、間伐材を有効利用するためには材を運搬する経費がかなりかかるということで、これにつきましては町では他の町村に先駆けましてその運搬費の補助をしております。それをするによってまた林家の負担が少なくなるというふうなことでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 柿木地域については10ヘクタールということで、個々については60と20アールというような話なんですけれども、我々ちょっとわかりませんが、林家は今本当に、林業者は材料が売れない、買い手がいないというような状況の中で、今のこういう現状の中で進んでいるんですけども、申請をすれば今後も補正なりでこれ個人の所有林の間伐をやってもらえるものなんでしょうか。ちょっとそれだけお聞きしたい。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 国の制度が変わりまして、今までですと飛び飛びで施業ができたんでございますが、昨年、おとしから団地化をつくりなさいということで、少なくとも5ヘクタール以上の団地化をつくった中で作業道ですとかというものを効率的につくりまして、間伐材の有効利用、搬出ができるような形での施策となつてございます。森林組合へ受託をするようでございますと、その地域で最低5ヘクタール以上の施業計画、その経営計画をつくっていただいた中で施業していくという形になりますので、個人のは個人でまた、ただ個人の場合はかなり補助が少なくはなりますけれども、個人さんでやられるのもありますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 先ほど個人の面積が6反と2反というふうな話出たんですけども、5ヘクタールに達していないということは、この244万9,000円という中には含まれていないということなんですか。ちょっと私も理解しがたいんですけども、補助金が少ないということで入っているんですか、個々の。それだけお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） この予算の中には、直接申請の森林組合が受けて施業している分と、受任申請といいまして森林組合がその申請を、個人がやった施業に対してを森林組合が事務的に処理をしているというもの、先ほど言いました小釜谷と中山の分も入っております。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 274ページ、275ページ、保健衛生費になりますけれども、こちらのほうを委託料あるいは20節の扶助費の紙おむつの支給減とか、ここら辺軒並み、がん検診、下の275ページの健

康増進費なんかでもそうなんですけれども、軒並み減ということで計上されております。これ3月ですので、出生数あるいは受診者数がほぼわかってのことだと思うんですけれども、減になっている理由についてお聞かせください。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） まず、274ページの妊婦乳幼児健診、それと乳児の紙おむつ支給事業は関連するんですが、当初予算の段階では本年度においてはおおむね30人くらいの出生を期待をして予算を計上させていただきました。ですが、実際乳児としてはその半分ちょっとというふうな、非常にことは少なかったというのがございます。妊婦のほうにつきましても、14回お一人するんですが、おおむね30人くらい対象になっているんですけれども、受診回数がお一人当たり8回から9回程度であったというふうなことでございます。子供の医療費の300万の減は、今年度から高校生まで枠を拡大しているんですが、その高校生がやっぱり当初見込んだよりも余り医療機関にかかる機会がなかったというふうなことで助成が少なかったということと、あと今年度は入院のほうの助成のほうが少ないというふうなことで、大きな金額を減額させていただきました。

それと、275ページの健康増進費の乳がんと子宮がん、これ婦人検診なんですけど、これは国もそうなんですけど、町も婦人検診には力を入れておまして、5歳刻みで無料クーポン券を発行した中で事業を実施しております。当初対象となる方は極力受けていただきたいということで勧奨は申し上げたんですが、当初予定した数字まで行かなかったというふうなことで減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 私も同じところを聞いたんですけど、その子宮がん検診と乳がん検診、この減り方なんですけど、分母が幾つで、要するにどれぐらいの方にそのクーポンをお渡しして、どれぐらいの方がそれを使ったということになるんですか。

○議長（山崎信義） しばらくお待ちください。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 具体の数字につきましてはちょっと手元にございませんで、後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 大体感覚的にはわかるんですけど、課長、これは今も言われたようにぜひ受けていただきたいということで無料のクーポンを配っているということなんですけども、使用期限といたしますかね、大体皆さんはどのように使われるんですか。例えば子宮がん検診、乳がん検診。当然4月になれば新しい予算が決まるわけですから、そこで配布されると思うんですが、3月の議会まで引っ張るということは相当皆さんやっぱりだらだら、だらだら使われるんですかね。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 対象としておりますのは、対象年齢の5歳刻みの年齢でございます、当該年度において個別の診療機関においても受診は可能というふうなことになってございます。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） もう大体多分、多分ですよ、年度当初にその5歳刻みで何十人、何百人いるかわかりませんが、その方たちに配っても、あらかたもう9月、10月で大体わかるんじゃないですか。要するに、どう言えばいいんでしょうね、これから増えたとしてもどれぐらいというのがわかってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、この50万という金額がやけに多いように思うんです。当然皆さんに、全員にお渡しするから金額が大きくなるんでしょうけど、この減額の金額も大きいように思うんですよ。すなわち、私が言いたいのは、3月議会で減額されても、この50万、100万はもう何も使えないですよ。これが12月議会、9月議会でことは少ないんでということで減額されれば、ほかに予算を流用できるわけですよ。ですから、これが何でここまで来て50万のかなという。正確な人数はいいんですけど、それが、いや、ここまで来ないと結局急に12月になって受ける方がいっぱいいるんでというふうな答弁になるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

それと付随して、ここでもう一つ私が疑問だなと思ったのがあるんです。保健師の給料なんですよ。それと、放課後児童です。273ページの児童福祉総務費です。放課後児童の保育指導員の賃金の減が44万上がっております。例えば放課後児童というのは当然毎日、週末を除いて、週末もやっているのか、やっているとかなんで、それが何かの事業でぶつかってやらなかったとか、3人のところを2人でやったとかということできっと減額になったんだと思うんですけども、これもたしか私の記憶では放課後児童は3人でやっていると思います。たしか3人で回しているんじゃないかな。そうすると、一人頭簡単に言うと15万円の減額なんですよ。1カ月分ぐらい大体減額したという形になるんじゃないでしょうか。それもそうすると3カ月議会まで引っ張るだけの額じゃないなというふうに思うんですけども。それも逆に言えば、もう当初決めた給料をこう見積もっていった中で、4月、5月、6月、7月、8月、9月となってきたときに、もう半年見た中でことはこれだけ少なかったとなれば、12月議会、9月議会で減額すべき性質のものじゃないかなというふうにも思いますけど、私の素人考えでしょうか。課長、教えてください。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 保健師の給与関係の減額、これ保健師1人が産前、産後休暇、それから育児休暇とっております、その期間によって有休と無給に動きが出ますので、その辺の部分で年度末に減額したということでもあります。給料につきましては、大体増減は6月の定例会で人事異動に合わせて給与関係増減しております。その後、途中で追加の時間外勤務手当等を整理させてもらって、ベア関係がありますと12月、最終的に時間外、また3月で給与関係は全部整理するというよう

な、年間の動きの中ではさせてもらっているというようなことで、一般職の職員の給与の増減の動きでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、最初のほうの婦人検診、乳がん検診、子宮がん検診ですが、これは各医療機関での個別受診となります。医療機関からの請求というのが直ちに来ないと1カ月、2カ月おくれになるというふうな事情もございまして、年度末まで極力勸奨をした中で受診を伸ばしたいというふうなことで減額補正が今に至ったという状況でございます。

それと、放課後指導クラブでございますが、実はこれ9月の減額補正をさせていただきました。今年度指導員さん3人ということでスタートしたんですが、途中お一人ちょっとやめられて、2人体制で当面やっていこうと。今年度については、先般も議会のほうからご指摘をいただきましたが、常時通っている方が登録人数よりかなり少なく、20人を割ったというふうな状況もございまして、2人でやれるところまでといいますかね、状況を見てやっていこうというふうなことで一回9月で落とさせていただいて、その後なかなか2人で難しいということであれば臨時的に増員も考えたらどうだというふうなことで、若干9月での減額補正の額が少なかったというふうな事情がありまして、この3月補正におきましてある程度精算に近い形で減額をさせていただいた状況でございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 減額補正が話題になっていますけども、278ページに監視カメラの借り上げ料の減額が2つほど載っています。カメラの借り上げは、例えば一月幾らとか年間幾らって決まっているんじゃないんでしょうかね。どのような計算でされていたのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 天領の里にもう一台設置するということで考えておったんですが、今の第3駐車場はトイレのところにつけたいということでやっておったんですが、申しわけございません、トイレの完成がちょっとおくらしているといいますか、工期が年度末になっているものですから、そこに付けてということで考えておりましたので、1年間分が減にさせていただくような状況でございます。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 先ほどのページの漁港費の監視カメラもありますよね。これも同じことですか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 海遊広場につきましては、当初の見積もりが業者から出てきたのがちょっと大きかったということでございます。それで、今回落とさせていただくという状況でござい

ます。申しわけございません。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 最初の天領の里のこれは13万9,000円というのは、年間で13万9,000円かかるということですか。

○議長（山崎信義） しばらくお待ちください。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 海遊広場につきましては、6月補正をさせていただいた段階での見積もり、それが電源とかの関係、当初新潟側のほうにつける、引き込みの電柱がありましたんで、そこにつけるという方向でいたんですが、設置業者並びに警察等々と現場を見た中で、それが今の海遊広場のトイレのところにつけるということで、その電源の関係ですとか設置的なものも含めて見積もり、取り付け等関係もその中に経費の中へ入っていたものですから、それが少なくなったということで、リース料金につきましては月々1万1,578円で、8カ月で9万2,000円ということで、その分の差額を落とさせていただいております。

それで、天領のところなんですけど、今済みません、ちょっと見積もりの細かい資料がございませんので、後でお知らせさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 5番、いいですか。

まだありますか。あれば、一旦休憩してからやります。

〔「ある」の声あり〕

○議長（山崎信義） それでは、ここでしばらく休憩いたします。

（午前10時40分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長（山崎信義） 先ほどの質疑の件で答弁がございますので、先にそれを行います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 先ほど中川議員のほうからご質問をいただきました予算書の275ページ、子宮がん検診及び乳がん検診の委託料の減に伴い当初と実績の数値ということでございました。

まず、子宮がん検診でございますが、こちらは集団検診、個別検診でございますが、総数で当初は260人を見込んでおりました。現在もまだ勧奨は続けております。あと、個別検診のほうが受診可能でございますので、さらなる勧奨はしておりますが、現段階で180人程度の受診しか終わっていませんというふうなことで減額をさせていただいております。

また、乳がん検診につきましては、これはマンモグラフィーの単独1方向と単独2方向、さらに

集団、個別、いろいろ種類ございますが、総数で285人。これも子宮がん検診同様、まだ個別で受けられる方もいらっしゃいますが、現段階で140人程度というふうなことで、この3月補正で大まかの額を減額させていただいたというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 続いて、産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） それでは、先ほど田中議員からご質問のありました監視カメラの減額についてでございます。

278ページの漁港費の件でございますが、海遊広場につきましては当初電柱を新たに立てた中に設置をするということで、その工事費を含めまして予算を計上しておったわけですが、最終的にはその最初に計画していたところがちょっと遠過ぎるということで、それと入り口から離れていたということで、先ほど申しましたが、いろいろ警察等、あと事業者等との検討した結果、トイレのところにつけるということになりまして、そういった工事費関係が少なくなったことによります。

それと、天領につきましては、先ほど申しました最初からトイレのところにつけるということであったわけですが、それについても工事費はあるんですが、そこ分が年度内に設置が、年度内ギリギリに設置はするんですが、実質的には使用料が発生しないということで1台分を減額にさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 中川議員、田中議員、いいですか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 案の定といいますか、いつもいつもこういう検診事業においては保健福祉課長初め職員が一生懸命になって検診を勧めているわけですが、なかなか受けてもらえない。それで、こうやって多額の減額になるわけですが、毎回ですよ。毎年ですよ。何か方策って考えていただけますか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 検診等の受診向上につきましては、再三にわたり議会のほうからもご指摘をいただいているところでございます。これはという決め手がないというのが現実でございまして、特に当町につきましてはこの婦人検診というものは受診率が低いというのが課題になって、今年度もそれを重点事業として職員は取り組んでいるところでございますが、残念ながら実績のほうに追いつかないということで、やはりどうしても個別な声かけと勧奨によって地道に受診者を増やしていくというふうに地道にやっていくのが最も1人でも2人でも増えるというところで効果が上がってくるのかなというふうに認識しておりますが、引き続き努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） できれば、検診に行けば時間と手間がかかるわけですから、行かずに済ませたいというのはきっとその人の感情だと思いますけども、出雲崎町はお金をたくさん持っていますよ。

ちゃんとした金、基金に金いっぱいありますよ。何とか1人でも2人でも余計受けてもらうような方策、要するにプレミアムをつけて考えられないものかなと思っています。というのは、やはり1人、2人そうやってがんになって国民健康保険料がかかるよりも、1人でも2人でもそういう病気の発生を未然に防げたならば、そのほうが国民健康保険の会計は楽になるわけですから、黙ってやっているんじゃないくて何か、何がいかはそれは私も今思いつきませんが、頭のいい職員さんいっぱい今いらっしゃいますから、ぜひ何かそういう知恵で健康診断行ったほうが得なんだよというふうなことを啓発するような、もう少し視点を変えていただいて、ただただ毎回毎回行ってください、行ってくださいじゃなくて、何か行ったらことしは、ふるさと納税じゃないけども、米もらったよじゃないけども、何かやれば、特典があるとなれば、自分の健康ですけども、また受けてくれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、何か奇抜なことでもいいです、考えてぜひお願いいたします。答弁要りません。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 先ほど申しそびれたんですが、実はそういった関係で検診を受けない理由の中にはいわゆる時間がとられるというふうなこともございまして、一昨年からですが、プラチナ検診という形で特定健診とがん検診を同日で実施できるというふうな検診を始めました。これは非常に効果がありまして、初年度はまだ周知されていなかったんですが、2年目はその初年度の倍、またことしはそれ以上増えたというふうなこともございますので、今ほどご指摘のことを踏まえましてさらなる検討を進めたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 田中議員、いいですか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 私のほうから、282ページの19節であります。玉沖課長、暇そうですので、質疑をさせていただきます。

この中で、木造住宅の耐震関係のものあるいはまた住宅リフォームの助成金、特にこの住宅リフォームの助成金の減額が200万を超えるものが出ております。私前回、前回といたしますか、以前にも申し上げたかもしれませんが、これ先ほどのプレミアム商品券も全く同じなんです。これなぜ使われなくて終わってしまうのかという原因がわからないと、新たに同じような形で次の年度に事業を出してきてもまた同じことが起きる可能性が出てくる。これ今リフォームの場合ですが、申し込みに必要な提出書類は何と何と何ですか。これ私わかっていますが、ちょっと説明だけいただきたい。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 今突然聞かれましたのでちょっとあれですが、ご自宅の所有を証明するもの、手をかける建物がどなたの持ち物かと。ご本人の持ち物か否か。それから、当然業者さんの見積書はいただいておりますし。それから所有の関係の確認……ちょっと詳しいその書類の部分、今覚えておりません。申しわけありません。

○議長（山崎信義） 1 番、宮下孝幸議員。

○1 番（宮下孝幸） 覚えておらなくてもいいんですが、何を私が言いたいかって申しますと、これ住宅リフォームをするに当たって提出するその書類が面倒くさいと、わずかばかりのお金をもらうために役場に行って、あれ出せ、これ出せっていういろんなものをそろえて提出をしなければならない、非常に使い勝手が悪いという声がたくさんあるんです。例えばの話ですが、これはもう私のほうのご提案も含めてということではありますが、庁舎内において各課横のつながりでとれるもの、例えば今おっしゃった建物の所有者が誰か、町民課へ行けばわかるんじゃないでしょうかね。担当課でどうにかその辺のところをできるものはしてあげて、要は出雲崎町民であって、ここに住んでおられる方が使いたいというのであれば、その方々にお出しすることに何ら不足はないわけですし、要はここに不正があってはいけないから、いろんな手続が必要だと言っているわけですけども、これが例えば広範囲に及ぶ合併長岡市のような形であれば、市役所だけでどこに誰が住んでいるかなんて全部把握できませんが、小さな町です。どこの何々さんが申請を出してきたということになれば、確認も容易にできるはずなんですよ。だから、もっとその手続を簡略化できないのかな。もちろん役所において受理したものが不正に取得するようなことに使われたとあってはならないわけですから、そのバランスも必要であります。どうも業者に聞いてもユーザーさんに聞いても、そこまで面倒してたつたこればかりの金もらうのにおら行かねえやという人が多い。だから、毎年のようにこれ使われなくて残るお金があるんだろうなというふうに私思うんですが、その辺の検討を今後やっぱりやっていっていただいたほうが私はむしろこういう減額補正なるものが出てこないで済むのではないかと、それはイコール利用者が便利に利用する予算となるのではないかなと思うんです。ですから、再度重ねて申し上げますが、仙海議員真摯にお話ししましたが、プレミアム商品券も同じなんです。だめだった原因がわかんなかったら、同じ事業を出してきても同じこと起きるんです。ですから、それがわかった上で事業提案を次年度に持っていくということでないでこれ、ああ、そうですねとはなかなか言いにくいんですが、その辺の検討はこれからされていかれるおつもりかどうか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 例えば納税に係る部分、ちゃんと公共料金払っていますかとかいう部分につきましては、書類をいただいたりする段階で私どもも下のほうの階へ行って、この方のこういう部分についてすぐさつとそこで、同じ1枚の書類の中にこの窓口の確認をするもの、隣の窓口の確認をするものというのをなるべく1枚の紙の中に入れてチェックをするぐらいに、この人は間違いなく納まっていますとかいうような形の配慮はさせてもらっているつもりなんです。ただよく言う個人の方の納税情報とか、そういう情報にかかわる部分を私どものほうが何かを省略していいのかということになるとなかなかできない部分もありますので、ご本人に窓口へ行ってチェックを受けていただくあるいは書面を出していただくという部分の最低限はやっぱりやっていただかなきゃ

いけないのかなというようなことで今の書式の形につくったという経緯はございますが、おっしゃられる部分の中でそういった部分の工夫の部分でさらに使いやすいような部分をまた対応していくように改めていけるところはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今おっしゃった、法に触れてはいけませんので、法を侵さない範囲ということになろうかと思ひます。単純に考えて、例えばリフォームの申し込みがあった段階で申し込まれた方にはご承知おきいただき、税金はちゃんと納めていただいているのか、所有者はあなたですかという確認を私どものほうでとらせていただきますよ、それに了解をいただいて申し込みを受け付けますがというような条件があれば、個人が直接役場に来なくても担当課で各課に確認すればできるんだらうと思うんです。そういう何か町民にとってとひいひますか、利用者にとって便利な方法というのがもう少しあるとこういったことが少なくなっていくんだらうなど。それは、役場にとっては事務が増えますから大変なことではあります、しかしあくまでも予算は町民のためにとひているわけではありますので、便利に利用していただくことを前提にぜひ今後研究を重ねていただいて、そういった声があるということも聞きおひていただきたいというふうにとひます。答弁結構です。今のもので十分でありますから。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 278ページの中で、観光費でござひますが、町紹介ビデオ製作、これは過去になかったか、あったか先にお聞かせください。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） こういったものはござひませんでした。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） それでは、なかったということですので、これは場所的には想定されるのは何カ所かあると思ひますが、何カ所ぐらいを考へられておひますか。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 箇所数がどうこうじゃなくて、1年間を通した中で季節的なものもありますので、そういった中で1年間を通していろいろなところを撮って、それを小さく、短くまとめたものをつくりたいと、こう考へておひます。よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 私は、これいいことだと思ひますよね。その中で、考へられるのは、これをつくっていただいた中で、やはりその町の施設関係で上映、簡単な、5分でも10分でも上映していただく、その中でまた今進めているグループというんですか、町に観光をやりたいという中に貸し出していただけるのか、その辺の詳細いのをちょっとお聞きしたかったんですけども、いかがでしょう。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） いろいろな面をご利用いただけることでは、そういう形で貸し出しと
いいですか、出せるような形では考えてございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 当然無償という考えでよろしいでしょうかね。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） その辺はまだ検討していませんが、有償にするということはないかと
思いますけども。よろしくお願いします。

○議長（山崎信義） 2番、3問来ています。まとめてください。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） ありがとうございます。次に移らせていいですか。

○議長（山崎信義） はい、どうぞ。

○2番（中野勝正） 289ページでございますが、この中で補正前と補正後のその他の特別職というの
が24開きがあるわけですが、この開きについてなぜ減られたのかという。というのは、その他の特
別職がこの職員数で言いますと505になっているのが、補正後で言いますと481になっておりますよ
ね。その中で、この特別職の職員数がなぜこう少なくなっているのかお聞かせください。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） その他の特別職につきましては非常勤の特別職の方でございまして、7月
ですかね、農業委員会の改選がございましたが、それに関する選挙があるとなりますとそれぞれの
の投票所に管理者なりを置くこととなります。選挙が結果的になかったというふうなことで、その
分非常勤の方の部分がなかったというふうな部分でございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 284ページ、学校管理費なんですけども、1目15節、小学校の体育館照明落下防
止工事ということで7,860万4,000円という数字になっておりますけども、前にご説明いただいたと
き6,000万というような金額が示されて、私それでも高いんじゃないですかというような話したと
き床がもたないとかいろいろご説明ありました。それに加えて、委託料なりを含めると7,900万と
いう数値になっているんですけども、これは前に説明されたものと1,800ぐらい違うんですけども、
そこらのご説明ちょっとお願いしたいんですけど。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） それでは、説明させていただきます。

当初に6,000万という数字が出ましたかね。それについては全くの概算でありまして、新年度で床
についてはもたないので、床の工事もやりますということで、床の工事とのとり合い部分があつて

床のほうに回した部分もございます。あと、直接補助対象にならないところでも、ドアを直すとか壁を直すとかいう部分も含まれて対象にしましたし、ステージ上は落下防止的には天井の位置が低いので、補助対象ではないんですけども、そこについてもせっかくするんであるから、中学校と同じように蛍光灯なり白熱灯なり、水銀灯なりというところはLEDにするとか、そういう工事も追加して出しましたので、一応7,800万と出してありますけど、詳細の設計は上がってきておまして、ここまでは、これは予算的に国に申請している金額がこの金額ということで、実際に契約する段階になるともう少し下がると思っております。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 増額ではないんです。あの予算枠の中で、先回は説明の中でこれはどれぐらいかかりますかという質問させてもらって、6,000万円前後ですというような話を伺っているわけです。予算的に上がってきたものについてというのが今回初めてなものですから、ちょっと前の説明と一千幾らも違うということで、どういうものが加えられたのか、説明の段階とちょっと違和感がありましたんで、それで説明を求めました。ひとつできるだけコストを下げ、それは補助が3分の1、また8割の起債のあれもあるとはいえますけれども、現実的には締めていただいてやってもらいたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） 275ページの清掃費、この中の節の廃棄物の処理業務委託料、これが減額で約480万。これについてちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（山崎信義） 町民課長。

○町民課長（池田則男） こちらにつきましては、し尿処理の関係ですよね。

〔何事か声あり〕

○町民課長（池田則男） 失礼しました。廃棄物処理の委託料の関係ですが、三角の480万強というふうな形ですけども、これにつきましては、例年なんですが、長岡市のほうに委託している事業でございまして、ことしの2月の頭ですか、今年度の最終的な見込み額が示されました。それについて、その金額に対して金額に対して補正をしたものでございますし、改めてまた、4月に入りますが、例年4月入ってから最終的な精算の方法がありまして、そこで最終的にまた額が決まってくるということで、今回のこれにつきましては2月での長岡市からの見込み額の通知による減額だということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎信義） 7番、加藤修三議員。

○7番（加藤修三） トータルになりますけども、保健福祉課のほうもそうですが、ことしですね、がん検診の受診率上げようというような形で私のほうも質問させてもらって、健康福祉課のほうも努力していますと。その中で、結果的にはこういうマイナスの数字が出てきているということが非

常に残念でなりません。そういう中で、企業で言った中にこういうふうに出てきたときには、すぐこれに対する対策を立てて、どういうふうにする、ステップ2、3ということが明確に出てきてもいいと思うんですけども。これらについても今、日曜日ですか、これCKDの腎臓のあれでも相当な人が集まっていたいただきました。ああいうこともやっているんですから、これらの数字をどんどん上げて、やっぱり目標値に近い形で持っていってもらえるような体制を今後もとっていってほしいというふうに思いますし、先ほど宮下議員からも質問がありましたように、街並のところですけども、家の件についてもこれが結果的にはマイナスになっていると、予定に対して。これについて皆さんが何も申請しないから、結果的にはこうなったんだと。全く結果はそのとおりです。でも、やっぱりこれについて、何とか耐震も含めたり、家の補修にしたときの費用についてもそうですけども、これについていかにこの数字に近づける、ここまで来て、はい、こうだったというような話は私は聞きたくないです。できるだけ我慢して、皆さんに協力ということでお願いします。

○議長（山崎信義） 加藤議員に申し上げます。質問を絞ってお願いします。

○7番（加藤修三） 済みません。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 273ページお願いいたします。

地域子育て支援拠点事業費ということなのですが、平成30年度の本格的な事業実施を目指すものというふうにご説明先日いただきましたけれども、27年度については、備品とか改修というのはわかるんですが、施設としてはどのような体系で運営していくのかをお願いいたします。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） この子育て支援拠点事業でございますが、平成27年度はまず取っかかりというふうなことで、場所におきましてはふれあいの里のちびっこルーム、あそこを拠点として整備していきたいと思っております。週1回か2回です。今は、あそこは自由に使っていいということで特に、事務室の職員はいるんですが、専門家はいませんが、今度週1回か2回専門家のアドバイザーを置くと。あわせて、これから新たに始まる子育て支援員という方を養成した中で、その方をあわせて配置していくというふうな形で進めていきたいというふうに思っております。これは原則保育園に行かないお子様が対象で、今30人程度出雲崎のほうで見込めるんじゃないかと。その親御さんがふだんいないとき来ていただいても結構ですし、何か相談があるとか人がいたいときはこの曜日のこの日はいるというふうな体制を整備した中で、その回数と時間を増やしていくというふうな形で現在取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） そうしますと、この平成30年度の本格的な事業実施というのその本格的というの何をもって本格的かというところなんですけれども、かなり年数があるように感じるんです

が、その辺本格的に実施するのを早めていくということは可能なんでしょうか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 一応今計画上妥当な形で30年という数字を出しています。この30年の本格的というの、いわゆる国のほうで地域子育て支援事業というのがありまして、その要件といますか、形は原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すると、それと子育て親子の支援に関して意欲のある者で知識を有する専任の職員を2人以上配置するというふうな一定のそういったものを子育て拠点施設とするというふうな要綱がございまして、それに近づける形で早くやりたいと思うんですが、冒頭申しましたとおり対象者の数ですとか、あとそれに当たるスタッフがまだ育成されていないということで、遅くても30年までにはそういった形をとりたいと。当然新年度から始めまして早い段階でご協力いただける支援員の数が増えたりとか、あとそこを利用いただける親子の方が増えれば、早い段階でこの国の制度に近づくというふうに認識はしております。

○議長（山崎信義） 6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） やっぱり小さい子供を持つ親御さんもいろんな悩みがあったりとか、相談業務とかもいろいろ心待ちにされている方もいるかと思えます。私、アドバイザー、支援員の方ですかね、実は毎日そこに常駐する必要はないと思ってまして、今お話をお聞きして週に1回か2回程度ということなんで、毎日置けばそれだけ経費とかいろいろかかってくるもので、まずはそうやって様子を見ながら、必要であれば回数を増やしていくとかのほうがいいんじゃないかなと思っていましたが、そのようなご答弁いただきました。ただ、現在ほかにも町の事業としていろいろ幼稚園に上がる前の子供を対象した教育課ですとか保健福祉課事業でございますので、そういったところの関係といたしますか、バランスをうまくとりながらまたやっていかないとなかなか、やったはいいが、また利用者がおられなかったとか、もともと対象が30人ですので、少ない可能性もございますので、そういうのもまた私も考えなきゃいけないと思っていますが、またその辺もよく研究といたしますか、検討なされて、せっかくですから、いい施設ができて、出雲崎町ならではのそういった支援センターといたしますか、拠点事業にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 全く私はそのとおりだと思います。皆さんにも約束をしておりますように、地方創生にかかわりまして子育てわくわく大作戦を展開すると。今課長の答弁はそのとおりでございますが、これは国の施策に沿った体制の中で30年ということですが、今私は、国は国ですよ、しかし町は今の子育てなり、いろいろな問題でお困りの方、もう徹底的にやりますよ。時間じゃないですよ。間髪入れず、それぞれの皆さんのご意見をしっかりと受けとめて。金がかかったっていいですよ。やらなきゃだめですよ。これが基本なんですよね。やります。ぜひ皆さんからそういう一つの体制についてのご意見があれば率直に受けとめて、お金かかってもやりますよ。徹底的にやらなければならん。それが基本なんですよ。国の制度は制度です。それはそれに対する町は町なりの

独自の体制を整えながらやらなきゃならん。やりますよ。やっていかなきゃならんですよ、皆さん。皆さんからの意見どんどん出してもらいたい。希望があったら出してもらいたい。やりますよ。これだけは約束します。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第6号 平成26年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の給付見込み額等に基づき、2款保険給付費に469万4,000円を追加したほか、拠出金の決定に伴い、7款共同事業拠出金を611万3,000円減額いたしました。

一方、歳入予算では、交付決定に基づき、5款国庫支出金、6款療養給付費等交付金、8款県支

出金などを歳入見込み額に基づきまして補正いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ259万9,000円を減額し、予算総額を6億2,983万1,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る2月27日に開催した町国民健康保険運営協議会におきまして、ご承認をいただいているところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 若干補足説明をさせていただきます。

補正予算書の241ページをお願いいたします。歳出予算の保険給付費でございます。今年度の給付見込み額に基づきまして、一般被保険者の療養給付費を追加し、退職被保険者の療養給付費を減額しております。

次に、243ページをお願いいたします。7款の共同事業拠出金でございますが、これは県全体の共同事業の対象となる医療費が当初の見込み額を下回ったことによりまして、拠出金の額が減額したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第7号 平成26年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、介護サービス給付費等の実績見込み額に基づき、2款保険給付費から2,970万円を、5款地域支援事業費から48万9,000円をそれぞれ減額いたしました。

一方、歳入予算では、3款の国庫支出金、4款の支払基金交付金、7款繰入金などを歳入見込み額に基づき減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ3,048万4,000円を減額し、予算総額を7億3,718万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補正予算書の257ページをお願いいたします。

保険給付費の介護サービス給付費でございます。今年度は、いずれの介護サービスにつきましても介護認定者の減あるいはご高齢の方の死亡等もございまして介護給付費が予算額より少なくなっているという状況を踏まえまして、このたび減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第8号 平成26年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号、簡水特会補正予算につきましてご説明申し上げます。

平成26年度は、継続して実施しております老朽管の更新工事のほか、大釜谷地内の浄水場整備を実施しております。3月末の浄水場完成後、運転調整や水質の確認などを行いまして、4月中には新しい硬度の低い水を送水する予定となっております。

このたびは、年度末を迎えまして、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額1,864万2,000円を減額し、予算総額を3億910万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出の269ページをお願いいたします。1款1目の13節委託料、積算システム改修委託は全額を減額しております。この予算は、積算体系が昨年10月から変更されることに伴う積算プログラムの改修ということで計上いたしましたけれども、主な工事の発注が10月前にできましたこと、また体系の変更について土木の工種に係る部分であったために、水道工事の積算としては影響が大変小さ

かったことなどから、執行を見合わせたものです。このシステムの改修につきましては新年度に行う予定ですが、このための予算は計上せずに、通常のプログラムサポート料の中で対応が可能ということになっております。

次の27節消費税でございますが、工事発注などの課税仕入れが課税収入を上回っておるため、今年度の納入がなくなっております。逆に還付を受けるものとなりました。2款1項水道管理費のそれぞれの費目は、執行残による減額となります。

次のページ、3款1項水道施設費につきましても執行残でございますけれども、説明欄の一番下のところ、浄水場整備工事で1,000万円ほどの減額となっております。この要因につきましては、当初予算を組みました昨年度の段階で工事の設計額がまとまり切っていなかった部分で多少余裕を持たせていただいたこと、それから入札によります請負差が500万円ほど発生しているという要因でございます。

戻りまして、267ページ、歳入でございます。1款の分担金につきましては、先ほど一般会計で総務課長が申し上げましたとおり、町名義の中止中のメーターを使いましたので、その分件数が内輪でおさまりました。

2款の使用料関係は、消費税の増額3%を加味して当初予算を計上しておりましたけれども、人口の減などもございまして、実績見込みによりまして減額となりました。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 簡単なことなんでしょうけども、私にはちょっと腑に落ちないんで、教えてください。

268ページ、繰入金、一般会計から繰り入れているところで、消火栓の修理費が100万減になって修繕費が追加になっているんですけど、修繕費と修理費の違いってどういうふうに我々凡人は考えればいいんでしょうか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） これ消火栓の修繕のほうで当初予定しておったんですけども、修繕ではなくて消火栓そのものを取りかえるという形に変えたものですから、それで取りかえ工事という形で執行しました。ですので、修繕のほうを100万円減額して、工事のほうを100万円増やして、行ったり来たりずっと。修理費でやる部分を工事費のほうにという名目で執行したので、その名目で一般会計から繰り入れをいただくという形をとりました。

〔何事か声あり〕

○建設課長（玉沖 馨） 今回取りかえに、結果的には修繕ではなくて取りかえをしました。取りか

えということで、一般的に新しいものに入れかえるという形なので、消火栓などの場合は工事という形で15節の執行をしておりますし、そのもの自体は本当に取りかえなくて、ただ傷んだところの部分的なものを修繕するというような部分のときは、多少金額が張っても修繕料の中で消火栓の修繕という形で対応したりしておりますので、その消火栓の傷み方、その直し方、そのところによって修繕という形で対応したり、工事という形で対応したりという、その辺の私どもの……

〔何事か声あり〕

○建設課長（玉沖 馨） 済みません。11節が修理で、15節が工事ということで。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 要するに消火栓を修理しようと思ったけど、修理じゃなくて取りかえたということですね。それで、工事費のほうが追加になっているけども、修理のほうが100万の減額になっている。これ全く別のものにかかっていたものですか。言ってみれば私言いたいのは消火栓1本100万もするのかなと思ったんだけど。同じものの行ったり来たりじゃないんですよ。全く違うものなんです。この繰り入れたものの相手先というか、支出部分は、同じものを修理、修繕で変えたのか。例えばAという消火栓を修理しようと思ったけど、これは修繕しようと思ったけど、取りかえたんだと。それで、工事費が100万追加になったと。逆に何かを修理しようと思ったけど、修理しなかったんで、100万減額になったということでしょうかね。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 執行の中で、26年度、今年度で3カ所ほど修繕をする予定なものがあったんですが、たしか3カ所だったと思うんですけども、あったんですけども、実際1個修繕をして、それから1個取りかえ工事をしているということの中で、数的には同じ数を対応しています。修繕で対応したものと工事で対応したものとということですが、数は同じ数を対象にやっています。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） どうせ執行したんだから、それはいいんですけど。じゃ、金額的にこれぐらいの金が出るときにはこれは修理だよあるいは修繕だよとか、その金額なんかの区切りがあるんでしょうかね。修繕と修理の違いは。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 実際私ども特会の中で全体にこういう、これ工事を出すかあるいは修繕、あるいは修理で出すかという部分の捉え方があるんですけども、一般会計の執行のときは例えば30万円ぐらいとか、ちょっと根が張っても50万円ぐらいのものであれば修理、修繕というような形で執行させていただいて、それを超えるものについては工事契約というような形で執行しておりますが、特会の場合になりますと一個一個が何百万もするポンプが傷んで修理であっても200万かかるとか、そういう金額的な部分でちょっと分けづらい、機器が傷んで取っかえるんじゃなくて修理をする、それから機器が傷んだので、もう更新をしてしまうので、取りかえ工事にしてしまうとか、

その辺で特会の場合はその機器の大きさによって金が全然違うもんですから、余りお金で分けると
というようなことではなくて、その機器の直し方でこれは修繕、修理、これは取りかえなりの工事と
いうような形で対応をしているところです。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 課長も修繕、修理という言葉の使い方するじゃないですか。わかんないんだ、
そうすると。金額じゃないということでしたよね。直すのは修理だと。それで、次に行くと修繕、
修理という言い方するでしょう。物を取りかえたときには。どう考えればいいんだろうね。100万で
行ったり来たりだから、結果的には同じなんだけど、どなたか説明できる人いませんか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 済みません。その物件の修理を行うのに11節で執行するか、15節で執行す
るか、それだけの違いという形である程度捉えていくのが特会のあのでっかい機械を直したりする
ときはどこの節で直すかというあたりで違ってくるのかなと。言葉が違ってくるかと思って。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 先ほど課長、これ数は同じですという答弁されたということですかね。数が同
じだったら、修理しないで最初から新しいものにつかえて工事したほうがいいんじゃないですか。
何でわざわざ古いものを修理して、同じ100万円の予算上げるんだったら、100万円で同じ数のもの
が新しくなるんだたら新しいものに最初からするほうが別にややこしくなくて。修理であろうと
修繕であろうといいんですが、日本語は難しいから。だから、であれば最初から新しいものを工事
で提案をして上げても予算一緒なんだから。それどうなのかなと思って。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 個々の修理あるいは取りかえの工事の状況、設計書の内容を、済みません、
私も頭に入っておりませんので、今のご指摘をまた次に生かしていくように対応したいと思います
ので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第9号 平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号、平成26年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額10万円を減額し、予算総額を1,810万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第10号 平成26年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号、農排会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度は、継続して実施しております出雲崎地区処理場の機能強化工事で、大型の汚水攪拌設備や運転監視・異常通報設備の交換を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額16万3,000円を減額し、予算総額を1億3,900円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「ございません」の声あり〕

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第11号 平成26年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成26年度は、下水道特会におきましても久田浄化センターの長寿命化対策を行っておりまして、電磁流量計、水位計の交換を実施しております。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額459万9,000円を減額し、予算総額を1億8,270万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 若干補足説明をさせていただきます。

歳出、294ページご覧ください。1款1項の27節消費税につきましては、納税額が473万円ほどになりまして、残りを減額いたしました。下の表の委託料も請負差額による減額でございます。

なお、本町の下水道会計を含みます町の汚水処理の状況でございますが、今年度は一般の家庭で水洗化が11件ほどございまして、26年度の年度初めの水洗化が町全体で93.94%ほどでございましたが、この水洗化によりまして0.3%くらい水洗化の上乗せになろうかなと思っておりますが、人口の動きがありますので、集計をしてということになります。全体では汚水処理の関係はそういうような

状況でございます。

以上です。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

- 議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（山崎信義） 日程第12、議案第12号 平成26年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号、宅造特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、国の補正予算を受け、町の定住施策を推進するため住宅団地造成事業等推進計画策定業務委託料を新たに計上いたしました。

また、現在分譲中のてまり団地1区画の販売が見込めないことから、歳入に計上しております土地売却収入を減額し、新たに財源として一般会計繰入金を計上するとともに、歳出の一般会計繰出

金を減額いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額306万7,000円を追加し、予算総額を676万7,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 町長の説明のとおりでございますけれども、てまり団地の売却できなかった区画につきましては、団地の一番上の区画1区画で、面積が95坪ほどの部分でございます。また改めまして新年度予算に計上させていただきたいと思っております。

また、国の補正予算の住宅団地造成事業等推進計画策定業務につきましては、全額を繰り越して執行させていただくということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時56分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（山崎信義） 日程第13、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの職員給与関係の改正につきましては、国家公務員が官民給与格差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直しなど、給与制度の総合的見直しを本年4月から実施し、県も国に準じまして実施することになっております。本町におきましても、同様に給料表の改正を行うものであります。

2級から6級の給料表につきまして、平均1.4%の減額となり、50歳台後半になるほど減額が多くなります。ただし、3年間のみ差額分の現給保障する制度を国・県同様に設けることとしております。

また、管理職につきましては、現行の管理職勤務手当の中に、深夜の災害対応等で出勤した場合、勤務1回について4,500円の手当を国・県同様に設けるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

全体的には、国家公務員がこの4月から民間との給与差について全体的に給与表を見直すというふうなものに合わせまして、県は既に12月に改正してございます。本町はこの3月ということで、施行は4月というふうなことで取り組むということでございます。

若い層におきましては、減額はないか、ほんの少しの減額幅になっておりますけど、級が上がるにつれて、本町の場合は1級から6級、管理職が5級、6級を使っております。全体平均では1.4%の給与表の減額というふうなことなんですけど、最高でやはり一番高いほうの級は3.4%程度引き下げになるということでございます。ただ、これから3年間だけは現状の給料をそのまま維持するということで保障規定を設けさせていただくというふうなことになります。これは国、県も同様でございます。

また、現在55歳以上の職員で最高の6級にいる、これ管理職になりますが、本町課長職になりますけど、現在は一律さらに1.5%を減額する制度をとっております。これ給与もそうですし、ボーナスも1.5%減額している、これは国に倣った制度をとっておりますけど、今回全体的に給与表が下が

るというふうなことで、この1.5%の減額制度は、3年間の減額の保障がありますので、その間維持させますが、その後給料表が下がる場合、この1.5は取りやめにするというふうなことでございます。

それと、深夜の管理職特別勤務手当、これは平日の場合のみの手当の支給でございまして、今までの休日の場合は現行で災害対応等に対応する管理職特別勤務手当というのがございますので、休みの場合はそれをとりますが、平日の場合の深夜に今回規定を設けたと、国に合わせて規定を設けているというふうなものでございます。

補足は以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今の課長の答弁の中で、国に準じてというふうになっているわけですが、その中で、資料の中の46ページになりますけども、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき4,500円を超えない範囲となっておりますが、実際予算的に数値にした場合は4,500円で上げてきていられるのかなと思いますんですけども、この文言についてはこれを国と同じ文言に統一されているのでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 内容的には、議員さん言われるとおり、国の表現そのまま使っております。ただし、国の場合は6,000円を超えない範囲というふうなことで、金額は国、県とももっと高い設定になっておりますけど、本町は下回るということで、4,500円というふうなことで実額を考えております。

以上です。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 基本的に県と国ともそういうふうであるのであれば6,000円というふうな考え方はできないんですか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実は管理職特別勤務手当、今ある勤務手当自体2時間超えた場合の特別な、日曜日とか何かに出た場合ですけど、9,000円という上限になっております。ところが、国はこの9,000円が1万2,000円に実はなっております、それで1万2,000円の2分の1程度ということで国は6,000円というふうな規定しておりますので、もとの金額が本町9,000円になっておるんで、それに並行して4,500円というふうな形で整合性をとったというふうなことでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第13号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第14号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、平成21年度の改定以来のものとなっております。地域の安全、自主防災、地域福祉、さらに行政と行政区を結ぶ行政区長の役割もますます重く、大変となっております。安定した行政区の運営のために、このたび、若干ではありますが、報酬を見直すものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますけど、年々取り扱い量、事務量が増えていくというのは事実でございます。平成21年度に嘱託員という名称から行政区長に名称を変更させていただきました。その後6年ぶりの報酬改定というふうなことでございます。

当時行政区長というふうな、区長の長がつくというふうなことで、なかなか自主防災関係も含めて取りまとめというふうなやっぱり役割が増えてくるだろうというふうなことで若干上げさせていただいて、名称も変更させていただきました。ただ、今回につきましては、平均割を10%、平均割と世帯割というふうなことで、平均をベースに世帯1戸につき幾ら、世帯の数の上限によってプラスしているというようなケースでございます。今回は、ご覧のとおり平均割を上げております。世帯割については、ちょっと落としているというふうなことでございます。結果としまして、全集落の今の現状でいくとアップするというふうなことになります。平均割を上げるというふうなことで、小さな集落の戸数が減になってもできるだけ安定した報酬のお支払いができるようにというふうな部分でベースを上げたというふうなものでございます。

ちなみに、計算をいたしますと、15世帯例にしますと年1,500円ぐらいのアップになると、35世帯の場合は、当然世帯割もありますので、年8,000円ぐらいアップするというふうなことでございます。26と27の予算総額比較しますと、20万円ぐらいちょっと予算では多くなるというふうなことでございます。ということで、ベースの平均割のほうを今回上げさせていただいたということでございます。

補足は以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第14号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第15、議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

行政手続条例につきましては、平成8年9月に行政手続の公平性を確保するためルールとして制定されたものでありますが、行政手続法の一部を改正する法律が昨年6月に公布され、このたび本年4月から施行されることを受けまして、所要の一部改正を行うものであります。

改正につきましては、行政指導における根拠の明示、不当な行政指導と思う場合の中止措置、誰もが行政指導をすることを求めることができるなどの規定を追加整備するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきます。

行政手続条例につきましては、これは平成8年9月条例制定を行っております。その中で、条例などに基づいて行う申請する事務や許可などの取り消しをする不利益処分における手続など、公平性確保するために制定されたものでございます。この法律の改正というふうな部分で今回のものでございます。

端的に申し上げますと、行政指導による許認可権限の根拠を明示する規定が今までなかったものをきちんと明示しなさいというふうなことでございます。それと、行政指導を受けた相手が法律、条例等の要件に適合しないと思ったという場合、行政指導の中止を求めることが今度ではできると。続いて、誰もが適正な行政指導がなされていないというふうな思うときは、行政指導をするように町に行政指導を要請することができると、この3点が新しく設けられたというふうなことでございます。

ちなみに、附則あたりで出てまいります税条例のちょっと適用しないというのは、税金の徴収等で納付を促す行政指導、これはその場でいただいた場合はこういうふうな条文には当てはまらない

という、納付等によりそれも完結する場合は、これは行政指導のこういう部分に当てはまらないというふうな何か附則で規定されているものがございますが、基本的にはこの3点が今回きちんと明文化されたというふうなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第15号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第16、議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

災害対策基本法に基づきまして、町防災の基本とする町防災会議条例を持っております。その第2条、所掌事務のうち、5号に水防法に基づく水防計画の調査審議事務が含まれておりますが、根拠法律、水防法の改正で引用する条文がずれたことにより、このたび一部を改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

ご承知のとおり、水防法にかかわる水位の上昇によりまして水防体制をとる県が定める指定河川というのは本町にはございません。また、水防に当たる組織といたしまして水防団というものがございますが、これは消防団が兼ねることが可能となっております。ということで、水防といたしまして、津波、高潮の際には消防団に警戒をお願いしているところでございます。本日も暴風警報等発令になっておりますが、そういう場合、水防団という組織はございませんが、消防団がそれを兼ねているというふうな形で本町はとっているということでございます。

このたび根拠となる水防法の根拠となる条文がずれてというふうなことで、今回防災会議条例を一部改正させていただいたというふうな内容でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第16号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第17、議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、消防庁長官からの全国の消防団のさらなる充実、強化の要請に基づきまして、報酬年額、費用弁償の引き上げを行うものであります。

報酬年額によりましては、上げ幅を抑えておりますが、費用弁償の警戒・訓練・演習等を引き上げております。これによりまして、県平均と同水準となります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

- 総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

資料で新旧対照表を用意してございます。報酬年額につきましては、平均3%程度の引き上げとなっております。実は県平均をにらみまして今回上げた部分もでございます。さらに、費用弁償の部分で、警戒・訓練・演習につきましては県でほとんどのところが2,500円以上となっておりますので、これもこのたび300円上げさせていただいたというふうなものでございます。

以上でございます。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第17号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を
改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第18、議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第18号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、子育て支援の一環としまして、町内に在住する児童・生徒のうち、特別支援を要するにももの対しまして、支援を拡大して特別支援学校については高等部までを対象とし、今までは対象としていなかった通級指導教室へ通うものへも新たに援助を広げるものであります。

また、援助する金額の根拠としましては、町職員の通勤費に準ずるなど、おおむね増額して、保護者の負担の軽減を図るものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（山田 栄） それでは、補足させていただきます。

条例の題名と第1条についてですが、今障害のあるという表現がされておりますので、それについては生活や学習上の困難を改善または克服する適切な指導、支援を必要とするということで、特別支援教育という表現がなされておりますので、特別支援教育というふうに表記を改めさせていただきますし、第1条の中で目的を、より具体的に経済的な負担の軽減を図るということを目的とさせてもらっています。

第2条の第3項、また第3条におきまして、今ほど町長から説明がありました対象になっていなかった通級指導教室へ通う子供に対しての対象を拡大するという、それから3条では第1項で特別支援学校に通っている子供たち、小学部、中学部まで今まで対象だったんですが、これについては高等部も加えて拡大するというものです。特別支援学校及び特別支援学級に通学している人たちのうち、保護者が送迎しないといけないような場合、非常に保護者の負担がかかるということで、通学の場合、現在は一律に特別支援学校ですと8,000円という金額で支援していたんですが、毎日特別支援学校まで通わなければいけないということで、支援の基準を町の職員の通勤費の基準に当てはめまして、そうすると大体距離にして柏崎まで行くようですと1万3,000円とか、大体増額されるということで、距離によって援助を充実させていくというものです。

それに対しまして、通級指導教室というのは、言語障害や学習障害などでふだんは通常教室にいるんですけども、特別な支援をする学級が設置してある学校へ週に1回程度通うということで、これは週に1回ということですので、町職員の私有車の公用利用ということで、これは1キロ当たりの単価が定められていますので、この1キロ当たりの単価で週4回通ったら4回分の、ガソリン代相当なんですけど、この援助をすることによって保護者の軽減を図っていきたいということで提案させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第18号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第19、議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第19号につきましてご説明を申し上げます。

尼瀬ゲートボール場は、昭和60年から地域の高齢者を中心に使用されておりましたが、近年利用者が減少し、最近は使用されていない状況が続いております。

このため、地元団体の意向を踏まえまして、このたび廃止するというものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

尼瀬のゲートボール場は、昭和60年に旧尼瀬グラウンドの一部を整備して開設しておりました。その後、平成10年に帝国石油の試掘工事に伴う補償工事として、現在の場所に移設して活用されていたものでございます。このたび今ほど町長が説明しました理由により廃止するものです。

これによりまして、当町の屋外のゲートボール場は4カ所ということになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案第19号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（山崎信義） 日程第20、議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、市町村介護保険事業計画に定める介護サービス給付費の見込み額等に照らし、おおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬというふうになっております。

このたび平成27年度から平成29年度までの第6期事業期間の保険料を政令で定める基準に従いまして算定いたしましたので、条例において定めるものであります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業などの実施につきましては、円滑な移行をするため体制整備等が必要であることから、平成27年4月1日からの実施を猶予する規定を定めています。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

資料の34ページをお願いいたします。こちらのほうに第6期の第1号被保険者の段階区分並びにその保険料の一覧がございます。第6期は、所得区分に応じまして9段階に区分しております。基準額となりますのは第5段階の保険料で、年額7万600円、前期よりも1,500円、2.2%の引き上げとなります。

なお、下のほうでございますが、低所得者に対する軽減措置につきましては、関係する政令が制定された後に所要の改正をお願いしたいと思っております。

戻りまして、議案のほうをご覧くださいと思います。附則のほう、第7条に介護予防・日常生活総合事業等に関する経過措置の規定を設けてございます。このたびの介護保険制度の改正によりまして、要介護度が軽い要支援1、2の方の通所介護及び訪問介護のサービスが平成27年4月1日から市町村の地域支援事業に移行されるなど、新しい総合事業が実施されることになりましたけれども、条例で定める場合はその実施が猶予されております。本町といたしましては、準備が整わない中での実施はかえって利用者のサービス低下を招くおそれがあることから、猶予期間内に十分準備をしてから実施に移していきたいというものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第20号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に関する基準を定める条例制定について

**議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例制定について**

○議長（山崎信義） 日程第21、議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について、日程第22、議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号、22号につきまして一括してご説明申し上げます。

いわゆる第3次地方分権一括法による介護保険法の改正によりまして、これまで省令で一律に定められておりました包括支援事業の実施に関する基準等につきましては、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることになっております。

これに伴いまして、議案第21号では、地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めております。

また、議案第22号では、指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第21号及び議案第22号について補足説明がありましたら、これを許します。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

まず、議案第21号でございますが、第4条におきまして地域包括支援センターの職員に係る基準を定めております。職員の基準は、省令において保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種について第1号被保険者の数に応じた員数を配置するということになっております。当町は、3職種のうちから2人を配置することとしております。

続きまして、議案第22号をお願いいたします。議案第22号では、指定介護予防支援事業について第2章で基本方針を、第3章で人員基準を、第4章で運営基準を、第5章で効果的な支援の方法に関する基準を規定しております。また、第6章では、基準該当介護予防支援事業に関する基準を定めております。

なお、これらの基準条例の概要につきましては、資料36ページでございますので、ご参考をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第21号及び議案第22号の議案2件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第23、議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第24、議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号、議案第24号につきまして一括してご説明を申し上げます。

議案第23号は、平成27年介護保険改正に伴う省令の一部改正により、地域密着型サービスのうち、一部のサービスの名称が改められましたので、関係する条例の用語を改正するものであります。

また、議案第23号、24号ともに、指定地域密着型サービス事業者について、暴力団等による不当な行為を防止するため、暴力団の排除に関する規定を定めております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第23号及び議案第24号について補足説明がありましたら、これを許します。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

議案第23号をお願いいたします。改正後の看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供される地域密着型のサービスで、これまでは複合型サービスとしておりましたが、よりわかりやすい名称に用語が改正されたものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第23号及び議案第24号の議案2件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第25、議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国が道路法施行令の一部を改正したことを受けまして、町条例の関連する部分を改正し、占用料の額を減額するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

この道路占用料につきましては、道路法39条第2項の規定に基づき、各道路管理者が条例によりその額を定めるものとされておりますけれども、全国的に共通する占用物件につきましては国の定める額を参酌して定めております。国が昨年4月1日付で占用料の額を改定しておりますけれども、一部の大都市などを除きまして全国的に占用料の額は引き下げとなっております、本町も引き下げとなります。

これによる町の影響でございますが、平成27年度当初予算に道路占用料115万3,000円を見込んでおりますけれども、26年度予算に比べまして76.3%相当となり、35万8,000円の減額でございます。

資料の70ページに新旧対照表がございますけれども、その他国の道路法施行令の条ずれに伴う字句の修正などもございます。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第26号 指定管理者の指定について

議案第27号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第26、議案第26号 指定管理者の指定について、日程第27、議案第27号 指定管理者の指定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第26号、27号につきまして一括してご説明を申し上げます。

出雲崎町保健福祉総合センターふれあいの里の管理につきましては、保健福祉センターは出雲崎町社会福祉協議会を、デイサービスセンターは中越老人福祉協会をそれぞれ指定管理者として指定しているところでありますが、本年度をもちましてその指定期間が満了いたします。

いずれの指定管理者も、当該施設を適正かつ円滑に管理しており、施設の効率的、効果的な運営が行われておりますので、引き続いて現行の指定管理者を指定いたしたいと思っております。

なお、指定の期間につきましては、両施設とも保健福祉関係の事業計画期間等を考慮しまして3年間とし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第26号及び議案第27号について補足説明がありましたら、これを許します。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの指定管理者の指定につきましては、現行の指定管理者についてモニタリングシート等による履行状況の確認並びに今回提出された指定申請書等を出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会において総合的に審査しました結果、妥当であると判断されたものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号及び議案第27号の議案2件は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第28号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第28、議案第28号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

ホッと情報館陽だまりにつきましては、3月下旬に完成をし、4月からの新たな指定管理施設として、運営に当たる指定管理者を指定するものであります。

ホッと情報館陽だまりの設置及び管理に関する条例に基づき、諸手続を進めてまいりました結果、このたび地元地域の団体、ホッと情報館陽だまり管理協議会を指定管理者に指定するものであります。

なお、指定の期間につきましては3年間とし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） ホッと情報館陽だまりにつきましては、ただいまの町長の説明のとおりでございます。

資料の38、39ページをご覧ください。このたび指定申請書に添付されました事業計画の概要でございます。申請されました施設の管理、運営の考え方及び運営体制などを出雲崎町公の施設指定管理者選定委員会におきまして総合的に審査をした結果、妥当であると判断されたものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第28号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算について

議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第31号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第29、議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算について、日程第30、議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第31、議案第31号

平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第32、議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第33、議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第34、議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第35、議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第36、議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第37、議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成27年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成27年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 平成27年度一般会計並びに8特別会計をご提案申し上げ、ご審議を賜りますに当たりまして、施政方針の一端を述べさせていただきます。

初めに、本日ここに平成27年3月町議会定例会を迎えまして、平成27年度予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様方のご理解とご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

過ぎし年は、青色発光ダイオードの開発に携わった赤崎、天野、中村三教授のノーベル物理学賞受賞あるいは小惑星探査機「はやぶさ2」の打ち上げに成功など明るいニュースがあった反面、政治・経済・社会あるいは自然界ともに波乱万丈の年でありました。

8月の広島豪雨あるいはまた9月の長野県の御嶽山の噴火、あるいは11月には長野北部の神城断層地震が発生し、多数のとうとい人命が失われ、甚大な被害が発生をいたしました。

また、年末には衆議院が解散をいたしまして、消費税の先送りあるいはアベノミクスの成果を問う選挙が行われまして、安倍政権の継続を望む民意が示されました。選挙公約では、経済再生・復興加速、地方創生、女性活躍、財政再建等々が掲げられ、中でも看板政策は「まち・ひと・しごと」地方創生であります。

政府は昨年12月27日に、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略を閣議決定をいたしまして、地方自治体はそれらを勘案して地方版総合戦略を策定し、地域の特色や資源を生かした施策を実施することになります。

このような中、年明け1月中旬に、平成27年度の政府予算案が、一般会計では、前年度比0.5%増の予算総額96兆3,420億円が示され、現在、衆議院で審議中であります。まち・ひと・しごとの創生に向けた「総合戦略」先行的実施分などを含んだ平成26年度補正予算とあわせまして、地方創生・経済再生・財政再建の実現を目指すこととしております。

また、県におきましても、平成27年度予算案が2月18日に、前年度に比べ実質2.6%増の1兆

3,016億円と発表されました。現在、県議会で審議がなされておるところであります。

このように国・県とも、大きな動きの中で、本町も、ご承知のようにひまわりハウスの完成・入居を初めとした将来のまちづくりを左右する主要事業が予定されておまして、将来を見据えた、本町のさらなる飛躍に向けた重要案件として取り組んでまいります。

平成27年度予算編成の最重点施策といたしまして、安倍首相はさきの施政方針演説におきましても「戦後以来の大改革」を断行すると述べております。これからの社会状況が大きく変革することも予想されますが、これらの変化に受け身になることなく、自らの創意と果敢なる挑戦が重要であると思っております。

特に、政府は、地方創生が日本の創生であるとし、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」並びにこれを実現するため、今後5カ年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定をいたしました。地方にはこれらを踏まえまして「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を求めています。また、平成27年度予算といたしまして、編成準備をいたしましたものの中で、財源対応を踏まえまして、国の26年度補正予算に盛り込まれました地方創生先行型のものに一部移しかえ、実質、繰越事業として、27年度予算の一体として実施をいたします。

この本年度からの地方創生は、政府の目玉事業でありまして、町としてもこれを注視しながら、引き続き厳しい財政運営を想定した中で、「職員一人一人のコスト意識」の徹底と事業に関する「必要性・効率性・有効性・優先性」の検証によりまして、町民各位の安全、安心の確保、地域の福祉増進を図るため、以下の4点を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

第1点は、子育てわくわく大作戦であります。現在建設中のひまわりハウスは、本年6月入居に向けまして工事を進めておるところであります。子育て世代の方々から安心して入居していただけるように経済面、制度面での支援を実施いたします。

お子さんがおられる世帯や、まだお子さんがおられない新婚夫婦がひまわりハウスに入居される場合は家賃を減免するとともに、引っ越しに関する費用の一部も支援をいたします。

さらに、このひまわりハウス入居者はもちろんのこと、現在町内にお住まいの方々が安心して子育てができるよう、お子さんの居場所の確保として、ふれあいの里にあります「ちびっこルーム」を充実させるとともに、引き続き家庭児童相談員を配置するほか、子育て支援員を育成をいたします。

これらを含めまして、ひまわりハウスの入居状況等も考慮の上、さらなる創意を凝らしながら、出雲崎町ならではのハードソフト両面の子育てしやすい、子育てが楽しくなるまちづくりを積極的に進めてまいります。

2番目は、都市住民との交流拠点の整備でございます。内閣府が昨年10月に発表しました人口、

経済社会等の日本の将来像に関する世論調査によると、都市住民の4割が地方への移住に関心を寄せていることがわかりました。当町の食文化、歴史、自然を満喫していただき、かつ、もてなしの心で町民との交流も深めていただきながら、U・Iターンにつなげたいというふうに思っております。

そこで、妻入りの街並を代表する建築物である稲荷町の旧津又邸を整備・改修し、東京芸術大学の絵画や二松學舎大学生の書道作品、宝もの発見事業で収集をいたしました貴重品等を展示するなどいたしまして、都市交流の核施設として交流人口の増加につなげたいと思っております。

また、町民との交流の一環といたしまして、梅の木のオーナー制度を導入いたします。植樹から6年が経過をしております、収量も安定をしてきた釜谷梅団地の梅のブランド化を進めるとともに、町外の方々との交流を深め、釜谷梅のPR等にもつなげたいと考えております。

さらに、出雲崎駅前の観光拠点施設となる「ホッと情報館陽だまり」の整備・運営、町出身者の同級会・同窓会の補助等も行い、町観光協会への支援等により、都市住民との交流を図ってまいります。

3点目は、健康寿命アップ事業であります。平均寿命が80歳を超える長寿命時代、いかに元気で暮らし、健康寿命を延ばせるかが重要になります。

そこで、講演会や運動教室、食生活に関する教室などを実施いたしまして、町民の方々から健康に対する意識を高めていただきます。

また、平成23年度よりCKD対策を実施しておりますが、健診、講演会、食生活や運動に関する教室を通じて、病気の早期発見に努めるのはもちろんのことではありますが、病気にならないよう予防する事業を積極的に実施してまいります。

さらに、認知症予防対策を充実させるなど介護予防事業を推進してまいります。

4番目は、自然災害などによる死傷者ゼロ作戦でございます。大地震、豪雨など増えつつある自然災害に対しまして、引き続き災害に強い町、そして、地域組織・人づくりを目指し、防災減災対策を推進いたします。

現在建設中の柏崎市消防署出雲崎分遣所は平成27年度中に完成する予定となっておりますが、これにより、消防・防災機能の一層の充実を図ってまいります。さらに、この常備消防と地域消防が一体となりまして、実践的連携訓練を実施しながら、緊急時の対応に備えながら、今後も消防車両や防火水槽の整備等も図ってまいります。

また、防災意識・環境の強化としてソフト面におきましては、集落・町内の皆様方のご理解をいただきながら全町での自主防災組織結成あるいは防災備品の整備、防災士の養成、さらに、防災訓練を通じて自助・共助の意識醸成を、ハード面におきましては引き続き、津波避難路等の整備を継続実施してまいります。

平成27年度の主要施策の概要について申し述べさせていただきますが、最初に健康で安心して暮

らせる福祉のまちづくりであります。昨年の消費税率引き上げに対する低所得者等への影響緩和のため「臨時福祉給付金」を、また、同様に子育て世帯に「子育て世帯臨時特例給付金」の支給事業を引き続き実施をしております。

障がい者の日常生活を営む上での共同生活援助事業や働く場の提供としての就労継続、相談支援事業所の支援をいたします。

人工透析者への通院費あるいは精神障がい者の医療費助成、障害者手当の支給等を引き続き実施し、障がい者の経済的負担の軽減を図っております。

発達障がい児とその家庭を支援するために、引き続き家庭児童相談員を配置いたします。

高齢者が在宅においても安心して生活できるように、緊急通報体制の整備、寝たきり老人等介護手当の支給、紙おむつ等の支給、福祉タクシー券の支給等の支援を行っております。

高齢者が健やかに自立した生活が送れるように筋力向上トレーニング、認知症予防教室等々の介護予防事業の充実を図っております。

小学校就学前3歳から5歳児までの子供たちの健全育成のため、子ども育成支援金を交付いたします。

放課後、家庭において保育ができない小学校児童のために、放課後児童保育事業を1年生から6年生まで対象を拡大して実施しております。

保育料の軽減措置を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

子どもの医療費助成につきましては、入院・通院費とも、高等学校卒業まで引き続き助成いたします。また、子育て支援として乳児おむつ等の支給も行っております。

予防接種につきましては、町独自で妊婦・子供のインフルエンザ、おたふくの接種費用の助成を引き続き行います。

町民の健康づくりを栄養、食生活面からさらに推進するため、引き続きまして行政栄養士を配置いたします。

国民健康保険、介護保険につきましては、保健、医療、福祉の連携を強化し、適正給付並びに安定的かつ健全な財政運営に努めてまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりであります。国道352号の展望坂の拡幅事業も正式に採択をされ具体的に動き出してまいりました。事業主体は県ですが、町としても積極的に県と関係する方々の調整に努めてまいります。

旧J A跡地に建設中のひまわりハウスは、本年6月に入居ができるよう事業を進めてまいります。また、入居する世帯の引っ越し費用の支援や、家賃の割引などによりまして子育ても支援をしております。

住宅団地造成につきましては、過去の分譲の点検、評価をしながら、新規分譲に向けた計画も策定をいたします。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、二次改良を中心として、町内8路線において実施をいたしまして、生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

住宅リフォーム助成制度は、平成27年度も引き続き実施をしておりますが、快適な住環境整備の支援をいたしてまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助も継続をし、町民の皆さんの生命、財産の安全を図ってまいります。

除雪車格納庫の整備により除雪車の維持管理を図り、冬期間の道路確保に努めます。

老朽化した防護柵や区画線等の維持・修繕を実施し、安全に通行できるよう町道の整備を図ります。

農業集落排水や公共下水道の処理施設につきましては、耐用年数を経過した設備が増加していることから、順次更新を行いながら、施設の延命化を図ってまいります。

消防出雲崎分遣所の移築建設によりまして、消防・救急・防災機能のより一層の充実と、共同実践訓練による町、消防団との連携強化を図ってまいります。

防災訓練を通して、自助・共助の防災意識の向上を図りながら、津波時における避難路等を引き続き整備することにより、防災意識・環境の強化を図ってまいります。

井鼻及び羽黒町に40立方メートル級の耐震性貯水槽を各1基整備し、消防体制の整備を図ります。

さらに、活気・活力に満ちた産業のまちづくりであります。本町の平成27年産米の生産数量目標が発表されまして、対前年比1.5%減の1,685.94トンが示されました。去る2月12日に生産数量の農家配分のための転作推進員・農家組合長合同会議によりまして配分方針が決定されましたので、今後もブランド化と環境に配慮した安全・安心な出雲崎産の米づくりを積極的に推進をしてまいります。

県営中山間地域総合整備事業「八手地区」の平成28年度採択に向けた準備も進めてまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者、集落営農組織の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力に推進をしてまいります。

平成26年度から日本型直接支払いで創設されました多面的機能支払交付金は、昨年6月の法整備に伴いまして、新年度からは法律に基づく安定的な制度となりますが、担い手に集中する水路、農道等の維持管理を地域で支えるために、地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る共同活動等への支援を行います。また、環境保全型農業直接支援とあわせまして、現在取り組まれていない地区の新規取り組みの推進を行います。中山間地域等直接支払交付金において、4月から第4期対策が始まりますが、引き続き、過疎化・高齢化等に伴う耕作放棄地の発生防止を図りながら、農業・農村を維持し、地域において行われる農業生産活動を継続して支援してまいります。

全国的な主食用米の過剰在庫によりまして米価が低水準に落ち込んでいる現状を踏まえまして、非主食用米である飼料用米の生産が所得向上につながるか、また、どの程度の収量が見込めるのか

を調査をしてまいります。

県単林道事業により1路線の舗装を実施し、引き続き、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

国は、平成23年度から漁業所得補償制度を導入しておりますが、県内の中核漁業基地でありますところの出雲崎港の整備と資源管理型漁業・栽培漁業を積極的に進めながら、水産物の安定供給に努めてまいります。さらに、先進的に取り組んでおります漁獲共済事業に対する補助も今までどおり継続実施をいたします。

毎年5月に実施している大漁さかなまつりの開催に伴う運営費及び広告宣伝費等々も補助し、さらなる誘客と活性化を図ってまいります。あるいはまた青空市直売所の施設・看板やレジスターの整備等を行いまして、地域の農業者を元気にする地域農業の拠点となるための整備に補助を行います。また、町は園芸生産の拡大を図り、農業所得向上に支援もしてまいります。

釜谷梅団地の梅の木オーナー制度を導入しながら、釜谷梅のPRあるいはまた販路拡大等梅団地の活性化を図ってまいります。また、釜谷梅を使った加工品を開発いたしまして、釜谷梅のブランド化をさらに支援してまいります。

JR出雲崎駅前にこの地区のにぎわいを取り戻すための情報発信など多機能な地域振興拠点施設「ホッと情報館陽だまり」の整備・運営を図ってまいります。

引き続き商工業経営者の資金調達に便宜を図り、県信用保証協会に対する保証料の一部を補給いたします。

町内の飲食店・旅館等で町外在住の町出身者が参加する同級会あるいはまた同窓会を開催する場合は、団体に新年度より新たに補助金を支出する町観光協会への補助も行ってまいります。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つために、引き続き県と連携をしながら海岸清掃を行いながら、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。

新年度から地籍調査に着手をし、まずは沢田地内の一部につきまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年継続事業で実施してまいります。

6月に開催をされますところの新潟県民謡協会県央支部出雲崎大会実施に関する開催費等も補助をしてまいります。

次に、夢・感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、小中教育課程の編成を効果的、専門的に指導するために中心的役割を担う管理指導主事を教育委員会に引き続き配置し、小中連携を重視した教育を行ってまいります。

小中学生、一般住民を対象にいたしました文化芸術鑑賞会及び教育講演会を引き続き実施し、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いまして、英語教育の充実を図ってまいります。

小学校の理科授業における実験・観察分野を重視し、総合的な理科の学力向上を目指すために、

引き続き「理科支援員」を配置します。また、中学校においては、スムーズな授業進行を図るために、中学校教職員に対する専門の「情報教育支援員」を配置をいたします。

小学校の通学バス運行事業につきましては、安全・安心な通学を確保するため、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、学校の総合学習や部活動、クラブ活動等にも有効に活用を図ってまいります。

小中学校におきまして学校メール配信システムを導入しまして、保護者一斉メール配信システムを構築することで、児童・生徒の緊急連絡体制を整備します。

小中学校のホームページをリニューアルしながら、さらなる情報発信に努めてまいります。

小中学校の給食におきましても、地産地消を推進するため、出雲崎産米及び牛乳を提供しながら、保護者等の負担軽減を図るとともに地元産のよさをアピールしてまいります。

中学校の煙突・ボイラー室、機械室のアスベストを除去等々につきましても、生徒の安全確保を図ってまいります。

現在、特別支援学校小中学部及び特別支援学級へ通う児童・生徒の保護者へ行っておりますところの経済的支援も特別支援学校高等部及び通級指導教室までに拡大をしております。

平成23年度から実施している地域に眠っている宝ものを掘り起こす「出雲崎宝もの新発見事業」につきましては、4年目が終了しましたが、次世代に伝えていくために「宝もの」の保存、活用を図ってまいります。

良寛記念館の遺墨等文化財の薫蒸処理を実施いたしまして、良好な保存環境の継続を図り、良寛記念館の展示室内を改装しまして、展示スペースを確保しながら、見やすい観覧環境の確保を図ってまいります。

町民体育館走路における雨漏り箇所の屋上防水シートも改修しながら、利便性の確保を図ってまいります。

町民と協働で築くまちづくりであります。空き家管理システム等を整備しながら、増えている空き家を一元的に管理をしながら、危険家屋になる前に定住希望者へ紹介するなどの体制を強化、構築してまいります。

旧津又邸を都市交流や地域活性化の拠点施設としまして、活用・整備等の事業計画の策定を行います。

下校時の子供に関連をした事件等に対処するため、引き続き不審者情報の共有と防災行政無線の活用を図りながら、大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。

地域づくり活動を進める団体に対しまして、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

平成27年度からの社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の導入・運用開始に伴う住民基本台帳システムの改修を行ってまいります。

今後も、職員定数の適正化を図りながら、行政の効率化に努めまして、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発、また、町民の立場になり、ぬくもりのある行政サービスができるようにさらに推進をいたしてまいります。

なお、平成27年度の主要施策の項目につきましては、平成26年度補正予算を受けまして、新年度に事業を繰り越すものも含んでおりますが、年度当初からの迅速な事業着手に努めてまいります。

新年度予算の全体総括でございますが、以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意をしつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、33億8,600万円、前年比1.9%増を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業6億4,300万円、前年度比8.8%増、さらに介護保険事業7億400万円、前年度比4.5%減、後期高齢者医療5,790万円、前年度比2.0%減、簡易水道事業2億1,590万円、前年度比31.7%減、特定地域生活排水処理事業1,790万円、前年度比1.6%減、農業集落排水事業は1億3,630万円、前年度比2.0%減、下水道事業2億980万円、前年度比12.1%増、住宅用地造成事業1,050万円、前年度比183.8%増。

以上、特別会計の合計では、前年度比で2.7%減の19億9,530万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比0.1%増の53億8,130万円となっております。

結びといたしまして、内外ともに、社会経済情勢は、刻々と変化をしております、引き続き予断を許さない状況が続いておりますが、大変厳しい財政状況の中におきましても本町の知名度を高めながら、内にある多くの皆様方の願いや痛みを自らのものとしながら、血の通ったぬくもりある行政を進めるために、リーダーシップを発揮しながら、全身全霊を傾注し町政運営を進めてまいります。

また、事業計画の完熟度、諸条件が整わないことによりまして当初予算に反映されなかった施策につきましては、年度途中におきましても、条件が整い次第、積極的に実施してまいります。

議会並びに町民各位の皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成27年度の施政方針といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） これにより議案第29号から議案第37号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

この際、しばらく休憩いたします。

（午後 2時10分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時20分）

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第29号。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第29号、一般会計予算からお願いいたします。

今ほど町長の施政方針のとおりでございます。今回議会資料といたしまして、当初予算の概要ということで基本的な考え方を整理したものを用意してございます。また、あわせて当初予算の補足説明資料というふうなことで用意をさせていただきました。最後には、位置図等の図面も添付してございますので、参考にご覧いただければと思います。

それでは、予算書1ページお願いいたします。第1条でございます。予算総額33億8,600万円でございます。前年度に比べまして6,300万円の増というふうなことです。

第2条、継続費、これにつきましては、7ページに第2表として載せてございますが、地籍調査事業について3カ年事業として継続費での執行をお願いするものでございます。したがって、3年分の一括発注というふうなことでそれぞれ年割上限額を定めるものというふうにございます。

第3条につきましては、地方債でございます。8ページに第3表として、地方債を起す事業を整理してございます。

また歳入で説明をさせていただきます。第4条につきましては一時借入金、第5条の歳出予算の流用につきましては記載のとおりというふうにございます。

続きまして、歳出の補足、事項別明細書の35ページからお願いをいたします。議会費につきまして、これは省略させていただきますが、共済掛金が増えているというふうな状況でございます。

続きまして、総務費関係でございます。37ページをお願いいたします。大きく施策的に変化がないところで、一般管理費は省略させていただきます。

続いて、38ページをお願いいたします。済みません。一般管理費の中で、委託料のところ一番下に人事評価制度の研修委託料ということで、これは前回から申し上げておりましたが、28年から導入される人事評価に伴う評価者と一般の職員向けの研修を委託するものを載せてございます。文書広報費については、行政区長報酬、これは議案第14号で今お願いしてございますが、平均3.3%ぐらい、3%アップというふうなことでお願いをしたいと思っております。

39ページ関係は省略させていただきます。40ページをお願いいたします。総務費の財産管理費についてでございます。役務費の一番下の庁舎駐輪場の解体処分、それと41ページの公有財産のところの庁舎駐輪場というふうなことで2つ載せてございます。ご承知のとおり、役場の駐車場の脇に駐輪場がありますけど、大分傷んでおりまして、ちょっと風で心配な状況にあるということで、なかなか予算対応できなかったんですが、今回は一旦取り壊しまして、8メートルぐらいですか、半分ぐらいのものにちょっと整備し直すというふうなことでお願いをしたいというふうにござい

す。

続きまして、企画費になりますが、42ページをお願いいたします。委託料の真ん中ほど、出会いサポート事業の関係、これも以前申し上げたが、年2回ということで、1回は本町でバーベキューをしてのものをちょっと企画したいということと、もう一回は近隣市での今までと同様な内容というふうなことで、ただ年齢層についてはこれからまたちょっと検討させていただくというふうなことで、年2回の予算をお願いをさせていただきます。

それと、住民基本台帳システムの改修関係、これはマイナンバー制度でございます。ことしの10月からスタートいたしますが、10月の段階では個人のナンバーを通知というふうなことになります。ただし、実際どういうふうなものに運用していくというのは、これ28年の1月以降というふうなことで、それに伴う改修がずっと続いているというふうな状況でご承知おきいただきたいと思っております。

それと、下の欄になります。地方バス路線関係、これは大寺線と駅線でございますが、運行回数というか、土日の運行を減らした中での補助ということで継続ということでございますが、今回新規に出てきたのが生活交通確保対策補助金でございます。これは柏崎線についてであります。今まで国の補助が該当になっておりましたが、今回から国の補助が該当にならなくなりましたが、県単事業で今度対応するというふうなことで、一旦補助金81万5,000円払いまして、その半分については県補助金というふうなことで歳入で受け入れているということで、ちょっと今までとスタイルが違うような形ですが、通常でいう補助事業というふうな扱いになってございます。

続いて、43ページの上の中間サーバー負担金、これはマイナンバーで中間サーバー、これ全国と一緒に整備するというふうな部分で本町の負担部分ですが、その下で平和首長会議負担金と。今回2,000ですが、初めて出てまいりました。23年の9月に核兵器廃絶平和な町宣言というのを本町しておりますが、そこにかかわって同じような形で宣言されている自治体で、団体でつくっている首長会議でございますが、当初は負担金もなかったんですが、来年以降負担金をお願いしたいというふうなことで、これは本町だけではなく関係しているところ全てというふうなことでお願いをいたします。

43ページ、18節交通安全対策費でございます。これチャイルドシートについて乳児用がちょっと不足しております。乳児用70現在ございますが、プラス10というふうなことで80体制で、現在はもうほとんど貸し出しているという状況で、在庫がない状況に来ているということです。

44ページお願いいたします。防犯対策費の委託料でございます。これ消費者行政の講演会というふうなことで、23年にも老人クラブの総会とあわせてちょっと、今オレオレ詐欺なりいろいろの部分最近も多くなっているんですが、やっております、講演会とあわせてそういう講演会やりましたが、今回もそのような形でちょっとお願いしたいなど。財源のほうは、国の消費対策基金のほうから出るというふうな部分でございます。

45ページの徴税費、46ページの賦課徴収、この辺の部分、また47ページの戸籍台帳関係、48ペー

ジまで、これは大きな施策変更ございませんので、省略させていただきます。

続いて、選挙費についてでございます。先ほど申し上げましたように、県議選というふうなことで4月3日告示、翌日から11日まで期日前、4月12日投開票というふうな部分での予算をのせてございます。

50ページにつきましては、来年の改選ということで、町長選挙の選挙費新規に今回はのせてございます。

52ページご覧いただきたいと思います。指定統計調査費でございます。これは、5年に1度の国勢調査がやってまいります。10月1日現在での国勢調査というふうなことで今回関係費を計上させていただきました。

続いて、53ページ以降、民生費になりますが、54ページご覧いただきたいと思います。ここで、特に負担金のところ、社会福祉協議会補助金ということで特認事業分というのがございます。これは赤い羽根号の更新というふうなことで、2分の1を町のほうから負担をするというようなことで別出しで計上してございます。

55ページ関係、障害者福祉費になりますが、ここでまた説明資料に載せてございますが、人工透析者の交通費5,000円から6,000円ということで、通院費負担を拡充しているというふうな制度拡充の部分が入ってございます。

続いて、56ページお願いいたします。中ほどの国民健康保険事務費でございます。これも全協で申し上げましたが、法定外繰り出しということで前年比較1,000万増えております。一般会計からの法定外繰り出しを今回計上してございます。以下、国民年金、老人福祉、老人措置費、大きな施策的な変更ございません。

58ページ、保健福祉総合センター管理費をお願いいたします。これも申し上げましたが、保健福祉センターではトイレが2カ所ございますが、女子トイレを洋式に改修するというふうな部分で今回計上してございます。

59ページをお願いいたします。保健福祉事業費の中で、高齢者福祉タクシー利用料助成ということで、金額も増やしてございますが、75歳以上年2万円というふうなことでお願いしている事業でございますが、65歳以上で車椅子、ストレッチャーを使用している方にもというふうなことで、車椅子2万円、ストレッチャー3万円というふうな部分で制度を拡充しての今回増額した部分で計上してございます。

続いて、60ページをご覧いただきたいと思います。臨時福祉給付金事業でございます。これも昨年の1人当たり1万円が6,000円にというふうなことで、これは国の政策によるものでございます。

続いて、児童福祉費関係でございます。これも先ほど話出ておりましたが、放課後児童クラブ、3人体制というふうなことでいたんですが、なかなか募集というか、集まらないということで、今2人体制でございますが、引き続き27年度3人体制に向けてというふうなことで予算措置をしてい

るというものでございます。

それと、報償費のところ町子ども育成支援金でございます。26年の12月現在で対象になる3歳から5歳の方76人いらっしゃいます。うち子は宝支援金受けていらっしゃる方が4人いらっしゃいます。ということで72人でございますが、これからひまわりハウス等ができ上がりますので、一応転入を見込みまして85人程度を見込みたいというふうなことで、予算計上はそのようになっているということでございます。

続いて、62ページをお願いいたします。保育所運営の関係でございます。実は今回昨年と比較していただきますとそれぞれ保育の委託料が増えているということです。小木之城保育園がちょっと増えているというふうな状況にもなっているということでございます。

それと、63ページ、最後の子育て臨時特例給付金につきましては、これも昨年度の引き続きの事業ですが、昨年1万円だったものが今度3,000円というふうなことで、減額という部分でございます。

続いて、64ページ、衛生費関係でございますが、これにつきまして、このページは省略させていただいて、次の65ページをお願いいたします。予防費でございます。ここで、実は定期予防接種関係でございます。子宮頸がん取りやめ、高齢者肺炎球菌、これ任意から定期予防接種に移っているというふうなことで、任意と定期の移動があったというふうな部分で金額が動いているということでございます。済みません。これ66ページの頭のほうに、済みません、一緒になっておりますが、その辺で予防接種の関係で動きがでございます。

続いて、65ページ、保健師設置費、これにつきましては、先ほどもありましたが、1人保健師が育児休暇に入っておりますので、1人減にしております。

それと、66ページの健康増進費については、これは67の委託料の一番下、尿生化学検査業務委託料というのは、これ新規になっておるんですが、実は昨年までは12節で執行していたものでございます。国保連合会の補助の対象になるというふうなことで、国民健康保険分については国保会計へ移しているというふうなことで委託料での計上と。一般会計残った部分につきましても、あわせて委託料に組み替えて計上したというふうなものでございます。連合会の補助については3年あるというふうなことで、そちらの会計のほうで対応ということでございます。

67、あと衛生費関係は特に施策変更ございません。

続いて、69、清掃費も大きく変わってございません。

70ページ、労働費につきましても大きく変わってございません。

71ページ、農林水産業費、72の農業総務費まで省略させていただいて、73ページ、農業振興費の中の中ほど、委託料の飼料米実証圃委託料、これについても資料で載せてございますが、町内2カ所、沢田と下小竹の実証圃の委託をJAさんとうに委託するというふうなことで、面積的には合わせて2カ所60アールぐらいを予定しているというふうな部分で、事業内容については資料に書いてあるとおりでございます。

74ページをお願いいたします。これは補助金の一番下、町青空市直売所の整備事業でございます。これは先ほど補正予算でお願いした部分で、国の交付金の該当にならなかった部分というふうなもので、今回お願いしたいということで、これは資料のほうの21ページに配置関係載せてございますので、後でご覧いただきたいと思いますが、流し台やトイレ、その辺の整備ということで、これはJAさんに30%の町単独補助というふうなことで今回お願いしてございます。

続いて、75ページ、農地費についてでございます。委託料の一番最後、中山間地域の換地業務の委託料ということで、これも説明以前からしておりますが、28年度採択に向けてスムーズにいくように採択前に事業区域、地番、所有者関係の事前調査を行うというふうな事業でございます。

続きまして、76ページでございます。薬師堂地区農道台帳作成業務委託料、これも農道台帳というのは本町今回が初めてになってまいります。実は農道台帳整備することによって、交付税の部分で道路台帳と同じように交付税措置があるというふうな部分で今回整備に。交付税対象になる農道ができ上がってきたというふうにご理解いただければというふうに思います。

それと、今回新しいものでは、19節の吉水地区農道整備事業ということで、3名の関係者おりますけど、農道の整備ということで30%補助を町単で予定しているということでございます。

77ページ、改善センター関係でございます。これ暖房機と液晶テレビ、いずれも八手農村環境改善センターの整備ということで、特に暖房機につきましては、これはホールのものが当初のものでありますので、今回入れかえというふうなものでございます。

地籍調査費につきましては、これは新たに目を設置してというふうなことで、継続費をお願いしてございますが、実際沢田地区からスタートいたしまして、3年間で1つのサイクルということで、3年間の3年というふうなことになっています。22ページに資料を用意してございますので、ご覧いただければと思いますけど、最終的に沢田が終了するのが5年間かかるというふうなことになります。ということで、それとこの中で事業紹介看板というふうなことで、これは沢田の谷地橋というのがありますけど、昔はあそこに寺西線から、県道から入っていくところに昔農村総合整備事業をやっていた看板の骨組みだけが残っておりまして、あれを利用してちょっと事業PRというふうなことで今回のせているということでございます。

78ページは、林業振興費をお願いいたします。ちょっと新規でのせて、金額は少ないんですけど、林業イベント記念品と林道ウォーキング講師謝礼ということで、これは県とのやりとりで県のほうが話が県から来ているんですけど、連携して小木之城の周辺の林道の散策というふうな部分で参加者募ってイベントとして企画しているというふうなものでございます。

79ページにつきましては、これ工事請負、小規模地産の工事、昨年大釜谷も予定しておったんですけど、採択ならなかったということで、今回再度の計上でございます。県単林道は、三島林道の舗装というふうなことでのせてございます。

80ページをお願いいたします。水産業費でございます。大漁さかなまつりの関係、中ほどござい

ます。これも説明しておりますとおり、27年で10回目となるということで、一層盛り上げてまいりたいということで単独補助を計上してございます。

商工費関係につきましては、82ページをご覧いただきたいと思います。中ほどにあります。町商工会の空調設備の改修ということで、これは当初からのもので部品がもう古くてないということで、町単独で50%補助ということで商工会関係の会議室のエアコンの改修、補助ということでございます。

続いて、観光費について、これは84ページをご覧いただきたいと思います。19節の負担金でございます。「美食」めぐり実行委員会負担金、これは内容には変わりはないんですけど、財源について全国市町村振興協会の助成金300万円が今回該当したということで、ことし、27年だけでございますけど、もとは宝くじの元締めをしている協会でございます。その助成金が該当したということで、歳入のほうに入ってきております。

それと、町観光協会の活動事業補助金、これにつきましては、今回この中に冬期の宿泊助成ということで一定要件満たすと12月から2月宿泊費1,000円引きをお願いする制度なり、同窓会、同級会開催する場合ということで、10人以上で町外3割というふうな中で、3人以上ということになるんでしょうか、10人の場合、町を広くPRしてもらおうという条件で1,000円引き、上限3万円までというふうな制度をこの中に入れておられます。また、成人式、還暦、その他節目のお祝いの方はさらに1,000円引きということで、逆に言うと補助というふうなことで、少しでも町のPR、また町外の方に喜んでいただけると、町内、町外喜んでいただけるという制度をここで設けていただくというふうな部分でのものがございます。

85ページの中ほど、県民謡協会の中央支部の出雲崎大会、これも6月21日に本町体育館で開催ということで単独の補助を計上してございます。

天領の里関係の管理費につきましては、これ20年経ての施設でございます。修繕関係が主なもので今回のせてございます。修繕備品関係のものをのせてございます。

86ページをお願いいたします。地域交流施設費、これも目を新設いたしました。先ほどの3月の補正予算でお願いした部分でございます。指定管理者の議案も含めましてここで計上しているというふうなもので、よろしく申し上げます。

続いて、土木費に入ります。87ページ以降になります。89ページをお願いいたします。工事請負関係で除雪車の維持管理の格納庫ということで、今回沢田の東條ニット跡をお願いしたいというものでございます。

続いて、90ページで道路新設関係でございます。今回は、建設事業関係いろいろある中で、道路関係はほとんど継続事業でのものというふうなことで今回のせてございます。

それと、橋りょう維持費についてでございます。本町の場合86の橋があるというふう聞いておりますが、5年に1回橋りょうなりトンネルの点検しなきゃいけないということでもう決まってお

りまして、27年は16橋の点検を行うというふうなことで今回のせてございます。以下、91ページ、92ページは省略させていただきます。

93ページをお願いいたします。住宅費の住宅管理費でございます。これは町営住宅の大門、ひまわりハウスの隣の公営住宅であります。そこに消雪パイプを敷設するというふうな工事をのせてございます。それと、ひまわりハウス関係のステンレスのごみの収集箱、新生活引越しの支援金、これを計上してございます。

94ページ、街なみ環境整備は継続でございます。住宅環境整備も、これも継続の事業でございます。あと、住宅建設は2年目ということで、大きな金額が今回のっているというふうなものでございます。

続いて、消防費についてでございます。消防費についても、前年比で常備消防の関係の工事関係今進んでおりますが、それが1億近く計上されているというふうなことで、非常備消防費につきましては、先ほどの報酬の関係での引き上げということで、議案第17号でお願いしている部分を含めて計上しているというところでございます。

それと、消防普通積載車1台、小型ポンプつき軽積載車2台を購入したいというふうなことで今回計上してございます。

続いて、96ページ、消防団の費用弁償、これにつきましては、これも訓練関係で追加させてもらった部分が増えているというところでございます。

97ページ関係につきましては、防火水槽についてでございます。これも説明のとおり井鼻と羽黒町というふうなことで、済みません、消防ポンプ自動車はここでの計上ということになります。実は海岸の1-3井鼻と3-2米田につきましてはこれ軽積載の入れかえということで、これは20年経過しておるんですけど、1-2の石井町に今普通積載車があります。これを実は今役場で持っておる積載車、買って2年なんですけど、これと入れかえまして、役場の積載車に実は小型ポンプを2台積めるような形で今回改良して整備をしたいと思っております。小型ポンプについては重いのと軽いということで、実はいろいろ内部で、機動性を考えた場合、小型のポンプを1台積んで現場へ、昼間の火災ですけど、出たほうが機能的にいいというふうなことで、役場の普通の積載車もほとんど新古車の状態でありますので、それを海のほうの石井町のほうにやっというふうなことで、現場での実際の想定をした中でちょっと入れかえさせていただくというふうなことで今回上げさせてもらっております。

続いて、98ページ関係でございます。防災関係で、避難行動要支援者ということで、これにつきましても制度が変わって災害時要援護者という方から避難行動要支援者というふうなことで限定されてきております。ただ、その避難行動要支援者につきましては、支援者をまた全部一人一人つけるというふうな部分で、そこまで踏み込んだシステムをつくるというふうなことで今回改修分が出ているというところでございます。

続いて、教育費関係でございます。教育費については、特に事務局費関係については大きな変化ございません。

101ページで、子育て支援の関係で祝金について報償費でございます。小学校入学3万円、中学校5万円ということで祝金支給しておりますが、小学校が26人、中学校が32人というふうなことで聞いてございます。

それと、この使用料及び賃借料のところではバス借上料が出ております。出小の体育館がちょっと使えなくなるということで、体力テストなり、また文化芸術鑑賞会とか、そういう部分でのバスが必要になるということで、ここでのせている部分がございます。

102ページでございます。扶助費の特別支援教育就学奨励費、これは先ほど条例で、18号で改正をお願いしてございますが、現在の制度拡充というふうな部分と高校生までを対象にというふうな部分で、ここの部分は高校生を対象の部分があるということでございます。以下、小学校費、中学校費にも同様の制度の拡充の部分が出てきております。

続いて、小学校費になりますが、105ページお願いいたします。ここで大きく出たのが、体育館の床張りかえ工事というふうなことで今回のせてございます。照明の落下防止工事とあわせてのものになりますが、実施年度は同じですけど、繰り越し事業で照明落下ということと、体育館の張りかえは現年ということで、27年というふうな部分で出てきてまいります。

それと、教育振興費の需用費、消耗品で360万ぐらいのっておりますが、これは新規でございまして、4年に1回の教科書の改訂の年というふうな部分で今回増えているというふうなものでございます。

106ページについてお願いいたします。中ほど、学校メール配信システム初期設定というふうな部分と学校教育インフラ更新管理委託料というふうな部分で、これは小中学校にのっておりますが、メール配信システムを新規で入れるというふうな部分で、これは小学校費、中学校費のっております。あと、ホームページのリニューアルということで今回のせてございます。

それと、107ページ、需用費の食材料費が増えております。これも説明既にしてございますが、出雲産米のコシヒカリ食べていただいておりますが、それと牛乳というふうな部分で、全額米と牛乳については町負担でというふうなことで、小学校の場合5,000円が1,400円ぐらい安くなるということと、中学校5,700円が1,400円ぐらい安くなるというふうな部分で、父兄の方の負担軽減というふうなことで今回新規で上げた事業でございます。

続いて、110ページをお願いいたします。中学校費の中で大きいものでございます。これも何回か説明しておりますが、アスベストの除去工事というふうなことで、煙突、ボイラー、機械室のアスベストの除去を行うということでございます。

メール配信、ホームページのリニューアルは小学校費と同じで、111ページにのせてございます。

112ページについては、これは給食関係、先ほどと同じように需用費の食材料費、これが160万ぐ

らい増えておりますけど、これも米と牛乳の分で町が全額負担というふうなものでございます。

社会教育費につきましては、施策的に大きな動きはございません。宝ものの継続というふうなことで計上してございます。

115ページ、公民館費につきましても大きな増減はございません。

117、図書館費についても大きく増減はございません。

119ページ、良寛記念館の管理費についてでございます。ここでは、今回国登録文化財調査旅費というふうなことで、良寛記念館の建物についてでございます。文化勲章受章者の谷口吉郎さんですかね、設計されたものということで、帝国劇場なりいろんなところを設計されているんですが、これが国の登録文化財にどうかというふうなことで、文化庁の方の調査員の旅費分を今回ここで計上させていただいたというふうなものでございます。

120ページでございます。良寛記念館の委託料の文化財燻蒸処理委託料ということで、これ2年に1回実施しております。今回2年目ということで計上してございます。

続いて、121ページ、工事請負費についてでございます。良寛記念館の展示ケースの改修ということで、これも既に説明済みでございますが、入って右側の図書を室外に移しまして展示スペースを広くするというふうなもので今回予定しているということでございます。

続いて、122ページをお願いいたします。工事請負費でございます。体育施設の工事請負関係で、町民体育館の走路屋上防水工事ということで、町体の2階の走路がちょっと漏水している状況になっております。ということで、上の防水工事を部分的に行うということで、早目の対応ということで今回計上をさせていただきました。

次の公債費、予備費は省略させていただきます、歳出、12ページをお願いいたします。12ページ、町税につきましては、現状の中で分析しての予算計上というふうなことでお願いしてございます。

固定資産税につきましては、これは微増というふうなことでございます。

軽自動車税は横ばいでございます。

続いて、14ページ、町たばこ税、これ横ばいの微減ということで、若干落ちているということでございます。

その他地方譲与税からずっと株式関係までは、総務省の示した見通しの中を加味して、実情を踏まえて予算化してございます。

続いて、16ページでございます。ゴルフ場利用税交付金、本町1カ所ございますが、前年と比較してどうかと申し上げますと、歴年で25年が4万1,104人の利用と聞いております。26年の歴年では4万411人ということで、693人減だったということでございます。4万人台はずっと維持している状況になっているということでございます。

それと、17ページ、地方交付税についてでございます。普通分、特別分とそれぞれ計上してござ

いますが、今回も留保1億を見込むような形で、国の地財計画等から引っ張ってきまして計算しているというふうな部分でお願いをしたいと。前年に比べて2,700万ぐらい減にしているというふうなところで、安全策をとっているという状況でございます。

続いて、18ページ関係でございます。電源立地の交付金でございますが、2,163万8,000円の交付金、これは小学校の床の張りかえ工事に充当というふうなことでございます。

続いて、20ページお願いいたします。土木使用料で、これは増えております。400万ぐらい増えておりますけど、これはひまわりハウスが使用料が入ってくるというふうな部分で、12戸分をプラスしているというふうなところでございます。

以下、21ページ国庫支出金から、これは歳出に連動して増減となっているというふうなものをお願いをしたいと思えます。

それでは、24ページをお願いいたします。今回地籍調査というふうなことで農地費のほうに組んでございます。この財源的な手当てでございますが、これから何十年続くというふうな事業になってまいります。ということで、国が2分の1、県が4分の1で75%補助というふうなことで、残りの25%については町が負担するんですが、特別交付税で25%のうち8割を補填するというようなことで、実質5%の負担でと。これ最近の制度というふうなことで、これで取っかかりやすくなってきているというふうな部分で本町もスタートというふうなことで来ております。

以下、歳入関係につきましては、29ページ、繰入金をお願いいたします。特にここで説明の部分は基金繰入金で、財政調整基金の繰入金でございます。4億2,000万円というちょっと大きな基金を取り崩しております。昨年が3億7,000万でございましたので、5,000万ぐらい増えているというふうな部分であります。この中で、また年度末には半分以上は大体戻しているんですが、単独事業の大きなものがあつたりなんかしますと一時的に大きな取り崩しというふうなことで今回取り崩しが、繰入が大きくなっているというふうなことでございます。

30ページでございます。住宅用地造成会計の繰入金、これは買い戻しの部分での区画をまた、売れるという想定で繰り入れというふうなことで今回計上しているというものでございます。

34ページをお願いいたします。34ページにつきましては、町債の部分でのせてございます。過疎のソフトが該当しております。障害、老人、児童、保健衛生というふうなことで。あと、観光イベント、これが過疎のソフト、宝ものもソフトでございます。そのほか林道関係、除雪車、道路橋りょう、防火水槽、消防ポンプ、これは過疎債でございますが、消防署だけはちょっと緊急防災というふうな、過疎と同様に70%の元利金に対する交付税措置がある、同じ起債でございますが、消防署は緊急防災という事業を使っているというところでございます。

以上、歳入の説明というふうなことで、126ページ、給与明細をお願いいたします。126ページにつきましては、これ特別職の給与費の明細載せてございます。歳出の各課に計上されております常勤、非常勤の特別職の給与関係の明細となっております。26年度に比べ、議案第38号でお願いする

こととなりますが、新教育長につきましては今まで予算上は一般職の身分というふうになっておりました。今回27年度は新教育長というように、これは特別職の位置づけというふうなことになります。その分の動きで、特別職が3人に増えているということと、金額も昨年に比べて増えているというふうなことでご理解いただきたいと思ひますし、国勢調査が入りますので、その分の報酬関係というふうな部分で増えているというふうなことでござひます。

続いて、128ページお願いいたします。これ一般職の総括表でござひます。職員手当の内訳につきましては、これ職員関係、一般職でござひまして、今回動きがござひますが、これ26年末で2名が退職いたします。それで、27年4月で1名を新規採用、そしてまた2年間国土交通省に派遣しておりました職員が任期満了によりまして復職で採用となります。ということで、2名退職で2名補充ということで、最終的には全体で67名であります。これ一般会計におきましては実は61名でござひますが、1人育児休業で入っている部分がありますので、その分差し引いてというふうなことで実数をのせてござひますが、体制といたしましては全体で一般職員は67名、町長、副町長、教育長の3名加えまして70名というふうな対応でござひます。それと、引き続き再任用職員が1名というふうなことで、これは定数外というふうなことで、調理師を再任用するというふうなことでござひます。

あと、136ページ以降は地籍調査の関係での継続費、あと消防署、集合住宅の関係の継続費のものをのせてござひますし、あとは債務負担行為、地方債の残高調書というふうなことでござひます。

以上で一般会計終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） 次に、議案第30号から議案第32号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、国保特別会計のほうから順次説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算の主なものについて申し上げます。予算書の19ページをお願いいたします。2款保険給付費でござひます。一般被保険者に係る療養給付費は、被保険者数は今年度よりも減少するものと思ひますが、高齢者の方に係る療養給付費の増加が見込まれますので、前年度とほぼ同額を計上しております。

次のページ、20ページをお願いします。こちらのほうに退職被保険者の療養給付費がござひます。退職被保険者数は大きく減少しますので、前年度より減額して予算を計上いたしました。

25ページをお願いいたします。共同事業医療費拠出金でござひます。前年度より増額となっております。保険財政共同安定化事業につきましては、共同事業の対象となる医療費がこれまでは1件30万円以上でござひましたが、平成27年度からは1件1円以上となります。いわゆる全ての医療費が対象となりますので、この拠出金が大きく増加をしているところでござひます。

次の26ページ、27ページをお願いします。8款のほうに保健事業費が計上してござひます。特定健診、特定保健指導等に要する経費、また疾病予防としてCKD対策事業費、人間ドック検診

委託料等を計上しています。人間ドックにつきましては、30から74歳の方を対象に1人当たり2万円を、脳ドックにつきましては30から70歳までの5歳節目年齢の方を対象に1人当たり2万5,000円を助成することとしております。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。8ページをお願いいたします。国民健康保険税でございます。収納額は、前年度よりやや減少するものと見込んでおります。平成27年度の国民健康保険税の税率は、26年度の税率に据え置くこととして予算を編成しておりますが、被保険者数が減少する関係で収納額の減というものでございます。

11ページをお願いいたします。療養給付費等負担金でございます。負担金を算定する際に控除をします前期高齢者交付金というものがございしますが、そちらの交付金が大きく減少しました関係で療養給付費等負担金が増額となっているものでございます。

12ページをお願いいたします。前期高齢者交付金でございます。これは、平成25年度に交付をされた分、そのマイナス精算が27年度に行われるということで大きく減額をしております。

次、13ページでございます。共同事業交付金です。これは、歳出同様、対象となる医療費が拡大された関係で増額となっております。

最後に、14ページをお願いいたします。繰入金でございます。一般会計からの繰入金につきましては、1節から4節までは法定内の繰入金となります。低所得者の方に対する保険税の軽減分あるいは年齢、所得構成等の基準により繰り入れられるものでございます。

5節のその他一般会計繰入金がございします。これは、法定外で繰り入れられるものでございしますが、国保会計の財政基盤の安定と強化のために、新年度におきましては法定外で1,000万円の繰り入れをお願いしているものでございます。

次に、その下の基金からの繰り入れです。新年度におきましては、3,276万5,000円を繰り入れております。これによりまして、同基金の27年度末残高が3,000万ほどというふうな状況になります。

なお、国保特別会計の収支状況につきましては、資料の32ページに添付させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

次に、介護特会についてご説明をさせていただきます。同様に初めに歳出予算の主なものについて申し上げます。54ページをお願いいたします。保険給付費です。第6期の介護保険事業計画が27年度から始まるわけですが、第6期で見込んだ給付費を計上しております。第6期の保険給付費の全体の規模でございますが、第5期の実績値の給付費の規模とほぼ同額を見込んでいるところでございます。

次に、58ページをお願いいたします。地域支援事業費でございます。地域支援事業費は、介護予防、それと包括的支援事業に係る経費を計上しております。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げます。43ページをお願いいたします。65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。介護保険料は、平成27年度から第6期の事業計画となること

から、このたび改定を行っております。改定後の保険料で予算計上しております。新しい保険料率につきましては、議案第20号でご審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、44ページお願いいたします。一番下の国庫支出金の介護給付費負担金です。介護給付費に係る国の負担分ということで、給付費に対しまして居宅分については20%、施設分については15%の負担率となっております。

次の45ページです。支払基金交付金から同様に介護給付費交付金でございます。負担金は、26年度より1ポイント減少しまして、給付費の28%となります。

次に、46ページをお願いいたします。県のほうから給付される介護給付費負担金でございます。こちらは、給付費に対しまして居宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

その下の47ページです。一般会計からの介護給付費の繰り入れでございます。こちらは、給付費に対して12.5%の負担割合となっております。

介護特会につきましては以上でございます。

最後に、後期高齢者医療の特別会計についてご説明をさせていただきます。78ページをお願いいたします。後期高齢者広域連合に対する納付金でございます。納付金は、保険料納付分と保険基盤安定化に係る県、そして町の負担金の合計額を計上しております。

次に、歳入予算でございます。74ページになります。後期高齢者医療の保険料でございます。同保険料につきましては、2年ごとに見直しされることとなっております。平成26、27年度は同じ保険料率となっております。現行の保険料率は、均等割額3万5,300円、所得割額7.15%となっております。

その下、75ページです。一般会計のほうからの繰り入れです。保険基盤安定化及び事務費に係る経費を繰り入れております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山崎信義） 次に、議案第33号から議案第37号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第33号、簡水特会につきまして補足して説明させていただきます。

簡易水道事業では、安定した給水とより良質な水を提供するために、新しい井戸水源を取り込みました小木浄水場あるいは大釜谷浄水場の整備を行ってまいりましたが、両浄水場とも平成26年度で浄水場の整備部分が終了いたしました。小木につきましては、昨年より新しい水源に切りかわりまして、硬度の低い、水質的にも安定した給水が始まっておりますし、大釜谷浄水場につきましても新年度4月からの給水開始ができるようにということで、今最後の調整を行っておるといいう状況でございます。

27年度でございますけれども、予算書の歳出、94ページをご覧ください。水道管理費の15節、水道施設修繕工事で、前年比3,900万円ほど増えておりますけれども、これは上中条の山の上に設置してありますコンクリート製の配水池がございますが、配水池の内面が劣化が始まってきておりまして、これの侵食を防ぐために防食塗装工事を行いたいというものでございます。

次のページ、3款1項1目配管布設整備費の15節につきましては、継続しております老朽管更新ということで、27年度は松本地内と常楽寺地内を予定しております。その下の2目取水施設整備費の15節では、松本と小木の非常用発電機を新しく更新する工事、それから上中条、上条、松本のろ過器の中のろ材を交換する工事を予定しております。

歳入でございますが、水道使用量のほか、施設整備に必要な財源としまして国庫補助金、基金繰入金、起債をそれぞれ計上いたしております。

簡水については以上です。

続きまして、議案第34号、特生排でございます。27年度につきましては、前年度同様、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上しております。

続きまして、議案第35号、農業集落排水事業でございますが、今回におきましては出雲崎地区の処理施設の長寿命化対策ということで25年から行っておりますが、3年目で27年度が最終となります。主な機器として、水処理全体の自動運転を行うためのシーケンスコントローラーあるいは処理水を放流する上水排水装置あるいは汚泥の破砕機などの交換費用を計上しております。この辺の財源につきましては、国の交付金、起債を計上しております。また、そのほか例年の農業集落排水の維持管理関係並びに起債の償還に係る費用などを計上いたしております。

続きまして、議案第36号、下水道特会でございます。下水道特会につきましても、昨年度から久田浄化センターの機械、電気設備の更新を始めております。平成30年までの5カ年間で18機種、34台の機器のオーバーホールですとか、交換などを予定しておりますが、27年度につきましては汚泥脱水機のオーバーホールを実施することとしております。このほか、例年と同様に施設の維持管理、起債償還等に係る費用を計上しておるところでございます。

最後になりますが、議案第37号につきまして補足説明をさせていただきます。宅造会計の平成27年度におきましては、てまり団地で3区画の販売を行いますほか、川東など3団地の維持管理に係る費用を計上しております。その販売する区画でございますが、昨年から継続して販売を行っておりますてまり団地の12の区画、それから新たに買い戻しが発生しておりますてまり団地の9-4の区画、それからてまり団地一番下の段の雨水調整池の脇にあります6-4の区画の3つの区画が販売の対象となっております。

予算書のほうでは、歳出の160ページをご覧ください。13節の測量業務委託料につきましては、この販売をいたします6-4の区画の販売面積の確定測量になります。この区画につきましては、団地内の集会所を建設する予定地ということで確定測量を行っておりませんでしたの

で、販売に当たりまして確定測量をするものでございます。15節でまり団地維持工事でございますが、造成をし、販売をしましてから大分年数がたっておりますので、調整池の中の土砂を撤去する費用、それから6―4の区画を販売しますので、6―4の区画ののり面ですとか排水路の修繕を行います費用、それからこの6―4の区画に現在団地の資源ごみ等の収集のプレハブが設置してございますが、これを動かさなければいけないものですから、これを移動する先の土地の若干の整形工事、こういった費用を計上しております。最後の下、17節でございますけれども、買い戻しの申し出がありました中段9―4の区画につきましては、この面積が348.84平方メートルになっております。

住宅造成特会につきまして以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第37号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号から議案第37号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午後 3時21分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時22分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に仙海直樹議員、副委員長に諸橋和史議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山崎信義） 議案第29号から議案第37号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎議案第38号 教育委員会教育長の任命について

○議長（山崎信義） 日程第38、議案第38号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴うものであります。

改正法は、教育行政の責任の明確化を図るため、新教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、これは首長が議会の同意を得て、新しい常勤の教育長を任命することになります。また、この新教育長が教育委員会を代表することになります。

新教育長は、現教育長の教育委員としての任期終了の翌日の4月2日からの任期3年となります。

このたび経験豊富な現佐藤亨教育長を引き続き改正法に基づく新教育長として任命いたしたく、改正法第4条第1項の規定により、議会の同意を得るものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時25分）

第 2 号

(3 月 12 日)

平成27年第3回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成27年3月12日（木曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
教育課課長補佐	権頭昇

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（山崎信義） 最初に、1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。私のほうからは、定住促進策と土地活用についてお伺いしてまいります。

J A跡地の集合住宅ひまわりハウスの建設も進み、入居に関する反応も上々とのことでありますが、まずもってこれはこれで当町議会議員といたしましても大変喜ばしい反響であるものと思われるわけでありまして。しかし、公営、民営を問わず、一般に集合住宅とは建設当初の5年から10年程度の入居はおおむね盛況であり、満室の状況であると言われており、問題はその後の入居者をいかにして確保し、安定化するかが課題だとも言われております。当時近隣の柏崎市にあって、1988年に新潟産業大学、1995年に新潟工科大学を開校するに伴い、多くの学生たちを当て込んで広い農地を持つ農家などの間でアパートの建設ラッシュが起きました。もちろん当時入居状況は言わずと知れた満室満杯であったわけでありまして、どうしたことでしょう。今ではすっかり空き室が目立ち、ついには廃業まで追い込まれたアパートまで存在をいたしております。しかし、当時と比較して学生の数が極端に減少したというわけではない中で、ではなぜ、どうしてこの大学周辺のアパートにはこのような現象が起きたのか、それは若者の生活に対する考え方やライフスタイルという価値観の変化にあるとされており、多種多様なニーズや生活観、価値観を持つ今どきの若者にとり、そこで生活をするということは、つまり食事や買い物、あるいは遊興から趣味の実践、そして余暇の満喫までが十分かなえられる諸条件が整っていること、つまりそれら全てが生活そのものであり、居住であり、住むためのライフスタイルとなっているということでもあります。つまり結果、若き学生たちはそれらのライフスタイルを十分に満ち、満喫できる市内中心部のアパートへと移っていったとのことでありました。ひまわりハウスという集合住宅を良とした私ども議会は、ここから一体何を学んでいくべきか。すなわち家賃が少々高くとも、通うために少々時間がかかろうとも、生活をするための必須アイテムである周辺環境の整った地域に住まいを構えるという傾向と現象、その具体例を示した事象事例の一つであるものと思われるわけでありまして。

そこで、町長、質問の1に入らせていただきますが、当町においてもひまわりハウスの入居者が住宅建設を予定した場合、限度額100万円の補助金の支出が考えられているわけでありますが、あの全国的に奇跡の村と称賛され有名になった長野県下條村においても、平成24年から当町と酷似した補助金施策がとられております。しかし、下條村ではそれらの取り組み以外にも多くの施策が講じられており、定住促進策として位置づけられていると聞いておりますが、例えば義務教育段階での給食費40%補助や、村営保育園の保育料値下げ、あるいは診療所や福祉課事務室をデイサービスセンター建物内部に併設をした医療福祉保健総合健康センターいきいきらんど下條を平成12年に9億3,000万円をかけて建設をし、施設内の稼働床式温水プールを活用し、高齢者にあってはリハビリや体力増進施設として活用し、乳幼児から子供たちに至っては水泳教室などなど、多種多様な目的で利用されているとのことであります。また、平成6年に7億5,000万円をかけて建設をされた図書館には8万冊の冊子をそろえ、DVDのレンタルまでも行っていると言われておりますし、平成14年には2階に結婚式場を併設した500席を有する本格的文化芸能センターコスモホールが9億6,000万円をかけて建設をされ、式場利用者は年間6組から7組を数え、文化芸能ホールにあっては近郷町村からの利用者も数多く、戦略的定住促進策に大きく貢献をしていると聞いております。

人は、真新しい建物があるからというだけで、そこに住まいを選択をいたしません。関連する一連の居住環境とも言えるインフラの整備もまた合わせわざとして検討していかなければならないものと思われるわけであります。私は、下條村が建設したこれら一連の施設を取り組みの一例としてご紹介をいたしました。これら全てを良として、これと同じあるいはこれに類する全てが当町にマッチして必要だと申し上げているわけではありません。当町には当町なりがあつていい。ならば他に求めるものが子育て環境なのか、教育環境なのか、医療福祉なのか、はたまた就職先なのか、あるいはまた買い物先なのか。当町においても保育料の軽減措置や放課後保育の対象拡大、さらには子供育成支援金の交付など、さまざまな施策が講じられているところでありますが、しかし他の自治体においても同様にして酷似した取り組みも多く見られるところでありまして、つまり過疎化、高齢化に悩む地方自治体においてはどの地域でもほぼ横並び一線の戦国時代になっているものと思われるわけであります。このような過酷で熾烈な若者人口争奪戦とも言える時代を勝ち抜くためには、やはり他に類を見ない発想で、斬新で活気的な目を見張るような取り組みの掘り起こしが必要であるものと思われまます。集合住宅の持つ性質上、居住者が簡単に他に移動しやすいという、その弱点を補うためにも、他町村とは一味も二味も違う全ての英知を結集した施策の実施が必要であるものと考えており、今後ひまわりハウス12世帯、この12世帯の方々をいかにして当町定住者へとつなげていくのか、今私が申し上げましたご提案に対して町長は現在どのような考えを持っておられるのか、その所見を伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） ただいまの宮下議員の質問、美辞麗句を持って全てを網羅した非常にすばらし

いご提言と思いますが、ちょっと質問のポイントが定まっておらないということでございますので、私はあくまでも今の段階は一般通告であるものについてのお答えをします。

ひまわりハウスの入居申し込み受け付け、今週の月曜日から始まりましたが、事前に申込書が欲しいという連絡をいただいておりますが、今のところ17世帯にお送りをいたしております。申し込みも始まったばかりでございますが、書類も町のホームページからダウンロードできますので、実際に申込書をいただくのはどのくらいの件数になるのか、予想は難しいところでございますが、4月4日から完成見学会等も催しますので、集中的にこれらの皆さんから申し込みをいただけるのではないかと期待もいたしております。ひまわりハウスは、もう既に皆さんにも説明を申し上げておるわけでございますが、ストレートに子育てに優しい、また世代の若いご夫婦にまずこの町に住んでいただくというための住宅を建設するというところでございますので、申し上げておりますように12世帯、J A跡地として限られた土地の中でおさめるということで、木造3階建てのエレベーター、オール電化、消雪パイプ等々完成した設備の充実も図りまして、さらにご承知のようにミキハウスさんの総研さんとの連絡を行いまして、一昨年7月に議会の皆さんに構想をお話ししてから2年でございますが、出雲崎町も全国に発信をするというような若者誘導策というものに着手したところでございます。宮下議員のおっしゃるとおり、この住宅に住んでいただければ、そのまま定住ということに結びつくことはないという安易な考えではございません。ひまわりハウスの住まいの皆さんが近い将来自分の家を持たれるということになったときにつきましては、出雲崎町でここでぜひ住んでいただきたいということで100万円の支援金をお渡しするというところで進めているわけでございますが、一番大切なことはいろいろなことがあります、しかし最終的にはきのうの新潟日報の窓欄に出ておりました島さん、全くあの意見と同感です、私は。要するに出雲崎町は住みよいところなんだという感じでいてもらうということが一番大切です。町の子育て支援策は県内トップクラスであります、これからは全国的にどこの自治体でも若者をターゲットに行政サービスの質を上げてまいりたいと思っておりますが、公的な施設整備もさらに進むと思っております。本町は、単に質の高い若者を受け入れるインフラ整備をしているだけではなくて、ただよその例をとって、よその例はこうだから、町はこうする、そういうことを私はいたしません。町に住んでいる人が若い人たちが何を望んでいるのか、あるいは町に転入してきた若い世帯がどんなところに出雲崎町のよさを感じ、どこに物足りなさを感じておられるのか、その辺をしっかりと聞きにしながら、これから出雲崎町なりきの町づくり、定住を促進するというのを私は一番大切だと思います。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 私が今質問の趣旨と全く同じことを町長答弁いただいていると。別によそのまねをするというのが一例として出ただけでして、町長は当町なりであっていいということ、これはそのとおりだと思います。今町長もちらっと答弁の中にありましたが、もともとアパートというのは18世紀の1760年ころ、イギリスに産業革命が起きたときに大量にあふれ返る労働者を収容する

ために考えられた労働者収容施設が発端でありまして、戦後高度成長を続けながら国土の狭い日本においては地方から都会へ流れ込む大量の人口をさばくために、少ない面積で多くの人々が居住できる住まいとして労働者収容施設を参考につくられたのがこの日本のアパート、マンションの起源であります。しかし、今ほど申し上げたとおり、小口経営のアパートは存亡の危機にあり、年々移り変わる多様化ニーズの対応のため、個人大家の経営するアパートなどは大変な窮地に追い込まれているというのが昨今の現状であると言われております。その現状を象徴するがごとく、土地や古くなったアパートを持つ大家や地主は自身での経営を断念し、資本金のある大東建託やセキスイハイムなどの大企業に30年一括借り上げ方式と称して経営を委ねるという現象が世相間で頻繁に起きております。今町長も言われました。住んでいただくために、定住していただくためにももちろん我々も良として、それを進めたわけでありまして、何としてもそこに持っていかねばならない。

そこで、ちらっと町長の答弁を重ねるようで恐縮ではありますが、我々目線だけで判断をすることが果たしていいだろうか。多くのご意見を先ほど答弁の中にもありました。そこで、一つのご提案であります。今当町に住まいするために本当に必要なものは何か、あるいは建物以外に何が欲しくて、何を望んで、何が不足だと思っているのかというような、いわゆるちまたの声を吸い上げるため、例えば石井町住宅やひまわりハウスに住まいする若い世代の方々、あるいはまた他町から当町に嫁がれたような方、そしてまた当町で生まれながらにして若くて将来を担うような世代の方々の未来像を想像できる世代の方々のご意見を集約して、そういった内容についての把握をやってはどうかと、そのように考えますが、いかがでしょう。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今、宮下議員さんのおっしゃるとおりでございますが、このひまわりハウスにつきましては、やっぱりアパート経営をする、いわゆる営利を、当然そうですね。ある程度アパートを建てる、入居者を求める。そこにいる家賃をいただいて、いわゆる建物の償還なり償却なりいろいろするというのが、これ経営ですので、これはやはり民間が経営するアパートと町が今回建てる集合住宅、これはおのずと資質的な、いわゆる基本的な考え方が違うわけです。私たちは、家賃なりいろいろな面にいたしましても、住まいの環境のよさというのはこれから私たちもやっぱり念には念を入れながら、そこに住む人たちの利便性なり、基本的には子育てに優しい環境づくり、環境を醸成しながらのアパートを建設しているところでございます。しかし、実際は入ってもらった方々がどういうお感じをいただけるか。この辺は、出雲崎町は初めてです。今までは団地分譲、住宅団地分譲、あるいは一戸建てのいわゆる若者誘導住宅を建ててきたわけですが、今回は改めて初めて集合住宅を建てるわけでございますので、私は次の宮下さんの質問にもつながることですが、直ちに入居した方々からやっぱり住んでどういうお感じでいられるかということをしつかりと聞き取りをしながら、いろいろ利便性あるいは不便なところがあるというようなものをしつかりと受けとめながら、私はこのひまわりハウス、最終的にはどういう申し込みいただくかわかりませんが、

相当、仮に、これは期待像なんですが、12棟あるわけですが、20人なり25世帯なりが申し込まれたときに、私はそういう方々に対して、まずどう対処するか。直ちに行動しなければならない。そういう点をしっかりと踏まえながら、私は今、宮下議員がおっしゃるようにいわゆる入居した皆さんから、住んで1カ月もすれば大体わかります。この住まいの環境はどうであるのか、使い勝手はどうなのかということがわかるんですよね。そういう点をしっかりと受けとめながら、私は次なる対処を集合住宅は果たしてこの町において是なのか、あるいはまた考えを変えなければならないのか、その辺の判断を直ちに私はしていかなければならんと思うのです。私は、やっぱりこれから今ご意見がございましたように、私は重ねて申し上げますが、きのうの島さん、ああいう人たちの声をやっぱり私は広くしっかりと受けとめようと思うのです。ああいう方々は、本当に本当の気持ちを発露されているのです。そういう意見を受けとめなければならない。やっています。当然のことです。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 1番目の質問に関しては、町長、前向きにやっていくという強い決意を今お聞かせをいただきました。

それでは、町長の今答弁の中にも次の質問にもあるがというようなお話もありましたので、2番目の質問のほうに移らせていただきたいと思います。自治体などが計画をし、鳴り物入りで建設をされた集合住宅、いわゆる公営アパートや公営マンションなどの失敗事例は全国に数多く存在をいたしております。その多くがきれいで便利な建物さえつくれば人はそこに住むんだという誤った妄想が失敗の原因だとも言われておりますが、私は下條村視察の際に担当者の方にも同様のご意見を申し上げましたが、一戸建てでなく集合住宅で定住促進を考えていこうとするならば、間違いなく土地とセットでなければならず、土地は構想につきものであると、このように申し上げ続けてまいりました。私の提案を受けてかどうかわかりませんが、当局もまた土地とセットでの定住促進のお考えをお持ちのようであります。

そこで、ここからは私の耳に届きました風説の流布につき、あくまでも確認の意味であります、町長にお伺いをいたしますが、執行部ではひまわりハウス12世帯のための分譲地を近い将来、松本地内の某建設会社の土砂採取場あたりに考えているとのお話が一部においてまことしやかに流布されておりますが、そこでこれらのうわさ話に信憑性はあるのか。あるいはまたとるに足らない全くのデマであるのか、まずもってこの点について確認だけをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） そうすると、質問の趣旨はいわゆる次なる段階の住宅団地なりいろいろなもの造成に対する、今松本地内の土地をある程度町は考えているのかという質問のように受けとめますのでお答えしますが、私たちは特定した場所を決めてやるんじゃないで、やはりいろいろな環境なり、あるいは提供していただける可能性のあるところ、あるいはこれからやっぱり地震なりいろいろ

ろな問題ございますので、地質の問題とかいろいろな要素を、交通の利便性とかいろいろな要素を考えながら選択をするというところでございますので、仮に次の住宅団地を造成するという事になったならば、ここにも書いて皆さんに申し上げておりますように、これから定住促進のためのいわゆる団地造成のあらゆる諸条件を広い見地から勘案をしながら、集合住宅がいいのか、あるいは今までのように住宅団地造成で分譲したのがいいのか、あるいは一戸建てを建てて分譲したのがいいのか、これから十分検討してまいりたいと思いますので、今、宮下議員のご質問にありました松本の某地内ということで決定していると、あるいは考えているということはございませんので、お答えしておきます。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） ご確認させていただきました。町長お話の流れの中にもたまたま出てまいりますが、当町における宅地分譲は平成3年の川東第1分譲を皮切りに、矢継ぎ早にその矢は打ち継がれて今日に至っております。町長、現段階では特定の構想はなく、広く視野をというようにお話がありました。当時世紀東急工業が分譲、販売を試みた青葉台団地、つまり現在のてまり団地であります。この販売が大変不振で、やむなく諸般の事由から町がその分譲を受け継ぐという話になったとき、たしか川東には八手方面に伸びていく第3分譲構想なるものが存在をしていたかと思われまます。しかし、この降ってわいたような、てまり団地の販売がある一定のめどが立つまで他の土地の分譲は一時中断をするということにし、そのまま今日に至っているものと思われまます。八手方面に向かう第3分譲構想のあの土地は町が開発計画により農業振興地域の整備に関する法律、つまり農振法や農振と呼ばれる法の網を平成元年に解いたままとなっております。つまりその当時からあの農地はそのまま法の網を外した状態となっているわけでありまして、今期ひまわりハウスにまつわる風雪の流布を聞くに当たり、たしかあの川東にはあの予定地がとふと思い出すきっかけにもなったわけでありまます。

そこで、町長、農家にとり農振法と呼ばれる法の網を外すということは、制度上優位な多くの優遇措置や手当てから外れるということでありまして、あの農地で農業を営む農家にとっては復数年にわたり不条理で不条件の中、今日まで厳しい営農を強いられてきたということになるわけでありまます。そこで、私は打開策の一環として、町長広い視野でというお話をいただきましたが、一挙両得の考え方の中で、当時計画のあったあの予定地をもってしてひまわりハウスの入居者の方々の定住促進選択肢とすべきとの考えを持ってありますが、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 次なる仮に団地造成をするという段階は、宮下議員さんの議員さんなりのご発言なり、あるいはまたご意見をいただきました。これはまたしっかりと受けとめてまいりたいと思っております。申し上げておりますように、先ほども申し上げたわけでございますが、町といたしましても住宅団地造成事業等の推進計画というものを直ちに策定に入るわけでございます。

ので、今、宮下議員のご意見も一つのご意見としては承りながら、先ほど申し上げているようにあらゆる角度から検討しながら、本当に団地造成をして分譲したときに、直ちに買っていただけるのかどうかというような、かくあってかくあるべきだという、もうそういうことはないんです。今の時代、先ほどもお話にあったように、いわゆる住む人たちもいろいろ選択するにも物すごい時代変遷とともにいわゆる一つのスタイルが変わってきていますから、そういうものも視野に入れながら、今までこうしてきたんだから、次なるものをその一つの延長線にあるという考え方はないです。私は、やっぱり更地の中で新しい時代感覚、新しい若い人たち、あるいはそういう人たちが住んでいただけるような条件はもっともどういう条件が具備しているかということをも十分考慮しながら、かくあってかくあるべきだという一つの定見の中でやるべきではないと私は思っています。そういう意味で計画を策定いたしますので、一つのご意見としては承りますが、これをどうするということは私は今ここでは申し上げられない。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 特定をしないというお話だと思いますが、だとすると仮に今川東の第3構想があった農振法外された土地というものは、今現在農家の方々が営農されているわけでありましたが、であればともすると他に求めてということになっていく。町長の考え方は恐らくそれに近い。今までのそういったものにはこだわらず、新たないろんなものを思案して決定をしていくんだという方向を今お示しになられたんだと思います。とすると、あの農地をもしかして農振法をもう一回かけ直して、農家にとってある程度有利な形で農業をやっていただくような形に戻すというようなお考えはないんでしょうか。てまり団地も既に片づきました。新たな構想と町長も今打ち出された。そんな一つの考え方を持っているわけでありましたが、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今担当に確認いたしましたところ、宮下議員さんが今ご発言されている農地につきましては農振法の適用を受けていないということでございますので、場合によっては直ちにその土地をいかなる方法においても適用できるということでございますし、また農振法から外れている中におけるこれからの農業改革、農政改革、いろいろございますから、その農地を持っている方々が改めてその農地に対する農地として活用したいということになれば、それなりの対応をいたしてまいる。それはあくまでも地権者がどういう考え方であるか、その辺をしっかりと受けとめてやっていきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 町長、ご確認をさせていただきたいと思っております。農振法今かかっておりませんが、これは当時の開発計画によって農振法を一旦外したということですよ。

○議長（山崎信義） 町長。どうぞ。

○町長（小林則幸） ちょっと待ってください。

○議長（山崎信義） しばらくお待ちください。いいですか。

町長。

○町長（小林則幸） 確かに農振法に見直しの段階で地権者の意向としてやっぱり更地にしたいと、青地にしたいと、いわゆる農振法から外したいという意向があったので外したということです、これ町が計画持ってどうするということではないんです。地権者の要望もあったので外したということです、ご理解いただいております。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今地権者の要望というお話をいただきました。地権者の要望が出されるに当たって、何か経緯があったんでしょうか。私が勘違いしているのかもしれませんが、川東が第3で伸びていくがゆえにあこに農振がかかっていたと、それを一旦解いて、構想が進むに当たって土地として利用したいからということ、その農振法の網を解いたというふうに私勘違いしているのかもしれませんが、それ間違っていますか。

○議長（山崎信義） しばらくお待ちください。

町長。

○町長（小林則幸） 一般質問、通告にそういうことがないわけですから、もしそういうものがあたらそういうものを通告してもらわないと、全て答えるたって、私わかりませんから、これは担当に、課長に答えさせます。

○議長（山崎信義） しばらくお待ちください。

1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今町長のほうで通告にないというお話ありますが、私あくまでもこの土地を活用したいということをお話をしているんです。そういう事態で、今あの土地があるのであれば、ぜひこういう土地を活用してはいかがかということ、土地活用についてというふうなお話をしていると思うんです。それはどういう経緯があったかよくわかりませんが、今課長間で話し合いをされているようでもあります。私のほうが間違っている情報なのかもしれません。これについて、いずれまたそれも含めて検討されるのか、全く別物として検討されるのかわかりませんが、もし私の思う形で農振法外れて、ずっと農家の方々今まで農業を営んでこられたのであれば、農地に戻してあげる、希望があれば戻してあげたほうがいいのではないかなと。あるいはまた町長のほうで、もともと川東を伸ばそうという構想があったのであれば、その土地を活用してひまわりハウスの定住につなげていってはどうかなというふうなお話をしているわけでありませう。

そこで、あくまでも私の申し上げたいことというのは、何としてもやっぱりひまわりハウスの入居者に定住をしていただきたいわけです。成功させなければならぬんです。そのためにいろんな情報を取り、知恵を絞って、活用できるものも探し、定住促進策の一環としておのおのが思案をし

ていくと、そういうことでお話を申し上げているのであって、ひまわりハウスがいけないとか、そんなことを申し上げているのではありませんし、農地の取得関係については私が勘違いしていたら、それは訂正をさせていただかなければならないと思いますが、私はそのように農家の方々から伺ったものですから、その旨の質問で、農地活用といえますか、土地活用の関係でお話をしているということでもあります。第3分譲について、農地として利用価値のあるような形で戻していくのか、今後定住のために使っていくのか、それはまた今後の検討になると思いますが、町長と私の間でいろんな私のほうの情報不足もあったかもしれませんし、おのおの相違の違いもあったのかもしれません。思惑や感覚の違いなどあるようでもありますけれども、一通り私の用意いたしました質問に対してご答弁もいただいたようであります。

しかし、重ねて申し上げますが、最後に1点だけ、このことだけは絶対に間違いがないということ、それはもう間違いなく建設をされたひまわりハウスをもってして当町の若者定住促進につなげていかなければならないという強い思いは私も町長も同じであるというふうに確認をさせていただきながら、以上1番からの質問を終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今この問題について、いろいろ見解、いろいろお話を承ったわけでございますが、これはしっかりとまた検証しながら、宮下さんのご意見はご意見として承りながら、そのものを総合的に判断をしながら、次にどうするかということで進めてまいります。

ただし、私はここで皆さんに申し上げておきたいことは、仮にこのひまわりハウスに対する今のところ町外が多いです。大分多いわけですから。これが私たちの期待どおりに町外からどうしてもこういう我が町に移り住みたいという方がおいでになったときに、抽せんで外れた場合どうするかと、これは大きな問題ですよ。今の入居された方々が5年、10年後にどうするかと、これは十分ご意見も聞きます。対応もします。しかし、私は差し迫った問題として、応募をされて抽せんで外れた場合に、ああ、残念でした。またひとつお願いしますじゃなくて、次の私はその方々に挑戦をしながら、ぜひ町に住んでもらいたい希望を受けとめて、これは議会の皆さんと相諮りながら直ちに行動したいと思うんですよ、あんた方とよく諮って。今入った方が5年、10年後じゃないんです。仮に我々がこれ本当にうれしい悲鳴なんです、期待以上に申し込みがあつて、外れた場合の方々に対してどう対応するか。私は、これは施政方針で述べておりますが、もう直ちに対応をしながら、ご意見を聞きながら、ぜひ町に住みたいということになったら、その人たちの意見を十分受けとめて、私は即行動したいと思っています。これは、はっきりとまた皆さんに申し上げておきながら、また皆さんのご協力をいただきたい。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 最後、町長のほうから決意に当たるような答弁いただきました。

以上、1番からの質問を終わります。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（山崎信義） 次に、9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） では、質問させていただきます。健康マイポイント制度の実施ということでございます。

健康で長寿な人生を過ごすにはということが今非常に大事なことになっております。出雲崎町にとりましても、今人口問題が一番の課題かと思えますが、そのためにもただ人口が維持できればいいというもんじゃなくて、やっぱり皆さん健康で長生きできるということで、初めて人口の意味も出てくるんじゃないかなと思います。この健康増進につきましては、平成23年の3月議会でも一般質問をさせていただきまして、そのときはそのもとになるのは健康診断をまず年1回は必ず受けるように、ぜひそれを促進していただきたいという質問でございました。それで、その後、今出雲崎町の医療の現況といいますと、非常に残念ながら医療費は年々上がってきております。平成21年のときは1人当たり年に31万円と、これが平成24年には38万円というふうになっております。これは当然高齢の方が増えたりとか、生活習慣病が増えたりとかいろいろ原因があるわけでございますけれども、同じような町村、津南町、あそこも非常に高齢者の方が多い地区でございますが、あそこでは大体どのくらい医療費がかかっているかという、平成24年で1人当たり27万円でございます。出雲崎町より10万以上少ないというふうなことでございます。それと、今町の財政につきましては町当局のほうで努力におかれまして健全財政を誇っておりますけれども、例えば介護保険ですとか国民健康保険です。特別会計でございますが、そちらへの繰出金ですが、一般会計からかなり多額な金額が約1億9,000万くらい特会でお出ているわけでございますが、そういう面で健康を維持できれば、そちらの繰出金も減ることになるし、町民の方も健康で楽しい生活が送れるというふうなことなんで、ぜひこれを進めていかんきゃだめかなと思っておるわけでございます。

そんなことで、あと健康寿命につきましては、今非常に日本は世界でもトップの長寿国でございますが、女性の方が86歳ですが、実際に健康の寿命が73歳と、その差額の13年は寝たきりとか、または非常に施設に入っているとか、介護を受けるということで、男性につきましては80歳が実際ですが、健康の寿命としては71歳だと、その9年間は皆さんいろいろ医療行為を受けながらの寿命だということなんで、少しでも延ばすということが大事かなと思います。それにつきまして町もいろいろこういうふうな健康を保持、また財政的な面でも考えて、いろいろ手を打っているかと思いますが、その辺の具体的にどんなふうにご指導されているのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 医療費抑制の指導についてということでお答え申し上げてまいりたいと思うわけでございますが、平成27年度の施政方針でも述べておりますように、健康寿命アップ大作戦を展

開するというのを、今、三輪議員さんがおっしゃるとおり進めてまいりたいということでございますので、特に町民各位の予防あるいは健康づくりの促進には特に力を入れてまいりたいということで、また議会の皆さん、町民の皆さんからもまたご理解をいただきたいというふうに思っているわけですが、医療費抑制の指導についてのご質問でございますが、初めに先ほど三輪議員さんからもご指摘がありましたが、町の医療費についてちょっと説明いたしますが、平成25年度におきましては国民健康保険では医療費総額は約4億4,700万円、1人当たりの医療費は35万6,000円、これは県内でも高いほうから6番目というところでございますし、また後期高齢者医療保険でも同じく7億580万円、1人当たり72万3,000円、これは県内で12番目となっております。医療費に占める割合は、脳卒中あるいは心臓病あるいはがん等の生活習慣病が多くなっておるということでございますが、生活習慣病対策といたしましては健康診査等による疾病の早期発見、早期治療の2次予防や、疾病が発生した後必要な治療を受けて機能の維持、回復を図り、3次予防といたしても重要だというふうに考えています。特に生活習慣を改善して健康を増進し発病を予防する第1次予防、これを中心に位置づけながら行ってまいっております。また、レセプトや検診データを活用しました地域の特性に応じたきめ細かい保健指導も重点を置いてやっていきたいと思っております。また、CKD対策事業も当町の地域特性と思ひまして、重症化を防止するものでありますので、平成23年度から重点事業として実施をしております。さらに、医療費の通知やジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知によるジェネリック医薬品の促進も図ってまいるといことも行っておりますし、加えまして医療機関への重複多受診を避けるための個別指導等々も行ってまいります。いつも健康で受診する機会がないことが望ましいわけですが、やはり病気になったら町民の皆さんから我慢をしないで速やかに医療機関で受診をしていただいて、重篤にならないうちに早期に治療をしていただくということが最も重要なことではないかと思ひますので、適正なる受診等もお願いしておるところでございます。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 今現況につきまして答弁いただきました。それで、平成23年のときも特に健康維持の一番大事なものは年1回の健康診断だろうというふうなことで、その辺の受診率がどの程度になっているかと。というのは、昨年も私がよく知っている非常にふだんは健康な方だったんですが、残念ながら亡くなったと、大黒柱の方が60代で亡くなっているわけですが、そういった方も果たしてなかなか多分健康診断余り受けていられなかったんじゃないかなと、そういうのをやっていたら多分、もともとが丈夫な方だから防げたんじゃないかなと思うんで、そういった方が意外と、えっと思う方が結構、具合悪くなったとか亡くなったとかいう方があって、そういったのを防ぐにはやっぱり早期発見、早期治療ということが第一歩かと思うんですが、その辺のなかなか以前聞きましたら健康診断も呼びかけてもなかなか忙しいんだとか、俺は丈夫なんだからとか、俺は嫌なんだとかいうふうなことなんです、その辺も何か実際どんななのか、その辺の現況をちょっとお

聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 重ねてのご質問でございますが、自らの体験から申しますと、私もお承知のように平成15年、2回にわたりまして大きな手術を行ったわけでございますが、それまでは本当に病気も、余り大きな病気をしたこともない、入院したこともない、何もない、私は頑健そのものだったんですわ。しかし、思わぬところからその病が発見をされまして、相当大きなあれだったんですが、2回にわたって手術をした。これは、私はもう大変私にとっての貴重な体験といいましょうか、一病息災という言葉がありますが、やっぱり俺は健康なんだと、俺はもう何があっても大丈夫なんだという今三輪議員さんがおっしゃるとおり、やはり健康であっても定期的に健診を受けるということが最も私は大事なことだと思うんですよ。これから今議員さんがおっしゃるように、もう町民の皆さんにしっかりと呼びかけて、やっぱり俺は健康なんだと、もうそういうものを過信しないで、必ず1年に1回や2回はやっぱり健康診断なりいろいろな面の検査をするということが最も私は大事だと思うんです。そういう意味で三輪議員さんおっしゃるように、できるだけ町民の皆さんにもそういう理由を、今申し上げましたようなことをアピールしながら、ひとつできるだけ病気にかからないように、事前に予防するということが一番大事じゃないかと思っておりますので、そういうことについても改めてまたひとつ町なりきに、先ほど申し上げました健康寿命アップという中にも十分織り込んで対処してまいりたいと思っておりますので、またご協力、またご理解をいただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） それで、今大体现況ですとか町長の考えをお聞きしたんですけれども、とにかくやはりいかに健康を意識して実行するかということでございます。

それで、2番目のほうの質問ですが、健康マイポイント制度の実施をということですが、これ呼び方はマイポイントですとかいろいろ呼び方はございますけれども、要するに健康診断を受けたら例えば何かポイントになりますよとか、例えばスポーツをしたらこうですよとか、足腰達者クラブに参加したらこうですよとか、そういったふうな動機づけ、そういったことについて、当然費用は若干かかるかと思うんですが、それ以上の費用対効果は出るかと思っておりますので、例えば車の免許でも今ゴールド免許というのがありまして、昔は事故を起こした方も起こさない方も免許の更新のときは同じ扱いだったんですが、最近は事故を起こさないゴールド免許になりますと更新手続も非常にスムーズにいくとか、場合によっては車の保険、何かそういったのにも多少何かがあるんじゃないとか、そういうようなことでやっぱり努力した方についてはこうだというふうなのがあるんで、何もかも一律で経費かかったらこうやりますよというんじゃないなくて、やはり努力した方については何かやっぱり特典があるというか、励みになるというものをやはり考えるべきじゃないかなと思うんです。というのは、これは全国的にも、また県内でもこういった取り上げているのはたくさ

んございます。ただ、内容につきましてはさまざまでございます。特定健診というか、メタボのものだけについて何か特典を与えますと。例えば南魚沼市あたりですと、塩沢信用組合さんで、あそこは信用組合の総会か何かで何か健康を考えるべきじゃないかとかいうことで、それで地域貢献の一環として、そういったものを受けた場合は預金された方は利息をプラスつけるとかいうふうなことをやって実施されていると。また、燕ですとか三条ですとか、また柏崎等ですが、柏崎は一部ですけれども、例えばいろいろなものについて参加した場合はポイントをつけて、そのポイントにつきましては例えば商品券もらって地元の商店なりで買い物ができるとか、そういったことで地域の活性化と健康というか、そういったものも結びつけていくと。全国的に見ればまだ非常にたくさん、中には現金を支給しているところもあるし、ポイントのある程度になったら抽せんでいろいろなものがもらえるとか動機づけはたくさんございますけれども、要するにやっぱりそういうふうな健康なりに努力しているというか、やっている方については多少何か得もありますよというふうな、得があるからやるのかというのは違いますが、一つのあくまでもこれ動機づけになろうかと思うんで、やっぱり呼びかけるにしても、例えば健康診断受けてください言っても、忙しい、さっき言いましたよね。忙しいとか、俺は健康なんだから大丈夫だとかいうことでなかなか大変だと。何か一つこういったことがあるからどうですかとか、一つの何かきっかけになればと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。導入の考えは。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪議員さんのご質問のお答えをすることで、ちょっと担当のほうから新聞の記事もつけておられますが、健診を受けたら現金や商品、各地今おっしゃるようないろいろな試みをしておられるという事実が報道されております。これも大事なことで、やっぱりおっしゃるような動機づけとしては必要なものだと思っておりますし、今後対応もしていかなきゃならんと思っておりますが、うちの町も25年度にちょっと皆さんご記憶にあるかどうか、出雲崎健康マイレージとして、毎日の運動や健康診査や受診等の健康目標を達成した人に対しましては記念品を贈呈するというような健康づくり事業を推進してまいりましたが、残念ながらもう非常に参加者が少なくて廃止をしたという経緯もございますが、このたび国でも疾病予防や健康増進に努力した個人へのヘルスケアポイントの付与や現金給付の取り組みが保健事業の中で実施できるように明確に位置づけられてまいりましたので、町といたしましても25年度は残念ながら参加者が少なかったわけでございますが、より効果の上がる実施方法等々も十分検討しながら、町民の皆さんの自主的な健康増進及び疾病予防ができるように対応すべく進めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 9番、三輪正議員。

○9番（三輪 正） 以前あったけど、なかなかちょっと効果がなかったということでございます。それで、町は他の市町村から比較しますと海岸にはすばらしいウォーキングロードができております。また、町の体育館にはいろいろ健康のトレーニング室もございます。そして、屋内のゲートボ

ール場も2面ございます。そういう面では非常に他よりすぐれておりますので、そういったものを大いにまた使うと、せっかくいい施設があるわけですから大いに使うと。特に私は屋内のゲートボール場を見ますと、常に車がとまって、あれがなければ冬なんかほとんど大体の方がこたつに入ってテレビ見ているのが大体じゃないかと思うんです。でも、毎日あこに行って練習に励んでいるということは非常に私は健康というか、体のためじゃなくて、精神的にもかなりやっぱりいろいろな方に話もできるし、また少しでも上手になろうとか、そういう意識はあるので、非常にそういう面では健康にプラスになっているんじゃないかなと思いますので、そういったものも大いに使うべきじゃないかなと思っております。

それで、先ほどもまた言いましたけども、今人口問題ということですが、やっぱり出雲崎は非常に健康で長寿の方が多くいんだと、出雲崎町はいいよというふうな形もやっぱり大いに、きのうの日報にも町民の方が投稿されておりましたけども、やっぱり出雲崎はよそとこういふところがいいんだと、こういうところに力入れているんだというのをもう少し明確にわかりやすくやるということが町の一つの大きな宣伝になるんじゃないかと思うんで、今子育てを非常に力もこれから、今も入っていますが、これからも入りますけども、ある程度、それ以上になっても、これだけ町は力を入れているいろいろな方法をとっているんだというようなことが必要かと思うんで、ぜひ私はこういったものも、やり方はいろいろあると思いますし、皆さん全国の市町村やっていますけど、やっぱりいい面、悪い面もあると思うんですが、ぜひ先進地等、成功事例、失敗事例等もいろいろ検証されまして、ぜひ取り上げていただきたいと思います。

ちょっと参考ですけども、出雲崎町と姉妹町村を結んでおります福島県の柳津町でございますけども、特定健診の受診率が平成24年で68.26%ということで、福島県では上位5位に入っているということで、その後の特定健診の指導の終了率につきましても柳津町は74.6%で、これも福島県内上位4位だということで、こういったのも非常にまた情報交換、姉妹町村ですので、お互いに情報交換されまして、いいところはやっぱり取り入れてやっていただきたいなと思うわけでございます。そんなことで、ぜひいろいろ形は研究されまして、とにかく出雲崎方式をぜひ取り入れてやっていただきたいと思いますが、これをもって質問を終わりますけど、その辺は今後進めていただきたいということでございます。

以上であります。済みません、もしあれば。

○議長（山崎信義） 町長、まとめてください。

○町長（小林則幸） 先般、新大の若杉先生をお迎えして、すばらしい人生のこれからというご講演をいただきました。非常にわかりやすく、もう大変大勢の皆さんからお集まりいただいて、好評さくさくたるものがあつたわけでございますが、控室で若杉先生から、あの先生はもう……課長は言いますが、車でなくて列車で来て、迎えに行きますと、いや、いいですよと、私は歩きますと。そうして、私にこうおっしゃった。町長さん、海岸通り散策しましたら、ウォーキングロードすばら

しいですねと、ああいうものがやっぱり大事なんですということをおっしゃっていましたが、今三輪議員さんがおっしゃるように、これからも、先ほどから申し上げていますように、町としても、もう私も施政方針で述べておりますように、健康寿命アップということについて徹底的にやっていきたいと思うんですよ。私は、挨拶で申し上げているんですが、第2の患者という言葉。第2の患者というのは、ご本人も大変なんです。でも、家族、肉親、周囲の皆さんがそのことによって相当の精神的なダメージを受けられる。そういう方々を巻き込まないように、やっぱりお互いにまず自ら健康を守らなきゃ。これは、やっぱり基本的には私は町民の皆さんに強く訴えたい。自らの命は、健康は自分でどう守るのか。これは、徹底的に自分なりに対応していかなきゃならん。私は控室で、佐藤先生もおられました。先生、私本当に日赤に定期的に行っている。産業医の佐伯さんとこ行く。それから、佐藤先生のとこも行く。町の健診も受ける。いろいろやっているんです。そういうデータなり、あるいは毎日自分の体重をはかり、そうしながら、どうも私は運動もするし何も徹底しているんだども、腹がなかなか出てまいりまして困りましたと言ったら、先生即、「町長さん、おめさん、酒の飲み過ぎですよ」とおっしゃった。まさにそうです。だから、私はやっぱりもう町としても徹底的にやりたいんです。お金かかってもいいんです。やりたいんです。でも、町民の皆さんがやっぱり自ら、人のためじゃないんだと、俺は本当に終生健康で、もう自分の人生を全うしたいという気持ちをまず持ってもらわなきゃだめですわね。どんなに今我々やっても、皆さんからそれを理解してもらわなきゃだめですわね。だから、私はやっぱり基本的にはいろいろな施策もやりますが、まず自らが自らの健康を守るという基本に立ち返らなきゃだめです。私も言われて、それからお酒なりちょっと控えました。1.5キロ痩せました、3日間で。そうなんですよ。こういうこと言ったら失礼。これ議事録に載るんですか。そんなことで、やっぱり自らの健康は自ら守る、これが基本です。三輪さんのおっしゃることも十分あれをしまして、町民の皆さんにご理解いただくようにひとつまた頑張ってもらいたいと思いますので、皆さんからもひとつまたご協力もいただきたいと思っています。

○議長（山崎信義） この際しばらく休憩します。

(午前10時30分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◇ 諸 橋 和 史 議 員

○議長（山崎信義） 日程第1、一般質問を続けます。

8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 一般質問、農業関係、出雲崎町1次産業、農業、林業、漁業について質問いた

します。よろしく願いいたします。

政府は、規模拡大、コスト削減、農政改革、また農協改革など農業問題に対しては非常に多岐にわたり改革をしようとされており。そんな中で、新潟県の米の生産額、これ2013年度ですけれども、1,500億円という数値があります。当町においては、昨年の仮渡金の引き下げなどに鑑みますと、現実にはもう少し、もっと下がっているものと、これは13年度ですから、14年度の算出はまだ出ていないんですけども、前年対比で国では8兆5,000億弱、それで最高のときで11兆6,000億の数値があったと言われております。その中で、米の減少率が非常に大きいもんですから、いろいろ農業問題については問題は多岐にわたってあるんですけども、米価の下落等にわたりまして当町においてもなかなか農業生産性の向上といいましても進んでいないところです。生産現場では、今年度米価下落と生産コスト上昇に加え、米政策の見直し、またTPPをめぐる状況など、来年度以降の生産をどう考えていいのか、本当に困惑している次第です。そんな中で、当町の前に町長から少しお伺いしたことはあるんですけども、現実には集落営農の発展、そのほか規模拡大という状況の中で、今10ヘクタール以上を持っていらっしゃる大規模農家もあるわけなんですけども、当町の例えば八手地域でも基盤整備進められております。そんな中で、一農家として当町が町長のお考えになる適正規模なるものをある程度ちょっとお聞かせ願いたいと思います。ひとつお願いいたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今、諸橋議員さんのご質問、我が町における農業規模はどのような規模が適正なのかというご質問ですが、これは一概に言えない非常に難しい問題だと思うんですが、生産者の販売能力とか戦略によってかなり違いが生じてくると思いますが、10ヘクタールの耕作面積を持っていても、今おっしゃるように低迷した価格では全量販売してはもう利益は上がらないというのが現実でございますし、ただ生産者独自の販売網等によりまして価格を決定し販売しておれば、仮に耕作面積が少なくとも利益が上がるということも考えられます。そういう中で、政府は食と農林漁業の再生実現会議でまとめた基本方針を見ますと、これはあくまでも一つの政府の方針ですが、合意形成による規模拡大を図ると。その中で、平地では大体20ヘクタールから30ヘクタール、中山間地域では10ヘクタールから20ヘクタール、この経営体が大体大勢を占める構造を目指すということにあるんですが、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想におきましては、農業所得は1人当たり350万という目標とした場合、10ヘクタールと20ヘクタールの2つの営農モデルを示しておりますが、なかなか厳しい状況もあろうかなというように考えておるわけでございますので、私は常に申し上げておるんですが、今、諸橋議員さんおっしゃったように昨年農業の4つの大改革が示されたわけでございます。農地の中間管理機構の創設とか、米直接支払制度の見直しだとか、あるいはまた水田フル活用あるいはまた日本型直接支払いという、この4つの非常に大きな項目が出されながら、2018年には減反を廃止するというような、その中における主食米と非主食米の飼料作物をどうひとつ調整してやるかと、それによって確実に所得が上がるということを申し上げておるんです

が、私は常に皆さんに申し上げたことは、そういう机上の計算で納得させようたって、これはだめだと。一つの実際に試験的に、あるいはまた試験圃場を一つ設定をしながら、本当に出雲崎は出雲崎のこの中山間地の厳しい状況の中でいかにペイするかということを実際にやってみなければ、机上の計算なんかできるわけないんだということを私は常に申し上げた。最近、つい最近になって農林水産もやはりこれはただ机上の計算なり、そういう言い方ではだめだと、具体的なモデル地を大体20カ所ぐらいつくって、もう徹底的にやってみたいということがやるような方向が示されておりますが、私もこれは言い方によってはいろいろなことが言えるわけです。率直に申し上げまして、これを全量を農協に販売した場合には、これはいろいろ問題があるかということですが、実際に報道によりますと750万トンの米のうち、全農が集荷して売っているのは4割とされているんですね。あとの6割は、やはり耕作者が自分のいろいろな意味で米を売っているということに、縁故米もあるし、あるいはまた自家用の米もあると思いますが、大層はやはり全農が集荷するよりも農家自身が売っているという実態があるわけです。そういう面からいたしまして、私は今ここで経営規模として、1町歩でも……仮にですよ。1町歩でも自ら、本当規模は少ないですよ。つくっても、これをうまい米をつくって、どこにも負けない、この米こそ消費者に好まれる、ぜひどうですかとなれば60キロ2万二、三千円でも売れると思うんですよ。そうすれば確実にペイするわけですよ。確実にペイするわけです。

だから、私が申し上げたいことは、今経営規模として国は中山間地は10ヘクタールから20ヘクタールと言っているんですが、なかなか限られた面積、これを営農集団がやるにしてもなかなか厳しい面があると思うんです。しかし、そういう方向は求めていかなきゃだめだと思うんですよ。私は、やっぱりこの中山間地として生き残るためには、この出雲崎町本当においしい米ですから、これをいかにして出雲崎のブランド米として他に売り込んで価格をある程度維持をするかということは、私はやっぱりこれからの大きな、私は出雲崎に課せられた至上使命だと私は思っています。単に規模を大きくして、飼料米つくっても、果たしてそれがペイするのかなど。しかし、現に町も新年度において飼料米等についての助成をしながらつくってもらおうということを考えているんですが、なかなか難しい面があるかと思っておりますので、この辺は一概にそれじゃ適正規模はどうかということは言い切れないところがございますので、ひとつしっかりと、机上の計算で、こうすればこうなるということは簡単なんです。例えば今ちょっとつけ足した言い方になるんですが、今回の地方創生においても先行型の地方創生に対する私たちはいわゆる課題を町がやるということは大体通りでした。そうすると、即それをするによって目標値はどうかと、出しなさいと、こうおっしゃるらしいんです。例えばこの前新聞に出ていました。この地方創生にかかわって合計特殊出生率を何人に持っていくのかと。冗談じゃないと私、これもう言いたいと思うんです。冗談じゃない。合計特殊出生率を2.1に持っていきます、やりますと、そんな数字なんか出すのは簡単です。とんでもない話です。私は、やっぱり本当に汗をかき、知恵を出し、お互いに力を合わせて、

全力を挙げてもう出生率を高める、もうそういうことに終始一貫してやるんだという方向しかないです。米だってそうです。やっぱり私は本当にお互いに真剣勝負かけて、今申し上げるようなうちの町もやってみたいと思うんですわね、そういうことを。モデル事業としてモデルを1つつくりたいと、これは私かねがね申し上げているんですが、必ずひとつやってみたいと思うんです。そういう中に実験的にしっかりと検証して、これならば小規模でも我が町の農業は町はやっていけるんだというようなことも確立すべく、これからまた皆さんと協議しながらやっていきたいと思っておりますので、今ここで規模がどうだ……国はそうです。こういう指示を一応の計算上のことは出しておりますが、だからそうしますということは私は今町においては言えない、言い切れない現実がありますので、諸橋議員さんも本当に真剣勝負かけておられますので、またいろいろ意見交換しながら、具体的に行動していかなきゃならんと思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今までの中で町長、なかなか難しいという規模ということで、次に掲げる問題にも含まれてくるんです。集落営農の推進、加工用米、飼料用米、発酵粗飼料というような段階で、やっぱり集落営農の推進は確実に進めていかなければ、正直三百八十何ヘクタールですか、出雲崎の米を作る面積が。その中で、ここを維持するという一つの方向を鑑みると、やはり個人経営だけだと今の現状では離農者が多く発生しております。我々の集落でも22戸あった農業者が今11に半減しているところが現実です。そういうのを鑑みますと、やはり集落営農でこの農地を守るという方向をひとつ推進してもらいたいと思っております。それに含めまして、集落営農にどういうふうに対応するのかというので、加工用米、飼料用米、発酵粗飼料などを提案させてもらっております。加工用米には、新潟県は本当に大々的に宣伝していながら、現実の問題としては加工用米の余りというような形で、私酪農やっているんですけども、本当にキロ2円だか5円だとかという価格でどうだというような話も出ております。そんな中で、これから加工用米を生産現場でつくりなさいというような形もなかなか難しい。それで、非主食用米の飼料用米というものが出てきております。そんな中で、15年度は飼料用米14年実績の3倍にするというようなことで、全国で約60万トンの収量を見込んで国は農林省はやっております。そんな中で、また出雲崎のJAとしては、先般県の経済連が大会を開きまして、新潟県の飼料用米を15年産で3万トンという数値に持ってきております。それを鑑みますと、現実には出雲崎1点を見ますと、豚を飼っている農家、酪農をやっている農家、鶏は結構います。それにしても現実に配分するものの勘案からしますと、飼料用米を配合飼料にどれだけ入れていいかというのは我々が試算した中で20%が限界です。牛に換算しますと10キロで20%いうと2キロです。掛け算すると、頭数掛けるとすぐ出てきます。飼料用米の作付がどこまで進むか。今回飼料用米に新年度予算で二十何万という数値が出ておりましたんで、ありがたいなというふうに考えて、今いるところであります。

それともう一点は、それをどう使うかということが現実です。これには非常に難しい問題があり

まして、農協さんがどういう形で出すというのが数値が今出ていますのが1キロ35円という価格でJAサイドから案内が来ておるわけなんです。1キロ35円、どういうものかなというふうには考えますけども、国際価格米価、約6万、1トンです。6万円から7万円です、1トン。ということは、16俵から17俵がその値段です。我々の勘案するものというのは、仮渡金価格で昨年がコシヒカリで1万2,000円、ほかの品種については9,500円の仮渡しという形で、今現在が推移しています。そういう形の中で、飼料が上がっておりますから、使う価値はあるんですけども、利用の量とすればそんなに大量には使えるのか。また、TPPなりいろいろな方策が出てきておまして、今までの中で米の関税率が778%、乳製品で360%、小麦で252%、牛肉で38.5%というような数値が上げられておるんですけども、現実にはTPPで大幅な関税率も引き下げ、牛肉、豚肉あたりでは9%にするというような形が出てると、また離農者が増えるんじゃないかと私個人は懸念をしております。そういう中で、物事をしっかり考えていかなければならないんで、現実はまだ当初予算に20万という試算盛られておるわけなんですけども、それを有効に動かして、JA越後さんとうとしっかり適して、そこらのところをしっかりとやらせてもらえるように町長もアクションを起こして動いてもらいたいと思います。我々もコスト削減のために一農家としてはやっぱり頑張っていかなければだめだと思ふんです。その辺のところを少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 諸橋議員さんおっしゃるように、つい3月8日ですが、日本経済新聞で米政策補助金依存を深めるということで、米の価格はどんどんと下落するということになってまいりますと、TPP問題もある。必ず国が推奨する非主食米としてのいわゆる飼料米生産を高めるという方向で進めて、宮城県は何と餌の……宮城県も米産地ですが、飼料米の作付を昨年の3倍の5,660ヘクタールに増やすという方針出しているんですよ。新潟県もこの魅力ある農林水産業と農産業について非主食米の流通支援事業というのを約5,200万予算持っているんですよ。私は、だからそういう中において、確かに今諸橋議員さんおっしゃる販売価格はいろいろおっしゃっているんですが、国の施策として飼料作物のいわゆる収量のいかにによって8万から10万5,000円の補助金を出すんですよ。これが本当に確保できるのどうか。8万から10万5,000円、幅があるわけですよ。最高の収量を上げれば10万5,000円の反当たりの補助金を出すということですから、これは飛びつきたくなるわけですよ。果たしてだから我が町においてそういうものがどれだけの収量を確保できるのかという全く未確定要素なんですよ。ただ、やります、やりましょうたって、採算のとれないことやってもだめなんです。だから、今年、本当に町はわずかですが、飼料米作物に対する私はもうそれは早くやりたかったんです。徹底的にやってみたかったんです。1町歩でも2町歩をもう飼料米と品質米を分けて、もうひとつ徹底的にやって、生産をどうペイするのかわかるのかやってみたかったんですが、ことし、新年度はささやかですが、いよいよ手を染めますが、だからこの辺が私は一番ポイントだと思ふんですよ。本当に飼料作物最高収量を得て10万5,000円の補助金もらったら、これ

はもう飛びつきます。やらんきゃだめですわね。果たしてこれが確保できるのかどうか。私は、ただ机上の計算じゃだめだというんですよ。実際にやってみなきゃならん。私は、そういう主義なんですよね。皆さんにもうしょっちゅう申し上げた。どこ行っても言うんですよ。机上の計算はだめ。もう徹底的にやってみて、果たしてこれがペイするのか。本当に10万5,000円もらったら、これは確実に米つくるよりはいいと思います。だから、本当に中山間地できるのかできないのか、諸橋さん、これからひとつ徹底的にやってみようじゃないですか。そうして、その後のいわゆる流通機構なり、そういうものについては、確かに畜産農家でおられる諸橋さんはよく知っておられるんですが、どういような形の中で流通させるのか。今度これはJAもそうです。国が責任持ってやらんきゃだめだと思うんですが。そういう面でなかなか試行錯誤ですが、前向きにひとつしっかりとやっぴいかなきゃだめだと思ひますので、どんどんとひとつ現実の厳しさをアピールしていただきたい。また、私もそれを受けていきたいと思ひていますので、よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今の町長のお話の中でもあるんですけども、平成26年度補正及び27年度飼料関係の主な予算ということで、国はいろいろな事業に対応しております。飼料増産総合対策事業、これが当初11億、補正で20億で、31億という数値が出ておりますし、飼料用米の利用拡大に向けた畜産機械リース事業というのが59億盛られておりますし、飼料生産型酪農経営支援事業に66億円盛られています。それと、配合飼料供給整備促進事業に4億、装置関連基盤整備事業、農業農村整備事業実施で72億、自給飼料の生産拡大を支える研究開発に4億というようない数値が新聞紙上では出ております。そんな中で、畜産農家と耕種農家が一体となって物事を進めて最大限の国の補助率のものが確保できるように我々も努力しますし、また耕種農家ともしっかりと協議してやっぴいきたいと思ひます。

そんな中で、今補助金が出ているという話の中で、1つこれは自分はまだ経営からちょっと一歩引いて物を考えてはいるんで、発酵粗飼料という形がございます。ホールクロップです。これは、稲わらをそのままラッピングしてサイロにするというようない形なんですけども、現実の問題として出雲崎の休耕地は非常に多くあります。遊休農地と言われるものが、畑作にも向いていない、水が出てどうしようもないというようない遊休農地がございます。そんな中で、水田なら水平にしなきゃだめなんですけども、例えば麦をつくる、大豆をつくるんなら斜めでもいいんですよ、農機具を入れるなら。そんな30度、40度にするんじゃないくて、5%勾配なり6%勾配ぐらいただとトラクターも動きます。そうすると、ある程度の大規模な面積が確保できます。そういう中で、今私が地域と進めたいというのが、要するに斜めにならそうねかと、そうすれば何か作物をつくられる。じぶじぶした湿田の水田じゃなくてというようない話を昨年ユンボを滝谷集落で買ひまして、江上げをしてならしたらどうだかというようない話もちょうと進めてはいるんですけども、そんなこんな考えた中で、手当てができたらひとつ行政にもまたお願ひしていこうというようない話で、地域とも今一生

懸命相談はしているところですので、またその旨ありましたらひとつよろしく願いたいと思います。

2番目の話でちょっとお聞きします。林業について、町では大体6割、7割以上が山林で占められております。昨年、高知県の大豊町に研修に行っていました。木材加工で8階建てのビルがつくられるというような説明を受けて、すごいなど。現実には建築基準の法律があるんで3階建ての建物を見学させてもらったのが現実なんですけれども、今まで林業で昭和30年代、40年代に植林された山林が今枝打ちもしていない、間伐もしていない山林がたくさんございます。そんな中で、今回柿木と船橋でしたか、当初予算で間伐の200というここにも数字あらわれて、非常に私個人は喜んでいるところです。ただ、この前の説明の中で5ヘクタール以上ないとなかなか難しいよというような形で、ほかの人にじゃどうして提言すればいいのかなというような問題も1点ありましたんで、個人的な意見なんですけれども、今弥彦が村長かわりまして、バイオ燃料の基地をつくるとかいろいろな話が出ております。また、先般報道ステーションでドイツの……名前が正確に覚えていないでちょっと外しますけれども、1,500人ぐらいの村で、年間17億の発電、よそに材木で発電をするというような報道ステーションでニュースでやっておりましてけれども、現実には私は町長に聞きたいのは、町長が日報に出ていた地方創生の広域連合といたしますか、小千谷、長岡、見附、それと出雲崎ですか、この趣旨の物の考え方をちょっとお聞かせ願って、それでこの林業の話をもう少し進めたいと思いますんで、それだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、長岡市が提案をされまして、先般市長もこれについての施政方針の中で具体的に述べておられるわけでございますが、この内容につきましてはこれから詰めるわけですが、私に対しても市長から何回もいろいろ働きかけがありまして、私は基本的に賛成です。要するにこれから地方創生だって、やっぱり全ての面を総合した官・産・学・金融あらゆるものを総合的に勘合した中におけるやっぱり事業を進めていかないと、これはなかなか私は成功しないと思うんです、地方創生も。要するに例えば出雲崎、我が出雲崎に企業誘致をする、大学誘致する、とても不可能です、今のところ。だから、私はこれから長岡なり、そういう地域と連携をするときには出雲崎における一つの立地条件なりいろいろな環境からしてすみ分けをして、出雲崎は何で生きるのかと、何を町として重点的に皆さんと連携をしているかとなれば、私はそれは市長にも申し上げているんです。それは、私の考え方は、常に皆さんに申し上げているんですが、人間、生活をする、生きるためには、やはり拠点があるわけです。その拠点というのは、東京あたりは要するに確かに人口が寄っている。しかし、その中には狭いアパートに本当に高い家賃を払って、そして生活環境は悪い。だが、しかしそこに住むんですよ。それはやっぱりこれからの今の時代の趨勢からすると満足はできないと思うんです。私は、このひまわりハウスと同じことなんです、出雲崎町は住まいなり、いわゆる生活の、生涯過ごす生活の中の一つ時間を費やす拠点は我が町だと。

我が町はどこにも負けないんだ。だから、そういう意味における住環境なり、そういう一つの住まい、あるいはそういう場所提供は出雲崎町は受け入れましょう。長岡市さんは企業誘致なり、あるいは大学なりいろいろなものと連携をしながらそれなりの都市の機能を発揮してもらおう。出雲崎は、そういう住環境はすばらしくて、30分で長岡行くんですよ。市内住んでいるよりずっといいんです。そういうすみ分けをしながら、これからやっていかないと何もかにもこんな町でやれたって、これはできない。だから、私は単なるそれぞれ自治体が自分の殻に閉じこもってやるというんじゃないくて、お互いにそれはやっぱり一応地域地域の自主性なり、あるいは特色を出して競い合いも大事ですが、それとあわせて総合的に皆さんと連携をしながら、それぞれの持ち味をやっぱり存分に発揮するという場所が欲しいと。だから、私は大賛成ですということを申し上げているんです。これからいよいよ具体的になってくると思いますので、その段階でまた議会の皆さんにお諮りをしなきゃならんと思えますし、どういう形で展開していくのか、趣旨はそうなんです、そんなことで私は賛成だと、ぜひやりましょうということを申し上げております。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） そんな中で、今町長から地方創生の中越地区の説明受けたわけなんですけども、ここで住の環境をつくるという町長の説明なんですけども、私個人的に思ったのが本当に今売れない林業、現実的には森林組合も出雲崎から撤去し、また三島郡からももう和島の端っこに事務所があるような状態で、現実にはなかなか厳しいと。出雲崎で木を切るとき、どうすればいいんだと。今までは誰かがいました。でも、だんだん木を切る人も少なくなって、いろいろな条件の諸条件の中で、今私のお聞きしたかったのは要するに地方創生の中の協定の中で林業関係の一つのポジションが持てたらなんと、先ほど申しましたバイオ燃料なりバイオ発電なりの方向が中越地区でこの7割以上も占める山林を持つ出雲崎が、もう何十年も手入れしていないと。これの間伐を進めていかなければならないというのは、もう現実の世界ですんで、そういう中でコストは多少低くても間伐ができて、一つの形ができると。木を切るという一つの方法になると50年、60年、60ヘクタールで1ヘクタールずつ切ればいいじゃないかという理論もなる。そうすると、CO₂の排出も非常に少ないで済むというような理論にもなりますんで、これを進めて、出雲崎単独ではできないんですけども、そういう協定があるなら、努力願われるかどうか、ひとつお聞きかせ願いたいと思えます。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） これも3月6日の日本経済に出ておったんですが、国産材需要押し上げ、林業活性化に期待高まると、これ大きく出ているんです。これは、今諸橋さんのおっしゃったとおりなんですよね。いわゆる木質バイオマス、これに目が向いているんですわね。だから、今ここに書いてありますが、国産材の需要が減っているんじゃないくて、国産材が立方8,000円です。8,000円ということは、3,000円以上になるんです、石単価にすると。そうすると、非常に大きな価値が出てくるんですわね。だから、今諸橋議員さんおっしゃったように、これからやっぱりそういう方向に向い

ていきます。ただし、弥彦はやりますわね。弥彦は、国定公園にされていますから、木を切り出すというのはなかなか難しいと思うんです。それは現実的にどうなるかわかりませんが。関川村もやるという予定を立てていますわね。そうなればその地域だけじゃだめですわね。だから、私はそういうバイオマス関係はしっかりとやっぱり範疇に入れながら、間伐。間伐しても出した材が売れなければどうにもならんわけです。だから、今言うようにバイオマスで物すごくこれから需要が高まってくると、国産材が物すごく値上がりしているらしいんですよ。だから、そういう面をあわせて、だから町としてもし間伐材を出して、そういうバイオマスのいわゆる弥彦がつくるか、関川、そういう場合には搬出、運んでいくに金もかかりますから、町も助成をしましょうというようなことも考えられると思うんです。うちの町でバイオマスの火力発電所つくるって、これはちょっと私は考えておりません。だから、他でできるところに連携をしながら、必ずその土地だけでは絶対需要は賄い切れないわね。そういう面で連携をしながらやっていかなきゃならん。一方においては、やっぱり新潟県も越後ふるさと木材利用の住宅に対しては相当また今年も予算をつけているんですわね。だから、良質材はそういうところに活用していただいて、間伐材の利用できないものはバイオマスで使うとかいうすみ分けをしながらやっていかなきゃならんというふうに思っています。そして、この出雲崎ももう全体面積の7割は森林で、この前テレビでやっていました。地図によって、もう日本が地域が変わる。今飛行機飛ばして、3DKという地図の策定をしますと、例えば出雲崎のこの相田に、この面積の中に何年生の木が何本あるかというのが全部把握できるんだそうです。それをやっているんですわね。そうなってくれば、もう明らかに出雲崎町の実態なんか、これはもうすみなく相当の大きな変化があるらしいですよ。だから、地域調査なんか3DKのやれば、金かければぱっぱとできるんじゃないかと私は思うんですが、これは全く素人ですから。だから、そういう面の精度も高まっていますから、そういうものをすれば出雲崎全体の全部森林がどんな状況かすぐわかつちゃうんですわね。だから、そういうものに対応するというのも大事だと思うんです。だから、そういうものを対応しながら整備するものは整備し、そして林業としての経営を少しでも高めていくということが大事じゃないかなと思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 地方創生の中越地区のものでもし進められれば、そういう方向もここに1つ案件として町長の頭の隅で、今すぐ答えを聞かせてくれとかという話ではないんですけども、現実には動かすには誰かが声を出さないと物事は動きませんので、町長、ぜひともお力添えを願いたいと思います。

次に、3番目、漁業についてです。先般の広報いずもざきにも漁獲高2億ちょっとというような数値が載っておりましたし、漁獲高の減少、また漁価の低迷、漁業者の減少、油の高どまり、本当に困難に直面しております。また、前議員の田中議員がここに魚の市場元さんを開いたというのは我々にとっては非常に朗報で、地場の魚が西越の人少しは口に入るかなと。今までは本当になか

なか口に入れることも難しかったわけなんですけども、今漁業者に対しては町自体が例えば燃料の補填とか、そういうものはやられているのかどうか。本当に漁業者の立場になると、少し安定はしてきましたけれども、現実の問題として今年の油の高騰には辟易としているような状況なんですけども、そこらのところちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 出雲崎町漁業の現状については、大変私はやっぱり後継者難とか漁価の低迷なり、あるいは地球温暖化によりまして、いわゆる魚のとれる時期とかいろいろなものがもう大きく変化しているということで、相当厳しい状況になられていることは十分理解しておるんですが、しかしそれなりにうちの漁業の今現在47名組合員、もう少なくなったんですが、それなりにしっかりと頑張っていたというふうには思っています。余り、いや困った、いや油が高くなって困ったなんていう余り話を私は直接お聞きしないんですが、それなりに頑張っているというふうには思っています。油の高騰に伴う町としての特別の補助はしておらないわけですが、また漁業者のほうからもその辺については我々も十分ひとつ頑張ってカバーしながらやっていくということで、最も基本なことはやはり出港あるいは寄港するとき条件が非常に砂が堆積して困ると、そういう点については町は全力を挙げなさいということ、そういう基本なことについては町も全力を挙げて県に申し上げて、県もまたそれに応えていただきまして、本当に私は感謝しているんですが、利用者の皆さんもそういう点については本当によかったということで喜んでいただいて、そういう基本なことについてはやっていますし、また大漁さかなまつりなんかもなかなかやっぱり厳しげなんですわね。私は、本当は50万皆さんにお願いしたんですが、私は課長さんに50万ではだめだと、100万やるから、もう徹底して出雲崎の魚のよさを一日かけてもう徹底的にPRして売ってもらいたいと、それだったら100万出すからやってくれと。漁業者のほうが、いや、お金はいただいてもとてもじゃないが、それに対応し切れないということで50万にしてもらったんですが。そんなことで、町としてはもうできるだけ漁業の振興についてはもう前向きに考えているわけですが、今の組合員の数も少なくなって、また若いもんも少ないということで、なかなか対応できない点があるんですよね。しかし、そういう点は町も全力を挙げてまたひとつ取り組んでまいりたいと思いますが、それなりにまたヒラメあるいはアワビ等の稚貝の放流等もやっておりますし、船上の活魚とか、鮮度保持とか、そういうことについても漁業者の皆さんも前向きに取り組んでいきたいということでございますので、そういうものに対しての要請があれば町も全面的に協力していきたいというふうには思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 私もちよこつと行って話をする程度で、現実的にはそう詳しく漁業に関して深い認識を持っているわけではございません。現実にはいろいろな案件が、また漁業者から出てくるように私もお聞きしながらおつなぎいたしますので、そこらのところはもし案件のものがあって、

できるもの、可能なものについてはぜひとも進めてもらいたいと、こう思っております。

最後に、農家民泊について少しお聞きしたいと思います。これ農家民泊、農業者、林業者、漁業者、全てを含めて第1次産業に関するものを考えて私はいるわけです。前に中野議員からグリーンツーリズムの質問がございました。そんな中で、この4月から中野議員が旅館業という名目で農家民泊を始められるというような話もお聞きしておりますので、今の農業者はなかなか6次産業化とはいっても製造と加工と販売も含めた中で、そう物事を人間全部ができるわけではございません。そんな中で、いろいろな施策があると思うんですけども、ここらも物事、農家民泊ひとつ今後町が例えばホームページにアップするとかいろいろな方法があると思います。宣伝なりがその中に組み込まれるものかどうか、1点だけお聞きして、またそれを補填する何かがあるものかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今農家民泊という話が出ましたが、これはやっぱり農家民宿と農家民泊とはおのずと違ってくるわけですよ。農家民宿となりますと、今中野さんがきのういただいたそうですが、消防庁から旅館またはホテルについての消防法令に適合しているという許可証が来たということをお聞きいただきましたが、このいわゆる農家民宿ということになりますと、消防関係の許可も必要ですし、今度は保健所の許可も必要になってくるということで、ある程度状況を整えなきゃならんということにして、民泊ということになりますと、それはいろいろな希望のあった皆さんが、よし、俺はそれじゃやるんだと、どうですかと、おいでいただけますかと。おいでになる。それについての食事とか、そういうものについてはお金をいただくのもいわゆる宿泊料はいただけないというのが立て分けになっているそうです。しかし、立て分けはどうあろうとも、私はやっぱりこのグリーンツーリズム、その中における今中野さんが前向きに取り組んでいただいています。果たしてそういう町としてグリーンツーリズムなり、そういう民泊なりを提供するとなりますと、協力いただかなければならない農家が自主的にやっぱりひとつやってみたい、やろうという方々が出ておいでになれば対応できるんですが、なかなか果たして農家の方でそういう取り組みをされる方があるのかどうか、期待をしています。しかし、そういう皆さんがある程度対外的に出雲崎農家民宿をやります、あるいは民泊をやりますということになれば、またそれなりの対応もしてまいりたいと思うんですが、今のところ中野さんが前向きに取り組んでいただいています。この辺は、先ほど申し上げる本当に具体的にお取り組みいただいて、どういう反応が出るのか、その辺をしっかりと見きわめながら、また町としても対応してまいりたいというふうに思うわけでございますが。これは3月11日、皆さん見ましたか。6時半NHKのニュースでやったんですが、フランスではやっぱりそういう点は徹底的にやっているらしいですね。旅行者にぜひおいでください。そして、うちを全部使いなさいと、その間私はよそへ行ってきます。そういうことで物すごく好評を博しているらしいんですよ。それには9,000円とか1万いただくというようなことになっているんですが、そ

の辺もやっぱりそういう提供する人がインターネットなりいろいろな面でそういうおいでをいただく方々の確認をしっかりとやって、間違えないようにしてやっていると、そのことが今非常に好評であれしているということは11日の朝6時半からのNHKニュースでやっていましたから、そういうこともひとつの考え方です。だから、私はやっぱりそういうものは組織的にある程度大勢の皆さんがおいでになっても受け入れられるという態勢ができてこいば町としても前向きに考えていきたいんですが、町としてやるからひとつ皆さんどうですか、やってくださいという、これはもうだめです。やっぱり中野さんのように自発的に、よし、俺はやってみたい、同志を募ってやってみたいという方々が出てこいば、これはこれらの対応できるんですが、うちの町で民泊をやります、どうします、ひとつどうですかということちょっと私は今の段階では、逆に私は農家民泊は農家民泊として、ある都市との交流の中で拠点をつくって、農家民泊とあわせて、そういうものをひとつやりたいということを考えているんです。だから、そういう交流の中で、いや、農家へ泊まってみようという方々があれば、また提供していただくという方法もあると思うんですが、農家民泊、民宿についても具体的に行動を起こされる農家の方があれば、また十分町としても対応してまいりたいと思っています。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 今中野議員が第1号だそうなので、この後2、3と続くように私も協力していきたいと思っております。また、農家は今本当に1世帯の人口が少なくなりまして、ある程度我々の世代から上の世代が住んで子供がいないというような状況があります。でも、座敷、茶の間があり、奥の寝間があり、いっぺこと部屋あるんだよね、現実の話とすると。本当に我々が今思っていたって遊んでいる部屋ばっからねっかと、そういうような状況が今生まれてきております。漁業者におかれても結局同じような状態が生まれてはいると思います。ましてや海岸地域に行けば妻入りの漁業者の家もあると思いますし、そういうものを含めて我々もまた今後行動していきたいと思っておりますので、今すぐできるかどうかというのは、今町長の答弁のとおりなんですけども、今後発展して10軒寄れば2人ずつ泊まっても20人になります。そういうような発展性を持ったときに町としてのご協力が願えるかどうかということを一言お聞きして、私の質問を終わりたいと思うんですが、ありがとうございました。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 議員さんのおっしゃったように、この広がりをおしは期待しております。中野さんが、これカッチャという名称だそうです。カッチャのこの農家民宿が成功し、そのものが波及的効果を及ぼしながら、またさらに和が広がるということに期待をしながら、またそういう状況が生まれてくれば町としても皆さんとしっかりとまた対応すべく頑張っていきたいと思っています。

◇ 高 桑 佳 子 議 員

○議長（山崎信義） 次に、4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 質問者の最後となりましたが、義務教育終了後の進学者支援について質問をさせていただきます。

義務教育終了までの子供たちやそのご家庭について、当町では多くの支援策が用意されています。また、お祝金の支給や医療費の助成など、経済的負担の軽減は高い水準にあると承知しております。子ども・子育て会議においては、支援事業計画が策定され、27年度から実施される予定であり、大いに注目される所です。この機会に私は町民の方からさまざまな意見を伺いましたが、子育てが一段落したと思われる世代から決まって出てくる話がありました。それは、精神的、経済的に一番苦しかったのは子供が高校、大学のときということです。子ども・子育て支援事業計画も町長の言われるわくわく子育て大作戦もその対象となるのはほぼ義務教育までの子供たちです。義務教育を終えても自立してくれるまでは短くても高校卒業まで3年、さらに進学すれば5年、7年、それ以上もあるかもしれませんが、親にとっては本当に先の長い話です。また、日本は子供の貧困大国と言われていています。今や6人に1人が該当すると言われていています。しかし、私たちには貧困と言われてもぴんとこないのもまた事実です。貧困の線引きは年間収入から税金や保険料を引いた可処分所得が中央値の半分以下、つまり人並み所得の半分以下と言いかえられるようです。そして、子供の貧困とは食べられないというよりはお金のかかる修学旅行に行けないとか、学費がなくて子供を高校、大学に行かせられないなど、食べていくのがぎりぎりというイメージで、その国で文化的な暮らしを送っていくのに必要な収入がないということの意味するそうです。子供にとって教育の選択肢がないことや学習環境が調っていなければ将来の就職にも不利になり、ひいては貧困が世代間で連鎖するという状況になりかねません。出雲崎の子供たちには家庭、学校、地域を含め安心できる調った環境の中で義務教育を受け、自分の将来に夢と希望を持ってさらに進んでほしいとみんなが願っています。地方創生総合戦略が閣議決定され、地方自治体が地方の特色を生かした施策を実施することになり、人口減少対策と絡めて子ども・子育て支援策はどの自治体でも重要課題として取り組んでいます。こうした大きな動きの中でウェルカムファミリーの自治体として認定された出雲崎町、今町民が困っていること、こうあってほしいことに耳を傾け、地方版総合戦略の策定の中で他に先んじた施策を検討できないものかと考え、義務教育終了後の進学者の支援についてお伺いいたします。

1つ目は、高校通学費の助成について、再度検討できないだろうかということです。この質問については、25年3月定例会において仙海議員が一般質問されています。あれから2年たちますが、全国の自治体では少なくない数の実施例があります。新潟県内では、関川村が平成26年4月から高校生と中等教育学校生を対象に、定期券購入額の30%の補助を実施しています。関川村の人口は最新の広報では6,173人、小中学校は統合により1小学校、1中学校で、児童生徒数も出雲崎町の約

1.3倍程度です。高校はなく、ほとんどの生徒が町外に通学しているとのこと。当町においても町外に通学する生徒がほとんどであり、ぜひ欲しい制度と考えます。実施を検討できないか、町長にお考えを伺います。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 前段における総合的ないろいろな問題提起ありましたが、これはこの後に場合によってはお答えをさせていただきますが、個々の問題について具体的にひとつお答えをしてみたいと思います。

高校通学費の助成につきましては、今高桑議員さんのお話にもございましたように25年の3月、仙海議員さんから一般質問を承っておりますが、一般質問でお答えをしておりますが、その当時からさらに子育て支援策の拡充に努めておるところでございますが、その間における医療費助成とか、あるいはインフルエンザの予防接種対策は高校生まで拡大をする。あるいはまたこのたびの議会においてもご提案を申し上げます障害のある児童生徒の修学援助に関する条例の一部改正、あるいはまた特別支援学校に限定しておりますが、高等部に通う場合の保護者の経済的な負担を軽減するための改正案、あるいはまた特別学校に通学するための送迎が必要な場合には小学部、中学部を含めて保護者の負担軽減を図っておるといふものとあわせて、毎日となりますとなかなか精神的な負担も相当なものと思われるわけでございますので、こういう方々に対してこれでいいのかどうか。まだまださらなる町としての対応が必要なのかということ、今回また皆さんのご理解をいただきながら進めながら、さらにまたひとつ検討してみたいと思っておりますが、今ご指摘の高等学校へ進学の場合は公立高校、私立学校の選択肢もありますし、さまざまな考慮の中に経済的な負担も考えて決められるでしょうが、特別支援を必要とする生徒となりますと選択肢が非常に少ない中で負担を強いられるわけですし、そういう方々を支援していかなければならないというように考えておりますので、高桑議員さんおっしゃるようになりますようにやっぱりこれからアベノミクスいろんな問題出ておりますが、格差社会、これが拡大する傾向にある、これは否めない事実です。私は、やっぱりそういう意味における、私は常に申し上げている。所得の多い人はどんどん税金なり負担をすべきだと。そういうお困りの方々、そういうのに徹底的にご支援を申し上げながら、できるだけ格差を縮める、これが私はやっぱり基本だと思うんです。そういうものを私は主体にやっていきたい。そういう方の中で、高校通学だけはこれどうするということは今のところちょっと考えておりません。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 今回の定例会において特別な支援が必要な子供たちに対してのそういう補助が新設されたこと、本当にいい制度だと思います。町長のおっしゃるようになりますように選択肢の少ない中でやっていかなければいけない。また、その先も見据えて日々自分を次のステップを踏まなければいけないということがやはり大変な困難を抱えているわけですので、そちらが先というお考えも本当によ

くわかります。ただ、出雲崎に住んでいる子供たちの交通費の負担というのは通常JRでも定期代で年間8万円、それからバスで長岡に通うとなると年間16万円、15万円以上になるわけですので、それはもう本当に高い額であって、以前はJRで移動する高校生がほとんどでしたので、長岡に通うようになって目の玉が開いたままになるようなびっくりした保護者の方もおいででした。今後やはり考えていく中で交通費が非常に負担になるということもこれから出てまいりますので、将来的にぜひご検討いただけるようお願いしたいと思います。高校生になると、それ以外にも入学準備費用から部活動やら、その遠征費やらかかる費用は格段に増えますので、お考えいただき、いずれどこかでぜひ実施したい制度だと思っています。

2つ目に移ります。給付型の奨学金制度についてでございます。今何らかの奨学金を利用する学生は、平成24年度の調査になりますが、全国で52.5%、2人に1人が利用しているということになります。教育費には一体どのくらい費用がかかるのか。もちろん進学先や住むところによってまちまちですが、国の教育ローンを利用した2万1,103世帯へのアンケート調査の結果を参考にしますと、高校入学から大学卒業まで平均で子供1人当たり1,032万かかるそうです。平均世帯収入557.8万の中で特に大学に在学中の在学費用は38.6%を占め、約4割近くになりますが、親の負担の厳しさがうかがえる内容となっていました。2人、3人と子供を生み育てて人口増につなげてほしいとは思っても、大学までとなると単純に言えばこの2倍、3倍のお金がかかってくるわけです。

先ほど町長から格差社会の是正という話がありましたが、高校生については民主党政権で実施された授業料無償化の制度が26年4月から変わって、世帯所得制限が設けられています。約15%に当たる所得が910万円以上の世帯に授業料が復活し、かわりに住民税が非課税の世帯については給付型の奨学金が新たに設けられました。これによって所得の少ない世帯で特に兄弟の多い世帯の経済的負担については軽減されると思われます。この流れの中で高校生の奨学金受給者は、他の奨学金ですが、若干少なくなったようです。しかし、高校卒業後の進学で奨学金を利用する学生は毎年増加傾向にあると言われてしています。奨学金の多くは貸与型で、卒業と同時に数百万円の借金を背負うことになるわけです。返済の必要がない給付型の奨学金は大学や団体を探せばあるようですが、必要とする人から見ると圧倒的に少ないのが実情のようです。出雲崎町は、修学意欲のある高校生と大学など上級学校の進学者に対して無利子の奨学金制度を実施しており、進学する子供たちや保護者にとって大変心強い制度だと思っております。私は、出雲崎町の意欲ある子供たちの夢と希望、やりたいことを応援し、経済的な不安を軽減するために今までの奨学金にプラスして返済の必要のない給付型の奨学金が検討できないかと考えています。個々の実情に合わせて複数の奨学金を利用できることは生活設計が立てやすく、それが給付型であればなおさらのことだと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 高校生を対象に独自に給付型奨学金の創設ということでございますが、先ほど

高桑議員さんがおっしゃったように国では高校生向けの助成制度は修学支援金として授業料の無料化が図られていましたが、平成26年度から所得制限が設けられるということで、ちょっと厳しくなっていました。また、同年度からは返済不要の給付型の奨学金制度が創設されていますが、これは市町村民税所得割額の非課税世帯を対象としています。いずれも都道府県における制度であり、それぞれの高等学校が窓口になっております。先ほど議員さんがおっしゃったように町独自の制度ということもありますが、現在でも高校生に月額1万円の無利子の奨学金制度がありますので、これを有効に活用していただきたいというふうに考えております。今ちょっと担当にお聞きしたんですが、この奨学金制度をどんどん活用して、意欲ある子供さんからひとつ志望する高校、大学に進んでもらいたいということなんです。今お聞きしますと出雲崎には相当枠があるんですが、今応募される方はたった1人らしいです。だから、高桑議員さんおっしゃるようには確かに必要なんですが、奨学金を利用してやろうという子供さんが少ないということは、それなりにご家庭、ご父兄の皆さんが頑張っているのかなと思いますし、またあわせて奨学金ももらいつ放しというわけじゃございませんから、卒業、就職した段階で返済もあるということで、そういう点も考えておられるのかな……その辺はちょっとわかりませんが、いずれにしましても残念ながら今出雲崎町では新年度にたった1人奨学金を活用したいという方で、余り奨学金を活用したいという方が少ないというので、それなりにやっぱりご父兄、ご家庭頑張っておられるなというふうに考えておるんですが、そういう意味で今の町の現状の中で対応してまいりたい。私は、次のUターンのこれとのかかわりも出てくるんじゃないかなと思っていますので、また次の質問等にあわせながらお答えもしてまいります。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 26年度には1,000万を超えるたくさんのふるさと納税をご寄附などいただきました。町長の電話に出雲崎を愛していますと言い切ってくださいました。町外に住まわれていても出雲崎を愛し気遣ってくださる方たちがたくさんいらっしゃることは、私たちがまた地元で頑張ろうという気持ちを奮い立たせてくれます。人は、立ちどまったときに誰かに支えられたり助けてもらったりしていることを実感すると頑張れる、もう一踏ん張りできるものだと思います。今の子供たちが大人になったときに、例えば町外に出たとしても出雲崎をふるさととして大切に思ってもらいたいと思います。私、給付型奨学金については返済の必要のない奨学金でありますけれども、例えば額は大きなくてもいいと思うんです。大きい額でなくても出雲崎に支えてもらったという思いが次世代の子供たちにやはり出雲崎を大切に思う気持ちにつながるのではないかと。出雲崎を決して忘れないはずではないかと思うわけです。これは、出雲崎町のたしか今お一人しか応募がないということですが、やはり奨学金の利用が少ないのは町長がおっしゃるよう親御さんが一生懸命頑張っているのかもしれない。ただ、やはりそこに余裕がない中で頑張っているのかもしれない、余裕があって頑張っているのかわからないんですが、少ない子供たちですからなおさらの

こと大切に育てていくために給付型の奨学金を創設できないものかと考えますが、その点はいかがなものでしょうか。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 新たなる奨学金の創設ということですが、私はこの3番目のご質問もあるんですが、そういうもの全体を含めまして、ちょっと私は総合的なことを申し上げたいといったことは、今高桑議員さんのおっしゃる一つ一つの問題に対してもしっかりと受けとめて、そしてやっぱり分析をしながら、総合的なそういう町がやったことがどういう形でお子さんに、あるいは町に還元されるのかということを総合的にやっぱり私は個々の問題だけじゃなくて対応していきたいと思うんですよね。これは、ちょっと3番目に入るんですが、今の形の新しい創設というのは私は今考えておらない。次の問題に入るとちょっとまた怒られますので、次の問題について私は私なりの考え方を申し上げて、そして今この2番目については現状の中でひとつ進めながら、さらにまたそういう奨学金なりをもう本当に必要とするんだが、しかしなかなか難しいというような問題があれば、できるだけ意欲のある子供さんから学んで、さらに研さんを積んで立派な社会人になってもらいたいということで、町と協力する点があればまた十分対応してまいりたいと思います。今のところは、今町の現状からしてこの制度の中で進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 町長のほうで3番目の質問に答えたいと思っていらっしゃるという最後の質問でございます。奨学金の返還支援についてです。先ほどもお話ししましたが、日本学生支援機構によれば学生の半数以上が奨学金を利用しています。そして、今度はそのうちの10%、約1割が返済ができずに延納あるいは滞納をしているということです。出雲崎が同様とまでは言い切れませんが、傾向として極端に違ってもまた言い切れないとは思いますが。給付型が主流の欧米に比べて日本はほとんどが貸与型ですから、奨学金という名の実は教育ローンと言われています。この状況もやっぱり国も危惧していて、これは県に対してなんです、奨学金返還を支援する事業を検討しているようです。2月28日付の報道によれば、和歌山県知事がUターン就職などを県内に定住し、就職する企業など要件を満たした人に対して奨学金返還を支援する事業に取り組む意向を示したとありました。これは、各都道府県が基金を設け、返還金を負担、基金は地元産業界や一般にも協力を呼びかけるとありました。道府県からの支出に対して国が特別交付税措置をとると、そういうことですので、これは道府県の話ではありますし、今のところ新潟県ではそういった動きはまだないと担当者から聞いております。町として、県までおりてきているものに対して、町として事業に取り組むのは財源の問題もあるし、ハードルも高いのかもしれませんが。ただ、出雲崎町内の若い方で奨学金の返還を行っている方がどの程度かもわからないですし、所得制限や年齢制限などを設けるとすれば考えるに夢のような話でもまたないような気がしております。Uターン、Iターンに効果があるのではないかと思いますし、何よりも若い世代の生活を支援できる。町長はこういった支援について

どのようにお考えかお伺いたします。

○議長（山崎信義） 町長。

○町長（小林則幸） 今回は、高桑議員さんの質問のいわゆる一貫してご意見を述べておられることは高校通学の問題、あるいは奨学金の問題、新しく創設する問題、あるいはUターンした場合には奨学金の返済を免除したらどうかというお話、まことに適切なご質問であり、また私たちも前向きに検討してまいります。私は奨学金ひとつ考えますと、いわゆる本当に進学したい、しかし経済的に困窮している。だから、奨学金を借りて就職したら返済したい、あるいは、いや、それだったら教育ローンを借りて、奨学金なんかいいやという人もあるんです。内容は千差万別だと思うんです。私は、1つ私の考え方です。私は、やっぱりこういう奨学金を借りているとか、返済を猶予するとかというんじゃなくて、私はやっぱり高等教育あるいは専門学校でもいいです。外に出て学んだ方々が町に帰ってしっかりと定住をして、先ほど申し上げた長岡なりそういうふうになったら、私はやっぱり町としてそういう人に対して、もう私は経済効果とか、そういう問題も十分考慮しますと、ある程度本当にこの町に帰って、よし、この町に骨を埋めて、徹底的にひとつ頑張りがりながら他に行き、また所得を得たいという人があったら、私はそういうものについてオールマイティーの政策の中で対応するというのをこれから私必要になってくると思うんです。これは、また皆さんと十分相談しなきゃならない。やっぱりそこまでやるべきだなと私は考えているんです。だから、私はさっき申し上げたことは、これからのやっぱり教育の問題もそうですが、私はやっぱり今少子化問題いろいろと結婚から……まず結婚に始まり、妊娠、子育て、そして育児、教育あるいは仕事、私はやっぱりこれからの出雲崎町としてはそういう一貫した一つの流れの中に総合的にどういう施策を重点的に進めるべきかということを考えていかないと、いわゆる総花的な話だけじゃ私はだめだと思う。そういう総合的な一環した連続的な政策を進めながら、その中においてどういうものに重点を置いていくかということとやっぱり目標を定めて、単なる通学なり奨学金だけの問題じゃない、やっぱり全てのことを総合的に判断をしながら、その中においてこれからの町としての生きざまをどこにひとつ重点を置くべきかということ私をやっぱり検討していかなくちゃだめだと思うんです。だから、私は高桑さんのご意見も十分承っておるんですが、私はやっぱり究極は出雲崎町は本当に町外へ出て勉強して、町に帰って、よし、町でひとつ頑張ろうという人があったら、私はそういう人に対して町として積極的な支援をするというような方法だってもう必要だと思うんです。それもやってみたくは私思うんですが、でもこれは皆さんとよく相談しなくてはいけません、やっぱり何かで起爆剤を起こさないと横並びに一線じゃだめだと思うんです。そういう意味できょうのご質問をしっかりと受けとめながら、また総合的に判断をしながら、私はこれからのいろいろな問題について対処していかなくちゃならんというふうには思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 総合政策の中でこれからご検討いただけるとのこと、いろんな中でつながっていくようなればいいと思います。「米百俵」の話ですが、小林虎三郎は食料のないときに寄贈された米百俵を食べずに、人材育成のために学校を創設し、そこで学んだ人たちはその後全国で活躍して名前を残しております。当町も町の将来を担う子供たちの育成に力を入れ、長いスパンで捉えて、一つ一つのこの総合戦略の策が次世代育成、定住促進、人口減少に歯どめをかけることにつながっていくように考えていきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山崎信義） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 零時05分）

第 3 号

(3 月 20 日)

平成27年第3回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成27年3月20日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について
- 第10 議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について
- 第11 議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第26号 指定管理者の指定について
- 第15 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第28号 指定管理者の指定について
- 第17 陳情第 8号 J A改革に関する陳情書（平成26年次分）

- 第 1 8 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度出雲崎町一般会計予算について
 - 第 1 9 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
 - 第 2 0 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
 - 第 2 1 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 第 2 2 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
 - 第 2 3 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
 - 第 2 4 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 2 5 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
 - 第 2 6 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
 - 第 2 7 議案第 3 9 号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 2 8 発議第 1 号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 2 9 発議第 2 号 農協改革に関する意見書
 - 第 3 0 議員派遣の件
 - 第 3 1 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長（山崎信義） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第1、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案6件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、仙海直樹議員。

○総務文教常任委員長（仙海直樹） 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案6件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告をいたします。

審査は去る3月11日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管

理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過について報告をいたします。

初めに、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、他の市町村と給与格差がある場合、本町に優秀な職員が集まりづらくなることが懸念されるが、現在はどのくらいの差があるのかと質疑がありました。正確に判断するには採用が同時期であることなどのさまざまな条件がありますが、一つの方法としてラスパイレス指数があります。それによると本町は県内30市町村中17番目に当たり、10町村中では5番目に位置していますと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、行政区長に対し報酬が上がると説明されたが、集落数が10世帯の場合は下がるのではないかと質疑がありました。現在本町では10世帯の集落がなく支障はないと思われるが、言われるとおりですので、今後対応を検討してまいりますと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 出雲崎町行政手続条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 出雲崎町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号 出雲崎町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、水防に関しては消防団が担っていくと説明がありましたが、消防団員の確保についてはどのように考えているのかと質疑がありました。部においては、特別団員制度を使い団員確保に努めているところもあります。今後消防団に対して協力していただいている企業を表彰するなどのPRも行っていきたいと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 出雲崎町障害のある児童生徒の就学援助に関する条例の一部を改正する条例制定については、本町は特別支援を受ける割合が多いと聞いており、そのため他の子供に目が行き届かなくなる現状がある。いずれは本町で通級指導の体制が整えられていくべきと考えるがと意見がありました。県が認めている通級指導は長岡地域等で幾つかという決まりがありますが、将来的には障害のある子もない子も全体の中で支援していきたいと答弁がありました。また、本条例の改正により支援が拡充されるが、今まで対象者の満足度などの検証・評価はどのように行っているのかと質疑があり、評価については就学指導委員会において行っていると説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について

議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について

議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第26号 指定管理者の指定について

議案第27号 指定管理者の指定について

議案第28号 指定管理者の指定について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定について、日程第10、議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について、日程第11、議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第14、議案第26号 指定管理者の指定について、日程第15、議案第27号 指定管理者の指定について、日程第16、議案第28号 指定管理者の指定について、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案10件は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案10件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、3月11日午前9時30分より役場議員控室において、委員全員出席し、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

最初に、議案第19号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、残り4カ所のゲートボール場は適正に使用されているのか質疑があり、地元では適正に使用されているとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、段階をふやしている市町村はあるのか、高所得者のさらなる細分化はしないのかと質疑がありました。都市部では、多段階を設けている市もある。本町は高所得者を細分化しても効果が薄いとの説明があり、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 出雲崎町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定については、何歳から対象になるのかとの質疑があり、65歳以上の高齢者全てを

包括的に支援していくとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 出雲崎町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定については、地域包括支援事業と指定介護予防支援事業の事業分類の質疑があり、地域包括支援センターは65歳以上の方全ての人を対象で、運動、相談など総合的にいろいろな事業を行う。指定介護予防では要支援1、2の認定を受けた人を対象にケアプランを立てる事業であるとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 出雲崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 出雲崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、町の収入減につながるので、占用料を下げなくもよいのではないかと等の質疑があり、地価の評価によって価格が異なるため、国の基準を超えない範囲で、国、県とあわせて改正するものとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 指定管理者の指定については、指定期間の基準についての質疑があり、保健福祉センターは福祉計画の計画スパンにより3年とし、ほかの施設は2順目の指定で5年にすることが多いとの説明がありました。また、お風呂の利用を遅くできないか、未利用地を有効活用できないかの質疑では、指定管理者の裁量によるものと、町と協議するものがあるとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 指定管理者の指定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 指定管理者の指定については、利用料金の減免基準と利用申請期日の質疑があり、営業活動でなければ減免になる。申し込みや規則で3日前までに申し込むようになるとの説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号を採決します。

議案第27号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決します。

議案第28号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第8号 JA改革に関する陳情書（平成26年次分）

○議長（山崎信義） 日程第17、陳情第8号 JA改革に関する陳情書（平成26年次分）を議題とします。

ただいま議題としました陳情1件は社会産業常任委員会に付託し、継続審査となっておりますが、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 社会産業常任委員長報告を申し上げます。

閉会中の継続審査となっております陳情1件について、審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

その結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、審査経過について報告いたします。

陳情第8号 JA改革に関する陳情書については、去る1月9日に、越後さんとうの遠藤理事長、北部営農センター佐藤課長、同じく石塚係長から陳情内容について細部の説明を受けました。JAの改革は、農協の役職員だけでなく、組合員等へのわかりやすい説明が必要であるとの意見や、都市部の農協も中山間地を中心とした地域も一緒に改革することは、本町のような中山間地域の農業振興や地域活性化にはマイナスになるとの意見。また3月11日に開催されました委員会では、意見書は今の現状に合ったものでなければならないとの意見がありました。慎重審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 12月定例会に上程されて、そして3月定例会まで継続となって審査をしていただいたわけでございますけども、まずもって敬意を表します。ご苦労さまでした。

その中で、1月の9日に3名の方から陳情について内容を聞き取りしたということですが、その辺のことをもう少しちょっと教えていただけませんか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） そのときにいろいろな意見がございまして、ちょっとメモ程度なんですけれども、残っておりますので、そのように説明させていただきます。

当町では担い手が育っていない、中山間地と都市部と同じに改革を進めると弊害が出るのではないか、また農協の全中の社団法人化だとかいろいろなものをした場合に地方の単協はどう推移するのかというような話、それと質問として地方創生の農業を求め、所得向上に結びつくのかというような意見がございました。また、中央会との監査、監査指導ですか、こういう問題が提起されて

おりますので、中央会から指導はない、単協がどういうふうに移っていくのかなどの質問もありましたし、それと正組合員と準組合員の基準の方法のあり方というような質疑がございました。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 大変に意見聴取されたということですが、まずもってご苦労さまでした。

ただ、1点私危惧いたしますのは、陳情、請願というのは一回出てきて、その時点で判断すべきものと私は思います。時間をたつて何年、何カ月も例えば継続して行って、その間事情がどんどん変わってくる、その事情まで勘案すべきものなのか。これはちょっと違うんじゃないかなというふうに私は思います。この陳情が出されたのは9月18日でございます。そのときには、まさに全中と政府与党の間で綱引きが行われ、その後年末に対して全中が了解したということで、政治的には決着されたものと私は考えております。今の中で出てきました準組合員のこととか、それは9月の段階の陳情書に一切触れていない。陳情書では、後押しをよろしく頼むという書き方しかしていない。その陳情書に対する意見を採択して、今さら政府与党に対して陳情書を上げること、すなわちこれを採択することがいいのか悪いのか、ちょっと私は疑問に思うんです。一生懸命やられたのは本当に大変だったろうなというふうに思いますけれども、一旦採択なら採択、不採択なら不採択して新たなものを議論してほしいならば、またもう一本の陳情なり請願なりを出すべきではないのか。1つの陳情書が形を変えてころころ、ころころと違う趣あるいは違う文言がどんどん、どんどん入ってきて請願として残っているような気がいたします。その辺のことは、委員長、どう思われますか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 9月に提出され、12月の定例会で審議いたしました。そのときには、説明員もいなかったものですから、現実的に社産の委員5人で審査するのはなかなか難しいということで、1月に説明員を呼んで説明を受けようと、こういう方法にして1月9日に審査いたしました。陳情が提出されたときと現在の状況が変わり、全中の会長は政府与党の改革を受け入れ、国会でも審議されて、今現在継続中でございます。そのあたりのものの判断として、先ほど報告したような審査経過を社産で検討した結果、一応9日、それと3月の今回の定例会で意見書が提出されたものにして、提出者が意見案として作成して、委員会として採用するというような形をとらせていただきました。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） その意見書は、9月18日に提出された陳情書に添付されていたものですか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 9月の意見書ではなくて、1月9日のを経て再提出していただきました。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 陳情、請願はもう当然のことながら、議会ではルールといったものがございませう。再提出となれば、一旦その公案を採択するなり不採択するなりして、その後新たに提出するのがルールではないでしょうか。1つの提出されたものをまた再提出するならば、議会の受領印が要るわけです。それも経ずに新たなものを提出してそちらの意見書を採択するというのは、これはルールに違反しているのではないのでしょうか。委員長、どう思いますか。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） この案件については、閉会中の継続審査として決定されたJA改革に関する陳情書について、閉会中の継続調査として決定された農林水産業問題についてそれぞれ審査、調査するものであり、特に継続審査とされた事項については議会委員会条例の第21条、公聴会を開催し審査するものとなっておりますが、地方自治法第115条の第2、1項に提出されている予算その他の重要議案、請願等について公聴会開くとされているんですが、最初に委員会条例の公聴会部分を簡単に説明しますと、開催は議長の承認を得ること、第21条で示しています。第22条では、意見をあらかじめ申し出ることとか、23条では公述人、利害関係者の決定、それと24条では発言の方法等、質疑に関する事項などがあります。今回の委員会は、公聴会の公示や意見の事前申請が出されておられないこともあり、また議事の2に継続審査の事項もありますので、公聴会という体裁をとらないでJA越後さんとうの皆さんにおいでいただいておりますので、皆さんからの意見聴取という形をとらせてもらいました。それで、議会基本条例の第12条に規定されている自由討議による意見形成も定められておりますので、自由討議で決定させていただきました。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。まとめてください。

○3番（中川正弘） 私が言っているのは、一生懸命やられたのもわかるし、本当にご苦労さまでした。ただ、一旦出てきたペーパーを議会として受理したものを差しかえるならば、もう一度受領印、要するに議長の判こが要るのではないか。意見書としてまた新たなもの、違うものが出てきたならば、そのときに議長の受領印が要るのではないか。すなわち、差しかえることということは、1つの審査内容が変わることですから、審査は一旦そこで終了すべき。そして、新たなものをもう一度審査すべきだと私は思うんですが。その辺のことを私は委員長に聞いたんです。もう一度お願いします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 議長、少し休憩ください。

〔何事か声あり〕

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 動議。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（山崎信義） 休憩動議ですね。

ただいまの動議、賛成でございますので、お諮りします。
休憩を許可いたしますか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。
しばらく休憩にします。

（午前10時09分）

- 議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

- 議長（山崎信義） 日程第17、陳情第8号 JA改革に関する陳情書（平成26年次分）についてを
議題とします。

委員長の答弁を求めます。

8番、諸橋和史議員。

- 社会産業常任委員長（諸橋和史） 今回の審査は、12月定例会に提出された案件そのものを審査し
た結果でございますので、それを可決ということで社産の委員は了承しております。よろしくお願
いします。

- 議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

- 1番（宮下孝幸） 12月の段階で出されて、まとめなければなりません、一番問題なのが先ほど
委員長のほうから答弁いただいているとおりであります。これ現段階でということと12月段階では
もう大きくやっぱり情勢が変わって、潮目が変わってきているわけです。ですから、陳情書を継続
して扱ってきたわけですから、陳情書そのものはこの議会まで生きているわけです。ですから、事
務手続上は何の問題もないんですよ。何の問題もないんです。ここで審議をすることもやぶさか
でもない。ただ、中川さんが先ほどからおっしゃっている内容の一部にも含まれておりますが、この
陳情書が出された段階というのは、JA全中の考え方といわゆる政府側の考え方というのは真っ向
から対立をしていて、相反するものであったわけです。おのおのにおいて、全中主導型でやってほ
しいということと政府主導型でやるものと2つあったわけですが、これがぶつかり合っていたとき
に、おのずとやっぱり傘下における各JAというのは、全中の発想を後押ししてくださいという陳
情が全国幾らでも出てきていたわけです。その陳情書が生きているものを今現在の状況に照らし合
わせて、当議会が議長名をもって国に出すことが世相状況から見てこれおかしくないかなと思うん
ですが、そういった内容の審議というのは委員会の中でなかったんでしょうか。

- 議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） それは、一番最初委員長報告に申し上げたとおり、1月9日に陳情書が整合性がとれないのではないかとということで我々も12月議会で継続審査にいたしまして、それで説明員をお呼びして説明を受けたと。我々最初の12月定例会の陳情書だけではなかなか理解できないということで、社産で協議してこういう今の段階に至っております。

以上です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） その経過については、先ほど委員長ご説明のとおりだと思われま。私が申し上げているのは、できれば採択、不採択って、私別にJA全中がいいとか国が悪いとかという議論でお話を申し上げているのではなくて、委員会に付託されたもの、これ12月8日と書かれておりますが、この段階で拾い上げるのであれば拾い上げてよかったのではないかなと。これやっぱり3月まで延ばして、この3カ月間でやっぱり大きく上の情勢が変わってしまったということが、この12月で審議したものをもとに意見書として議会が出すというのは若干これ時代錯誤の感覚というのは否めないのではないかなと、そんなような危惧をいたしました。できれば、本当は3月まで延ばしたのであればここで一旦なくしてしまっ、新たにJAさんから今のものに合うものを出してくださいと、それに基づいてもう一回審議して、意見書出すなら出す形で進めていければというようなことでもよかったのかなと思うんですが、そういったご意見等は委員会の中にあっては出てこなかったんでしょかね。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） 3月の定例会においては、そういう意見はございませんでした。1月9日に審議した結果に基づいて、委員会としては可決すべきものと決定をいたしております。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第8号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山崎信義） 起立多数。

したがって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算について

議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第31号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第18、議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算について、日程第19、議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第20、議案第31号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第21、議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第22、議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第23、議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第24、議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第25、議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第26、議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、6番、仙海直樹議員。

○予算審査特別委員長（仙海直樹） 予算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案9件を審査するため、3月17日午前9時30分より本会議場において、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過についてご報告をいたします。

初めに、議案第29号 平成27年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項1目13節委託料の人事評価制度研修委託料で、委託先について質疑があり、委託先については講師にかかるものが主

で、評価者と被評価者の2回分の研修費が主なものと説明がありました。

また、評価は、目的を定めてその達成度で評価しなければ支障が出るのではないかと質疑があり、評価については一人一人が目標を定めて行う業績評価と、サービス・企画力等の能力評価に分かれ、この2つを合わせ1年間の評価とすると説明がありました。この制度に伴い、人が人評価することは大変難しいことで、うまく機能させて職員の能力、行動力などを上げられるように努めるよう意見がありました。

3款2項1目8節報償費の発達障害児支援者研修会報償で、研修の対象者について質疑があり、保育園の保育士、児童クラブの指導員、小学校の先生等の支援者研修と説明がありました。

また、発達障害児は、理解や対応も特殊であり、一般の方にも広く研修を受ける機会を提供していただきたいと意見がありました。

6款3項2目13節委託料の海浜清掃事業委託料で、26年度より減額されているが、汚れが目立つので、増額するべきではないかと質疑があり、当初予算では国の補正が入っておらず、今後補正がつくことも考えられるので、対応したいと説明がありました。

7款1項3目19節負担金補助及び交付金の出雲崎ストリートジャズ開催費補助金で、5周年での増額予算ではあるが、企画や費用対効果を含め本町にとってどのように活性化につながってプラスになっているか、過去の検証を行うべきではと質疑があり、27年度は新たに天領の里を会場に加えるなど、広く行いたいと考えている、今後も実行委員会と検証しながら進めていきたいと説明がありました。

8款2項2目13節委託料の除雪委託料で、委託先や運転手の確保について、今後の見通しと、今後大型特殊免許の取得にかかる補助の検討も必要と質疑があり、委託業者で対応できない分は除雪作業員として運転手を町で臨時に雇用し、対応していると説明がありました。

9款1項4目8節報償費の自主防災組織活動報償金で、組織が生かし切れていないと感じる、行政区長会議やクリーン作戦のときを利用し、PRに努めていただきたいと意見がありました。

また、消防団との連携がないように感じると質疑があり、消防団との連携は消火等の火災訓練に関する連携はあるが、避難に関する連携はないので、今後検討していくと説明がありました。

10款2項2目13節及び10款3項2目13節の委託料、ホームページリニューアル委託料で、リニューアルするに当たり、何かふぐあいがあってリニューアルをするのか、またホームページの更新は業者ではなく先生が行うべきではないかと質疑があり、現在はホームページの更新が遅いためリニューアルで、今後は素早くできる体制でやっていきたいと説明がありました。

歳入全般について1款2項1目固定資産税について、携帯電話の鉄塔やJR等の固定資産税はどのようになっているのかと質疑があり、NTTや鉄道等の敷地については償却資産を国から通知されるので、それに基づいて歳入に計上していると説明がありました。

21款5項5目雑入の街並スケッチ画集頒布金で、画集はどのくらい残っているのか、第3集の発

行に向けて取り組んでほしいと質疑があり、第1集は完売し、第2集が残っていますと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号 平成27年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、水道料は他の町村と比較してどうなのか質疑があり、真ん中よりもやや高目になっていると説明がありました。

また、水量についてピーク時のくみ上げ量はどうかと質疑があり、くみ上げる能力については井戸の本数がふえた分多くなっているが、水質などを見ながらバランスをとりたい、水量についてはピーク時で日に3,000トンを目安にしているが、実際は2,400から2,500トンであったと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、下水道の接続率について質疑があり、26年度は接続が一般世帯で11世帯ありました。接続率は人口減少に伴い、最終的には94%くらいになると思うと説明がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 平成27年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（山崎信義） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号から議案第37号の議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号から議案第37号の議案8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第30号から議案第37号まで議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第39号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第27、議案第39号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第39号につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険法の一部が改正されたことに伴いまして、出雲崎町国民健康保険条例に条ずれが生じたので、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

改正前の国民健康保険法第72条の4には、特定健康診査等に係る国、県の費用負担が規定されておりますが、同条文の前に1条が加わったことにより、条ずれが生じたものでございます。改正法の施行が本年4月1日とされていることに伴い、去る3月11日に関係する政令が公布されましたので、条例の規定を整備するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第28、発議第1号 出雲崎町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、1番、宮下孝幸議員。

○議会運営委員会委員長（宮下孝幸） ただいま議題となりました発議第1号につき、その提案理由を説明をいたします。

平成26年6月20日に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日より施行されることに伴い、このたび地方自治法第121条の改正が行われました。

今回の改正は、教育の政治的中立性と持続性・安定性を確保しつつ、地方公共団体の行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築を図ることを目的とし、教育委員長と教育長の一本化を図り、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化及び地方に対する国の関与の見直しなど、いわゆる制度自体の抜本的な改革を行うものであります。

よって、ただいま説明をいたしました2つの法律の改正に伴い、当町議会においても町議会・委

員会条例第19条の改正を行うものであります。

以上、議員各位にはよろしくご審議賜り、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 農協改革に関する意見書

○議長（山崎信義） 日程第29、発議第2号 農協改革に関する意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、8番、諸橋和史議員。

○社会産業常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第2号 農協改革に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

政府は、昨年6月に改定した農林水産業・地域の活力創造プラン等において農協改革を推進することとし、今通常国会で関連法案の成立を目指しています。

今後は、政府が与党と協議して決定した法制度等の骨格を受け、JAグループ・関係団体との協議も含めて具体化が進められ、改革の目的である農業所得の向上、地域の活性化に向けて、JAグループの意見や現場の実態を踏まえた検討が必要となります。

このような中で、国による農協改革は、本町のような中山間地域の農業振興や地域活性化にはマイナスになる懸念も予想されます。

以上の観点から、農協改革に当たって、JAグループの自己改革と現場の実態を十分踏まえて検討するように意見書を提出するものであります。

議員の皆様にはよろしくご審議を賜り、ご賛同いただけますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（山崎信義） 起立多数であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（山崎信義） 日程第30、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（山崎信義） 日程第31、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時45分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 三 輪 正

署名議員 宮 下 孝 幸